# 身体障害者補助犬 受け入れ等相談対応マニュアル

# 身体障害者補助犬 受け入れ等相談対応マニュアル

### はじめに

『身体障害者補助犬法』とは、身体障害者補助犬(以下、補助犬)を使用している視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、補助犬の同伴を拒んではならないこと等を定めた法律です。しかしながら、民間の職場や住宅での受け入れが努力義務となっていたことから、当事者の強い要望を受け、また社会的情勢を鑑みて、議員立法により、昨年(平成19年12月)、身体障害者補助犬法の一部が改正されました。

改正点の一つは、民間職場での受け入れを義務化することです。ただし、職場の規模も様々であることから、 今回の改正では、障害者雇用促進法に則った職場、すなわち従業員数56人以上の職場を対象に受け入れを義 務化する方針です。

もう一点は、補助犬に係る苦情等の相談を、都道府県知事(政令市及び中核市の場合は市長)が責任をもって受けるという点です。これまでも、補助犬に係る相談は県の障害福祉担当課等で受けていたと思われますが、補助犬に係る苦情等は、補助犬使用者からの受け入れ拒否の相談に限りません。使用者と訓練事業者との間にトラブルが生じる場合や、使用者による犬の管理等に問題があるために受け入れが拒否されている場合等、様々なトラブルが想定されます。また、その問題の解決には、公衆衛生を所管する保健所や衛生担当部局、人権問題を所管する法務局、動物虐待等に関係する警察等と、相談窓口となる障害福祉担当課等が連携をとり解決にあたることが望まれます。さらに、他の都道府県にまたがる苦情や相談等をどう取り扱うかなどの検討も必要です。

補助犬法については、そもそも法律の存在を知らないことで未だ拒まれる例もあり、法律の社会的浸透が望まれます。補助犬が、障害者の自立と社会参加を促進し、普及するためには、社会全体が補助犬や補助犬法の目的を理解して受け入れる必要があります。そのためには、各自治体の窓口が、補助犬法やその運用について、しっかりと理解し、対応して下さることが求められます。

補助犬法が犬の法律ではなく「障害者の社会参加のための法律」であることの理解が広がり、補助犬が街にいるのが当たり前の社会になること、各自治体でも補助犬法の普及に積極的に取り組まれ、多くの障害者の自立と社会参加が促進されることを祈っております。

### 本マニュアルの目的

本マニュアルは、補助犬法改正に伴い、補助犬に係る苦情や相談の窓口となる都道府県及び政令市・中核市の担当者が、様々な相談に対応する際に活用が図られることを目的としております。

そのため、内容を四部構成とし、「Ⅰ. 補助犬の基礎知識」、「Ⅱ. 受け入れ相談」、「Ⅲ. 補助犬育成事業に係る各種手続き」、「Ⅳ. 補助犬を希望する障害者からの相談対応」としております。

補助犬に係る問題は、障害者の社会参加、犬の管理、公衆衛生、社会的認識、人権等、多岐にわたる複雑な問題が多数あることから、相談者が自治体に相談しても、対応に苦慮するケースもあったようです。今回の改正で、都道府県知事(政令市及び中核市の場合は市長)が責任をもって問題の解決を図るべく、関係する県や関係部局、関係機関等と連携が図られる体制をとることとなりました。本マニュアルでは、ホテルやレストラン・スーパーなど、様々な場面での対応例や、厚生労働省の監修もいただき、どのような機関と連携をとるべきか等も例示しておりますので、ぜひご活用いただけるようお願い申し上げます。

## 目次 CONTENTS

はじめに …… 02

本マ	Ξ.	ュアルの目的 02	
Ι.	裤		
(	(1)	身体障害者補助犬の種類 07	
(	(2)	補助犬の表示 08	
2	<b>4</b>	浦助犬使用者の義務と責任 09	
_		感染症対策 09	
	. ,	補助犬の健康管理 09	
`	(4)	①狂犬病予防注射と混合ワクチン	
		②その他の予防	
		③定期健康診断	
(	(3)	補助犬の衛牛管理 09	
	(-)	補助犬の行動管理 09	
	,	使用者のマナー 10	
	/	補助犬の排泄場所・方法 10	
	. ,	アレルギーへの対応(特に医療機関において)	11
		安全管理上の注意点 (特に医療機関において)	
	34	۱۹۵ ماد ماد کا ۱۹۵ ماد ماد کا ۱۹۵	
	_	をけ入れ相談 12	
1.	木	目談体制	
2.	<u> </u>	受け入れに関する相談対応 13	
(	(1)	補助犬同伴を受け入れるために 13	
		①ペットとの区別	
		②従業員教育のポイント	
		③他のお客様への対応のポイント	
(	(2)	補助犬使用者への対応 16	
		①盲導犬使用者・視覚障害者への対応	

	②介助犬使用者・肢体不自由者への対応
	③聴導犬使用者・聴覚障害者への対応
	④補助犬との接し方
	⑤補助犬を同伴できない場所
(3)	事業者別受け入れ体制 18
	①飲食店
	②小売店
	③宿泊施設
	④入浴施設
	⑤レジャー施設
	⑥スポーツ施設
	⑦動物園・水族館
	⑧映画館・劇場
	⑨美容院・理容室
	(II) タクシー
	①医療機関
(4)	トラブルの予防とその対処 27
	①お客様・補助犬使用者への応対
	②補助犬による迷惑行為等があったら
(5)	受け入れに関する相談事例 30
	使用者から/飲食店・小売業等の店舗から/レジャー施設から/救急隊員から/交通機関から
. 褙	輔助犬育成事業に係る各種手続き 32
1. 🛊	甫助犬育成事業 ⋯⋯⋯ 32
(1)	補助犬育成補助事業の現状 32
(2)	給付・貸与者決定の過程とは、そのあり方とは 32
(3)	使用者としての適性・適応とは 32
2. *	甫助犬訓練事業の開始 33
(1)	補助犬訓練事業(第二種社会福祉事業)を開始するためには 33
	①盲導犬訓練事業の開始について
	②介助犬・聴導犬訓練事業の開始について
3. ₹	<b>育成事業に関する相談事例 ⋯⋯⋯ 38</b>
	(4) (5) 1. * (1) (2) (3) 2. * (1)

V. ₹	開助大を希望する障害者からの相談対心 40
1. ‡	補助犬を迎える心構えと基礎知識 ⋯⋯⋯ 40
(1)	補助犬を迎えるに当たって 40
	①補助犬の実働期間
	②補助犬の日常の世話
(2)	補助犬入手までの流れ 41
	①補助犬を希望してから認定を受けるまで
	②補助犬希望の問い合わせへの対応
(3)	補助犬にかかる費用 41
	①補助犬訓練にかかる費用
	②訓練費用の助成制度
	③訓練費用の自己負担額
(4)	訓練事業者選び 44
	①訓練事業者選びのポイント
	②訓練内容
(5)	補助犬の認定 47
_	<b>資料 50</b>
	主労働省資料
_	体障害者補助犬法等
	料 1】身体障害者補助犬法の概要 50
	料 2】身体障害者補助犬法 51
• •	料 3 】身体障害者補助犬法の一部を改正する法律 55
• •	料 4】身体障害者補助犬法施行規則 56
【資	料 5】身体障害者補助犬法施行規則等の一部を改正する省令の施行について 61
(2) 各	種検討会報告書について
【資	料 6】介助犬に関する検討会報告書 63
【資	料 7】介助犬の訓練基準に関する検討会報告書 66
【資	料 8】聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書 69
【資	料 9】介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会報告書 72
【資	料 10】身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン 76
【資	料 11】身体障害者補助犬の遺伝性疾患に関する検討会報告書 79

(3	(3) その他通知等			
	【資料12】	介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件の緩和等について 86		
	【資料13】	介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の開始の届出等について 87		
	【資料14】	福祉サービスに関する苦情解決の概要について 88		
(4	1)訓練事業	者等の現状について		
	【資料15】	訓練事業者の推移 89		
	【資料16】	指定法人数の推移 89		
	【資料17】	補助犬の実働頭数の推移 89		
	【資料 18】	身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人 90		
	【資料 19】	第二種社会福祉事業届出状況一覧 91		
	【資料20】	盲導犬協会 (訓練施設) 一覧 92		
	【資料 21】	身体障害者補助犬法第16条に基づく認定状況 (都道府県別) 93		
	【資料22】	指定法人及び訓練事業者の認定実績 94		
2.	盲導犬関	]係法令		
	【資料23】	盲導犬関係法令 95		
3.	その他関	I係法令		
	【資料24】	社会福祉法 (一部抜粋) 98		
	【資料25】	動物の愛護及び管理に関する法律 99		
	【資料26】	狂犬病予防法 ······· 108		
1.	その他			
	【資料27】	○○県補助犬育成事業実施要綱(例) 115		
	【資料28】	人権を侵害されたら 122		
t	らわりに	123		
		… 125 - 助犬受け入れ等相談対応マニュアル作成委員会 委員名簿 123		
~1		MANAU/MATTINEO/U/U ・ エノバロMSMA SRTIN 110		

イラスト/関口紀子 デザイン・DTP制作/ビッグバン 編集協力/宮村美帆

# I. 補助犬の基礎知識

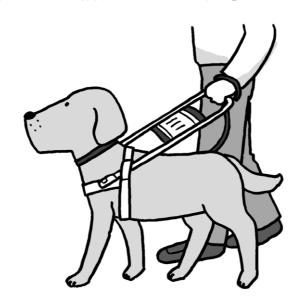
### 1. 身体障害者補助犬とは

### (1) 身体障害者補助犬の種類

「身体障害者補助犬」(以下、補助犬)とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の三種の犬のことをいいます。それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。

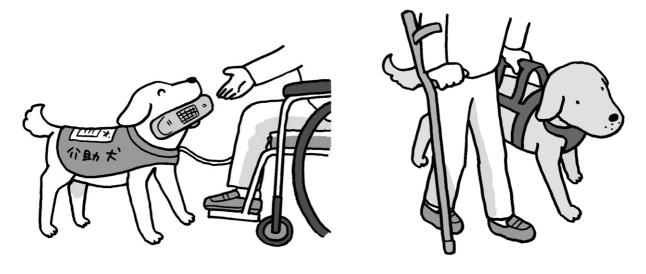
### 【盲導犬】

視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートします。道路交通法第14条に定める犬であって、政令で定めるハーネス(胴輪)をつけています。使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教えてくれます。



### 【介助犬】

肢体不自由者の日常の生活動作のサポートをしてくれます。落としたものを拾って渡す、手の届かないものを 持ってくる、ドアの開閉、冷蔵庫や引き出しの開閉、スイッチ操作などのほか、必要に応じて歩行介助、起立 や移乗(トランスファー)の補助などを行います。外から見てわかるように「介助犬」と書いた表示を付けて います。



### 【聴導犬】

聴覚障害者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。玄関のチャイム音・ファックス受信音・キッチンタイマー・赤ちゃんの泣き声・車のクラクションや自転車のベル・非常ベルなどを教えてくれます。また、「聴導犬」の表示をつけていることで、周囲の人が聴覚障害者であることに気がつくという効果もあります。



### (2) 補助犬の表示

補助犬はそれぞれに表示をつけています。(下の図参照)

身体障害者補助犬法に定められた通り、認定番号・認定年月日・犬種・認定をした団体名・連絡先などが明記してある表示を、外から見てわかるところにつけています。

また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、厚生労働省令で定める書類(身体障害者補助犬健康管理手帳と、盲導犬使用者証または身体障害者補助犬認定証)を所持し、関係者の請求がある時は、これを提示しなければなりません。

### 様式第一号 (第四条関係)



備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。

この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をすることにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、盲導犬、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

盲導犬における「指定法人」とは、道路交通法施行令第八号第二項 に指定する国家公安委員会が指定した法人をいう。

### 様式第三号 (第九条関係)

(表面) (裏面) 身体障害者補助犬認定証 (〇〇大) 認定番号 認定年月日 指定法人名 写 直 写 真 指定法人の代表者名 印 (使用者) (認定犬) 指定法人の住所及び連絡先 訓練事業者名 訓練事業者の代表者名 使用者名 (性別)生年月日 訓練事業者の住所及び連絡先 使用者の住所及び連絡先 (性別) 生年月日 犬の名前 犬種、毛色、毛質 狂犬病予防法に基づく登録番号

備考 この身体障害者補助犬認定証の大きさは、縦百二十ミリメートル、横百六十ミリメートルとする。写真の大きさは、縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルとする。

この用紙は厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。 「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

### 2. 補助犬使用者の義務と責任

これまで補助犬が社会で同伴を受け入れられてこなかった背景として、やみくもに「犬は汚い」「感染があると困る」「吠える、咬みつく」と考えられてきた経緯があることは否めません。犬は古くから人間社会の中でペットとして共に生活してきた動物であり、感染症についても予防接種などの管理対策が確立しています。また、感染源となる糞便や尿、唾液などとの接触がなければ感染の確率は低いといえます。補助犬は使用者の指示に従って排泄するように訓練されていますし、むやみに様々な場所を舐めたり唾液をたらしたりすることもありません。これまで、予防接種や健康管理及び行動管理を適切に行われた補助犬が、人の感染症の原因となった報告例はありません。

### (1) 感染症対策

動物から人、人から動物へ感染する疾患を「人畜共通感染症(zoonosis)」とよびます。世界的には300種類を超える感染症があるといわれていますが、ほとんどの感染症が野生動物から感染するものです。犬から感染する可能性のある代表的な感染症は、狂犬病、イヌ糸状虫症(フィラリア症)、レプトスピラ症などがあり、ほかにもサルモネラやキャンピロバクターなどの食中毒起因菌、パスツレラ症、皮膚糸状菌症などがあります。

しかし、これらは犬の適切な健康管理と衛生管理で予防できます。

### (2) 補助犬の健康管理

### ①狂犬病予防注射と混合ワクチン

狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により年1回の接種が飼育者(管理者)に義務づけられています。また、 それ以外にも補助犬は必ず混合ワクチンを接種しています。

### ②その他の予防

イヌ糸状虫症(フィラリア症)の対策として、補助犬に予防薬を投薬しています。また、寄生虫について定期的に検査をし、必要に応じて駆虫をするなどの治療を行っています。

### ③定期健康診断

補助犬は、身体検査、糞便検査、尿検査、血液検査などの定期健診を、年1回以上必ず受けることになっています。

### (3) 補助犬の衛生管理

補助犬の使用者は日常の管理として、毎日のブラッシングと定期的なシャンプーを行っています。また、耳掃除や歯磨き、足の裏を拭くなどの手入れも日常の管理として行うことになっています。きちんと衛生管理が行われていれば、大量のフケや毛が一度に落ちたり、不快なにおいがしたりすることはありません。

### ●身体障害者補助犬法

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第22条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、 予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

### (4) 補助犬の行動管理

一般的に嫌われる犬の行動は、「排泄」「吠える」「飛びつく」「においをかぐ」「舐める」、そして身体を震わせてしずくなどをはらう「ブルブル」などですが、補助犬はこれらの行動をみだりにしないように訓練されています。

身体障害者補助犬の健康管理と行動管理は使用者自身が行いますが、使用者がしっかりと行動管理をしていることが、身体障害者補助犬法に則った認定の条件となっています。

### ●身体障害者補助犬法

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第13条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

### (5) 使用者のマナー

使用者は社会参加するうえでのマナーとして、外出時には様々なグッズを携帯しています。その一例をご紹介します(これらのグッズや方法は人や状況によっても様々です)。

- ・便を処理する道具(「ワンツーベルト」など様々に工夫されたものがあります)
- ・おしっこを流すときに使う水を入れたペットボトル
- ・足の汚れなどを拭くウェットティッシュや、身体を拭くためのタオル
- ・抜け毛拾い用の粘着テープ
- ・フードや水を入れる容器
- ・待機中に犬の下に敷くマット



### (6) 補助犬の排泄場所・方法

補助犬の排泄場所や方法は、使用者によっても犬によっても様々です。

### ●屋外

- ・土の上
- ・駐車場などのアスファルト、コンクリート
- ・芝生や草の生えたところ、植え込み



### ●屋内

・障害者用トイレや、普通のトイレ、風呂場など (ペット シーツを敷いて、その上に排泄)

基本的に使用者の責任として、排泄物の処理は使用者自身で行いますが、援助を依頼されることもあります。その際は、必要な援助を行います。



### (7) アレルギーへの対応 (特に医療機関において)

アレルギーの原因といわれる犬のフケと唾液に対しては、脱毛は最小限になるように、またフケや唾液があちらこちらに飛沫することがないように、使用者が衛生管理・行動管理を行っています。抜け毛対策として、コートなどの胴着を着せている場合もあります。これまで、密室である航空機を含めて、補助犬の受け入れによりアレルギー患者が発生した事例は報告がありません。

しかしながら、アレルギーのある方にとっては犬が清潔か否かの問題にかかわらず、アレルゲンとなる可能性のある犬の存在そのものが精神的に大きな負担となることが考えられます。また現実にいかに犬が清潔であったとしても、個人によってはアレルギー発作の原因となるなどの事態も想定されることから、次の(8)のような対処が必要です。

### (8) 安全管理上の注意点 (特に医療機関において)

- \*医療機関で補助犬の同伴が可能であることの周知 (職員及び来院者等に対して)
- \*補助犬の安全性についての説明(医療機関として安全性について確認していることの説明)
- \*アレルギーがあることを自己申告していただくお願い
- \*別の場所への誘導

補助犬使用者にとってはアレルギーがある方の存在は確認できません。アレルギーがある方が犬を見つけたら 自分から犬を避けてくださるか、病院職員に伝えて別の場所への案内を依頼していただくかのどちらかの対応 が望ましいでしょう。

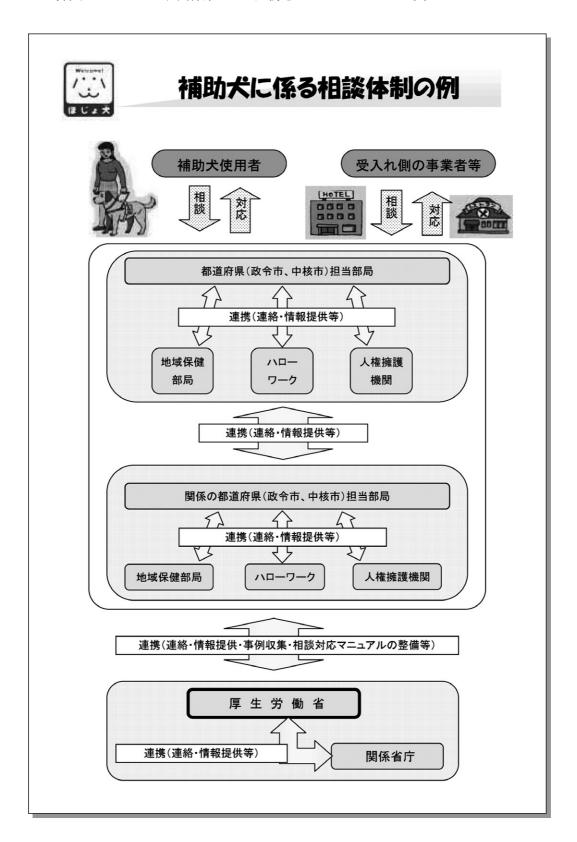
\*アレルギーのある来院者、使用者、双方への理解を促す

アレルギーのある来院者には補助犬使用者にとっての補助犬の存在の重要性を、補助犬使用者にはアレルギーのある方にとってのアレルギー症状の生理的・精神的負担の大きさを、双方に理解していただけるよう、職員の配慮と説明が必要となります。

# Ⅱ. 受け入れ相談

### 1. 相談体制

補助犬に係る相談体制について、例示します。図にはありませんが、動物虐待等に関する相談においては、警察との連携も必要となる場合があります。また、交通機関での移動中のトラブルなどにおいては、複数の他府県にまたがる場合もあることから、関係県などと連携をとることとしています。



### 2. 受け入れに関する相談対応

補助犬使用者にとって、補助犬は身体の一部と同じ存在です。障害を補い、生活の一部を担い、障害者の自立と社会参加を手助けしている犬です。

これまで、補助犬への理解不足などから、補助犬同伴の際の対応に戸惑ったり、受け入れを拒んだりする施設が多数ありました。しかし、補助犬の同伴を断ることは、すなわち補助犬使用者である障害者に対して施設の利用を断っていることと同じです。

2002年10月1日より身体障害者補助犬法(51ページ【資料2】参照)が施行され、すべての公立施設及び公共交通機関はもとより、2003年10月から個人店舗からデパート、宿泊施設、映画館やレジャー施設など、不特定多数の者が出入りするすべての民間施設でも補助犬の同伴者の受け入れが義務づけられました。

しかし、法律によって義務づけられたとしても、「各施設での補助犬への対応」「他のお客様への説明」「補助 犬に関する従業員教育」などについてきちんと整理されなければ、社会のあらゆる施設での補助犬同伴受け入 れは進まないと考えられます。

ここでは補助犬に特化した部分、及び補助犬に関わる最低限の障害者対応についてのマナーや接客方法についてまとめました。

### (1) 補助犬同伴を受け入れるために

### ①ペットとの区別

前述のとおり、盲導犬は白または黄色のハーネス(胴輪)が目印であり、介助犬・聴導犬は胴着などに8ページのような表示をつけています。また、使用者本人には認定証(盲導犬は使用者証)の携帯が義務づけられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する身体障害者補助犬健康管理手帳などの健康管理記録を携帯しています。

これらの表示をすることなく、「補助犬」と称して犬同伴のお客様が施設などの利用を主張しても、法律で決められている規定の表示をしていない犬は補助犬とは認められないので、事業者側に受け入れの義務はありません。

補助犬かどうかの確認が必要な場合、事業者は使用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に「認定証を確認させていただけますか?」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼にはあたりません。

### ②従業員教育のポイント

売り場やテナント、チェーン店舗ごとに対応のばらつ きのないよう、補助犬の受け入れについて徹底した従業 員教育を行う必要があります。

各事業者における接客の責任者は、特に補助犬に関する知識を有しておくことが望ましいでしょう。窓口が一本化されることで、わからないことがあったときや、万が一トラブルが発生した場合の対応も迅速になり、混乱も防げます。

#### 【 従業員教育のポイント

- \*補助犬の受け入れは、身体障害者補助犬法に則った 対応であり、障害者への「当然の対応」であること の理解を徹底させること。
- \*補助犬に関する基礎知識(種類や表示、役割、安全性)を身につけること。



- \*補助犬との接し方、想定される対応(排泄場所への誘導)について検討しておくこと。
- \*接客する従業員だけでなく、事務、警備、清掃など、すべての従業員に教育を行うこと。
- \*他のお客様への説明方法を徹底させること。
- \*事業所で行った検討事項、決定事項は、従業員全員の共通認識とさせること。
- \*補助犬使用者も大切なお客様の一人であるということを理解させること。
- \*万が一、補助犬が人や物に危害を加えるような行為をしたときは、責任はその補助犬の使用者にあり、一人の迷惑客として対応する(補助犬全体の社会的認識を後退させないように配慮する)。



### ③他のお客様への対応のポイント

### 他のお客様への説明のポイント

- \*身体障害者補助犬法に則ったことであり、障害者の自立と社会参加のための受け入れであること。
- \*補助犬は適切な健康管理と感染症等の予防対策を講じられた犬であり、使用者がきちんと行動管理をしているので、迷惑をかけるようなことはないこと。
- \*補助犬は待機中であっても仕事中なので、触ったり声をかけたり気を引いたりせずそっと見守っていただきたいこと。
- \*迷惑行為がある、または犬のアレルギーがある方は、その旨を遠慮せず職員にお知らせいただきたいこと。また、何かトラブルがあればお申し出いただきたいこと。

### 他のお客様への啓発の方法

お客様に個別に説明することも重要ですが、施設内に ステッカーやポスターなどを掲示することは、啓発に大 変有効です。その際にはお客様へのご説明事項を簡潔に 書くとよいでしょう。



### 【受け入れステッカーの一例】





身体障害者補助犬法により 盲導犬・介助犬・聴導犬は 同伴できます(ペット不可)





全国盲導犬施設連合会

### チラシ・ポスター例

### 身体障害者補助犬 (盲導犬・介助犬・聴導犬)は 同伴入店していただけます。



身体障害者補助犬は、目や耳や体に障害のある方の生活を 支えるために特別に訓練された犬で、 身体障害者補助犬法で認められています。 咬んだり吠えたり、人に迷惑をかけることのないように、 訓練されています。 どうぞあたたかく見守ってください。

身体障害者補助犬に関してご不明な点がございましたら、 お近くのスタッフにお問い合わせください。

※まことに恐れ入りますが、ベット動物の同伴入店は、食品衛生上またはほかのお客様の迷惑にもなりますので、ご遠慮いただいております。



くわしくは… ホームページ ほじょ犬

厚生労働省

### column

### 地域での啓発

未だ実働数の少ない補助犬を実際に見たことがない、街で会ったことがないという一般市民または受け入れ店舗等の事業主・職員がほとんどです。補助犬法の認知度もまだ低いので、まずは法律について知る機会が重要と考えられます。

地域で目立つところにポスターを貼る、チラシを配布するなども有効ですが、補助犬同伴可のステッカーを貼る店舗などを増やすことも、補助犬法周知に大きく貢献しています。また、地域の使用者に協力を要請してこういった店舗や施設を増やす、地域での講演会等を開催するなど、知っていただく機会を増やすことが重要と考えられます。

補助犬同伴可のステッカーは厚生労働省ホームページからもダウンロードできます (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/)。また、NPO法人日本介助犬アカデミーでも兵庫県宝塚市作成のステッカーを配布しておりますのでご利用ください。

### (2) 補助犬使用者への対応

補助犬使用者への接し方は、基本的に各障害者への 応対姿勢ができていれば、それほど特別なことはありま せん。また逆に、補助犬がいるから使用者に何も援助 をする必要がない、ということでもありません。

障害者への通常の対応と同じように、「何かお手伝いすることはございますか?」と声をかけます。受け入れ側があれこれ気をまわしすぎて余計なことをすると、かえって使用者に大きな負担をかけることになります。必要な援助内容をご本人に確認し、依頼されたことをお手伝いするのが基本です。



### ①盲導犬使用者・視覚障害者への対応

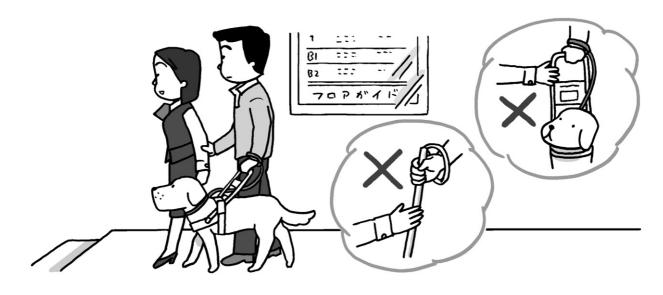
盲導犬が率先して使用者の道案内をしているように見

えますが、実は使用者の指示に従って誘導しています。そのため、新しい場所や知らない場所では道案内ができません。ですから、視覚障害者の方が盲導犬を連れていても、新しい場所では誘導のサポートを必要とされることがあります。お手伝いが必要かどうかは、ご本人に確認しましょう。

#### 視覚障害者の誘導

「お手伝いすることはございますか?」と正面から声をかけて、どのように誘導すればよいかを確認します。 盲導犬使用者にとってわかりやすい誘導の方法は、一定ではないからです。

一般的に介助者は視覚障害者の半歩前に立ち、肘を差し出してつかまっていただくか、右後方から声で誘導します。手を引いたり、後から押したり、ハーネスや白杖を持つ手や白杖などを引いたりしないでください。また、盲導犬に直接命令するような指示もしないでください。方向を伝える場合は、「あちら、こちら」といった表現は避け、視覚障害者を基点に「右」「左」というように伝えます。「段差があります」「右に曲がります」「階段です。上がります」と具体的な言葉でご案内しましょう。狭い場所を通る際はあらかじめ狭くなることを伝え、視覚障害者が後方に一列に並べるように、介助している自分の肘を後ろにまわすか、視覚障害者の手を肘から背中に移動してもらいます。狭い場所を通過したら腕を元の位置に戻します。



誘導するときは、リードやハーネス、白杖を持たずに肘につかまってもらいます。

### ②介助犬使用者・肢体不自由者への対応

エレベーターのボタンを押す、段差を越えるなどの介助犬による介助動作もありますが、介助犬では越えられない高い段差や届かない場所では、人の手によるサポートが必要になる場合もあります。

### 肢体不自由者の誘導

誘導する際の移動の経路は段差がないところを選びます。また、トイレは車椅子専用以外にも、手すりがあり、少し広めの洋式トイレであれば、杖歩行の方や一部の車椅子使用者でもご利用いただけます。車椅子が走行する、または方向変換をするための幅が必要ですが、案内する通路が狭い場合は幅の寸法、段差がある場合はその段差の寸法を周知しておき、案内する際に、その寸法を車椅子使用者に知らせて支障がないか、判断を仰ぎます。迅速にご案内できるように、経路やトイレはあらかじめ確認しておきましょう。



車椅子で移動できる経路をきちんと 把握しておきましょう。

### ③聴導犬使用者・聴覚障害者への対応

聴覚障害は見た目では気づきにくいのですが、聴導犬を連れていれば聴覚障害者であることが認識できます。 必要に応じて館内放送の内容を筆談で伝えるなど配慮しましょう。

#### 聴覚障害者との会話

サポートが必要かどうか、声をかけるときの方法には、手話、筆談、口話などがあります。口話は、正面から口をはっきり開けてゆっくり話す方法で、これによって意志の疎通が図れる場合もあります。このとき、聴覚障害者は相手の唇の動きを読みとるので、下を向いて話したり、マスクや手で口を覆ったりすると読話できません。また、手話ができなくても、身振りや数字などを指で表すだけでもコミュニケーションの助けになります。どのような方法で伝えるのがよいかは本人に確認しましょう。



筆談や手話、身振りなどを交えて説明します。

### 4補助犬との接し方

基本的に、補助犬に対して特別な用意は必要ありません。補助犬は待機中も含め常に仕事中なので、むやみに触ったり気をひいたりしないように注意しましょう。

### 排泄場所への誘導

犬の排泄場所の案内を依頼された場合は、「どのような場所をご案内すればよろしいでしょうか?」と直接、使用者に尋ねましょう。排泄場所は個々に異なりますが、「土や植え込み、草」「アスファルトやコンクリート」「車椅子用トイレ(下にはペットシーツを敷く)」などがよく使われます。あらかじめ、そのような場所がどこにあるか、確認しておきます。

誘導は口頭でご案内するか、可能であれば現地までご案内するようにしましょう。

### ⑤補助犬を同伴できない場所

銭湯や旅館の大浴場や、遊園地のジェットコースターなど、様々な理由で補助犬を一時的に同伴できない区域があります。その場合の使用者の選択肢は「犬を待機させる」「同伴者に犬の管理を一時的に依頼する」「そこの利用をあきらめる」の三つになります。

基本的には、補助犬の管理責任は使用者にあり、事業者側が犬を預かる法律的な義務はありません。しかし、 事業者によっては、待機場所を設けたり、クレート(犬舎)を用意したりして、補助犬同伴のお客様へのサー ビスの一環として、責任をもって一時預かりを行っている施設もあります。

犬の預かりや待機については、事業者側の意向や要望もきちんと伝え、使用者の判断に委ねることが望ましいでしょう。

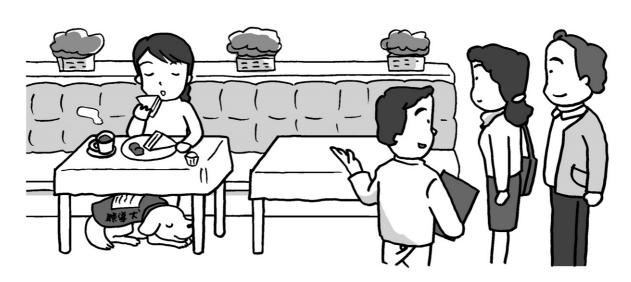
### (3) 事業者別受け入れ体制

### 1)飲食店

補助犬使用者の来店を特別なこととして捉える必要はありません。座席の足下にスペースがある場所であれば、特別な条件はありません。対応の詳細は以下をご参照ください。

#### テーブルへのご案内

16~17ページの「(2) 補助犬使用者への対応 ①盲導犬使用者・視覚障害者への対応/②介助犬使用者・肢体不自由者への対応/③聴導犬使用者・聴覚障害者への対応」の項を参考にしながら、テーブルへと誘導します。



食事中は、補助犬は使用者の足下でおとなしく休んでいます。

### 他のお客様への対応

犬にアレルギーがある、あるいは犬が嫌いなお客様が補助犬使用者と隣り合わせて食事をするのは、双方にとって気持ちがよいことではありません。はじめに他のお客様に補助犬使用者の方が隣席になることを伝えて了承を得ることで、トラブルを防ぎ、お互いに快適に飲食を楽しむことができます。

#### 【補助犬使用者の方を席にご案内するとき】

ご案内する前に、隣の席のお客様に「お隣に盲導犬(介助犬・聴導犬)ご同伴の方をご案内いたしますが、 よろしいでしょうか?」と尋ねます。「犬アレルギーがあるから困る」などと言われた場合は、補助犬使用者の 方を違う席に案内します。

### 【先に入店している補助犬使用者の隣の席に、お客様をご案内するとき】

ご案内するときに「お隣に盲導犬(介助犬・聴導犬)ご同伴のお客様がお座りのお席ですが、よろしいでしょうか?」と確認して、お客様の意向を尋ねます。

#### 補助犬使用者への対応

盲導犬使用者は視覚障害者ですので、メニュー内容などの説明をしましょう。

使用者が食事している間、補助犬は使用者のテーブルや椅子の下で伏せるなどして静かにしています。他の お客様が、使用者の許可なく補助犬に水や食事などを与えないように注意を払いましょう。

### 食品衛生法と補助犬

保健所の指導や食品衛生法で、動物は同伴できないはずだと苦情や拒否を受ける場合もあるかもしれません。しかし、食品衛生法上で動物が同伴できないのは調理場であり、飲食店のテーブルに着席することや生鮮食品売り場などに補助犬同伴をしないよう、保健所が指導することはありません(保健所はむしろ、補助犬法が適切に運用されるために同伴を受け入れるように指導をする立場となります)。

### ②小売店

視覚障害者、肢体不自由者は買い物に援助が必要な場合もあります。しかし、ずっと店員に付き添われては、 気が休まらず居心地が悪くなってしまうでしょう。

入店時に「お手伝いいたしましょうか?」と声をかけ、補助犬使用者が必要とするサポートを行うようにします。補助犬同伴に関するその店のシステム、意向などがあれば、情報を使用者にきちんと伝えます。

### 他のお客様への対応

次項「(4)トラブルの予防とその対処」 $(27 \sim 29 \, ^{\circ} \sim$ 

#### 介助犬と買い物

介助犬の場合、買い物の介助として「商品を口にく わえる」という動作もできます。しかし、商品をくわえ ることに抵抗を感じる職員やお客様が多いことも事実で す。介助犬の買い物介助については事業者で判断し、 使用者の方にきちんと説明しましょう。

### 【対応例】介助犬による買い物介助を控えていただく 場合

従業員「申しわけありませんが、当店では商品を取って いただく際には、スタッフがお手伝いさせてい ただいております。お近くのスタッフに遠慮な くお申しつけください」



補助犬使用者に声をかけ、必要なサポートを行います。

### 通路の狭い食料品売り場での対応

通路の狭い店舗では補助犬が商品である食品に触れる可能性があるので、補助犬使用者が購入したい商品を スタッフが確認し、代わりに取ってくるなどの配慮も必要です。

#### ③宿泊施設

基本的に、宿泊に必要な犬の食事(ドッグフード)、水入れ、ドッグフード用の食器、ペットシーツ、マット等の宿泊セットは補助犬使用者自身で用意しています。宿泊施設側が補助犬のために特別な設備や場所を準備する必要はありませんが、予約の際に、何か施設側で用意しておくものがあるかどうか、使用者に尋ねましょう。また、補助犬同伴に関する利用システムなども事前に伝えるようにします。

#### チェックイン

基本的な施設の説明などについては、一般のお客様の場合とまったく同様です。

補助犬を同伴できない場所(たとえば大浴場など)があれば、施設側の意向とその理由をきちんと伝えます。また、補助犬の排泄場所についても、使用者の方に提案しましょう(排泄に適した場所については、10ページ「2. 補助犬使用者の義務と責任/(6) 補助犬の排泄場所・方法」の項を参照)。施設の敷地内に排泄場所を用意するのが望ましいのですが、施設内に排泄できるような場所がない場合は、近くの公園や植え込み、土、草等がある場所へ案内します。

### 室内での対応

補助犬がベッドや布団で使用者と一緒に就寝したり、室内で走り回ったりすることはありません。基本的に使用者が適当と思う場所に、持参したマットなどを敷き、補助犬にそこで待機するように使用者自身が指示します。

#### ●洋室の場合

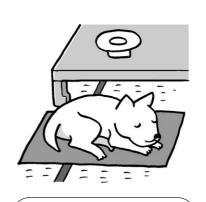


マットなどを敷き、 使用者に指示された場所で 休みます。

### ●和室の場合



部屋の上がり口の板の間などに マットを敷いて休ませます。



畳の上にマットなどを敷いて 休ませます。 客室が靴を脱いで畳に上がる和室の場合は、犬を畳に上げてもよいかどうかを伝えます。畳に犬を上げることに抵抗があるようならば、和室の上がり口のところなどの畳ではないところを補助犬の待機場所にしていただくよう提案します。

車椅子や犬の足も拭いてから上がることが必要であれば、その旨もきちんと説明します。

### 4)入浴施設

大浴場への補助犬の同伴は難しいと思われます。

宿泊施設にある大浴場の場合は、補助犬を客室に待機させることができます。

クアハウスや銭湯の場合、待機させる場所がなければ同伴者に預ける方法もあります。同伴者がいない場合の補助犬の対応については、施設側の意向を伝え、対策を提案するのが望ましいでしょう。しかし、最終的な判断は補助犬の管理責任者である使用者自身に任せます。

基本的に、施設側が補助犬を預かる法律的な義務はありません。もし、使用者が預かりを希望し、それに応じて施設側で預かりが可能な場合は、待機の場所や状況をきちんと説明します。補助犬の管理責任者である使用者の目の届かないところでは、施設側でも責任が取れないことも伝え、最終的には使用者に判断を仰ぎましょう。

### 【対応例】入浴中、補助犬を預かってほしいと依頼された場合

使用者「大浴場に入りたいのですが、少しの間、補助犬をフロントで預かっていただけますか?」

施設側「私どもも目を離すこともあるかもしれないので、すべての責任はもてませんがそれでもよろしければお 預かりいたします。待機場所はフロントデスクの脇になりますがよろしいですか」

### ⑤レジャー施設

施設内の移動、レストランやショップの利用については、①飲食店や②小売店での対応に準じます。

広い施設内で補助犬使用者が迷うことがないよう、補助犬の排泄場所や障害者対応トイレの場所などの情報は、あらかじめ案内します。また、乗車規定があって補助犬を同伴できないアトラクション、着ぐるみのいる場所、暗闇、ライト、音響、花火、揺れ、振動など、補助犬にとって大きな刺激となるアトラクション(22ページ)などの情報は事前に伝えます。

#### ( 使用者が乗り物に乗っているとき )

乗車規定のあるアトラクションは、安全運行上、補助犬は同伴できません。補助犬と離れるときはどうするのか、使用者の意向を尋ねます。補助犬だけでの待機や、施設側での預かりを希望した場合、場所や状況をきちんと説明し、使用者の目の届かないところでは施設側としても責任を取りきれないということを伝えたうえで、最終的には使用者に判断を仰ぎましょう。

# 【対応例】乗車中、補助犬を預かってほしいと依頼された場合

使用者「友人と一緒にジェットコースターに乗りたいのですが、介助犬を預かってくれるところはありますか?」 職員「はい。受付でお預かりできなくはないですが、



イベントなどの予定は、事前に使用者に伝えます。

受付の者もその場を離れることがございますので、こちらで責任もってお預かりするということは原則的に遠慮させていただいております。その点をあらかじめご了承頂けるのでしたら結構ですが……」使用者「わかりました。それでは、介助犬に何かあっては困るので二人で乗るのはあきらめて一人ずつ乗ることにします」

### 刺激のあるアトラクション

犬は、暗闇、大きな音響や突然ボールや紙テープが飛んでくることや、花火などの大きな音と光などに驚いたり怖がったりすることもあります。急な刺激に対しても、使用者が犬を落ち着かせることができれば問題はありません。これらの刺激に対して自分の犬を管理できるか、その刺激にさらされる場所に同伴するかどうかは使用者自身の判断になります。

### ⑥スポーツ施設

補助犬使用者がその施設でスポーツをする場合、補助犬と一緒にスポーツはできないので待機場所が必要になります。補助犬をどうするのかは使用者に尋ね、施設側の意向も伝えます。施設に待機場所があれば、すみやかに案内します。待機場所にはクレート(犬舎)があれば安心です。ボールなどが飛んでくる危険がなく、不特定多数の人の目に触れるようなことのない場所を用意しましょう。

### ⑦動物園・水族館

レジャー施設と同様に、施設が広い場合は、入園時に補助犬の排泄場所や障害者対応トイレの場所を案内します。

補助犬同伴で近寄ってはいけない展示動物は特別にはないと思われますが、サル類や鳥類は犬に対して興奮する傾向があります。もしも展示動物が異常に興奮するようなことがあれば、使用者の方に補助犬を遠ざけるように伝えましょう。使用者が、展示動物の興奮や異常反応に気がついていない場合には、状況を説明して補助犬を遠ざけるよう誘導してください。

ふれあい動物園などでは、補助犬同伴により展示動物と犬が直接接触することになり、感染管理上の配慮が



展示動物の反応によっては、使用者に状況を説明します。

必要となります。これについて、動物園側は「犬と展示動物との直接の接触は避ける」とするのか「使用者の判断で直接接触することもかまわない」とするのかの判断をしておく必要があります。

感染管理上、犬との直接接触は避けたいという場合には使用者だけがふれあい動物園に入場することとなります。補助犬と離れるときはどうするのか、使用者の意向を尋ねます。補助犬だけでの待機や施設側での預かりを希望した場合、場所や状況をきちんと説明し、使用者の目の届かないところでは施設側としても責任を取りきれないということを伝えたうえで、最終的には使用者に判断を仰ぎましょう。

### ⑧映画館・劇場

補助犬は鑑賞中、椅子の下でおとなしく寝ていますので、特別の配慮は何も必要ありません。

基本的に開演前に補助犬の排泄はすませている場合がほとんどですが、上映(上演)時間が長い場合は、入場時に補助犬の排泄場所や障害者対応トイレの場所についてご案内します。退場時は、多くのお客様が一度に移動するので、通常の障害者への対応と同様に、いちばん最初かいちばん最後に誘導するようにします。

レストランと同様に、着席する前に隣のお客様の意向を尋ねておくことでトラブルを避けられます。座席に案内する場合は、隣のお客様に「盲導犬(介助犬・聴導犬)使用者の方がお隣に来られますがよろしいでしょうか?」と声をかけましょう。着席している補助犬使用者のお隣に他のお客様を案内する場合も同様に、事前に「お隣に盲導犬(介助犬・聴導犬)使用者の方がご着席ですがよろしいでしょうか?」と声をかけます。案内がなくすでに着席した後で、席を替わるご希望があれば「補助犬法に基づいた受け入れをしており、迷惑をかけないよう訓練も健康管理も受けているので安心であること」を説明し、それでも席の変更を希望する場合には、了解いただける他のお客様との座席の変更をしていただくか、空いている他の席に誘導します。

車椅子席を設けている施設も増えています。車椅子使用の介助犬使用者は、車椅子席に案内しますが、まわりの席に犬アレルギーの方がいないかどうかを確認し、申し出があった場合はその方を他の席へ案内します。



### 9美容院・理容室

補助犬が足下で待機すると、理容師・美容師が移動しながら作業するときに支障が生じたり、補助犬が切った髪の毛まみれになってしまったりするので、足下ではなく使用者の目の届く範囲の場所、待合い場所などに 待機させることが望ましいでしょう。ただし、待合場所で待機する場合は不特定多数の人と接することになる ので、他のお客様にもきちんと説明する必要があります。受付カウンターの下などを待機場所するのも一案です。どのような場所で待機させるのがよいかは、使用者に尋ねてください。



### 10タクシー

車内では、補助犬は座席ではなく補助犬使用者の足下に待機します。聴導犬に多く見られる中型犬や小型犬では、座席にタオルなどを敷いて座らせることもあるかもしれませんが、座席ではなく足下に乗せてほしい場合は、その旨を使用者に伝えます。犬が座席に座ることを断っても問題ありません。

また、補助犬使用者の責任として、毎日のブラッシング、定期的なシャンプー、爪切りなど、適切な健康管理・衛生管理がなされていますので、座席を汚すことはありません。犬の毛が落ちることは考えられますが、使用者によっては、持参した粘着テープなどで犬の毛を取ることもあります。

補助犬は車で移動することも多いので、車酔いがなく、運転中も落ち着いていられるような犬を選んで訓練 しています。補助犬使用者の足下でおとなしくしていますので車酔いなどの心配はありません。



基本的に補助犬は座席ではなく、足下に待機します。

### 11)医療機関

補助犬を受け入れるにあたって、医療施設側は想定されるリスクを軽減し事故を防ぐのはもちろんのこと、職員、補助犬使用者、他の来院者の間のトラブルや誤解などを回避するためにも、一定のルールを設け、それを全職員の共通理解とすることが重要です。また、施設の規模や構造などによって規則や体制は異なるため個々の施設内で合意を取りながら、独自のものを作り上げていくことが大切です。

### 使用者・他の来院者への説明と情報提供

補助犬使用者の施設利用についての案内は、来院前または来院時に予め伝えることで混乱を防ぐことができます。特に、ホームページや病院案内、掲示板などにより下記の情報が提供されていると、使用者は予め必要な準備をして来院することができるでしょう。

また、施設内にステッカーやポスターなどを掲示することは、他の来院者の啓発に大変有効です。

### 【同伴禁止区域とその理由】

本人が来院中に利用する可能性がある範囲で伝えます。

#### 【同伴禁止区域に使用者が行く場合の施設側の対応】

補助犬の預かり場所の有無、場所の環境、管理者の有無、使用者からどれくらい離れているか、万が一の対応方法などについて説明します。

#### 【他の来院者との接触】

来院者の状態によっては、直接接触しないようにお願いする可能性があることを伝えます。次のような来院者がいる病室、診察室または検査室、待合室には補助犬の同伴をご遠慮いただくこともあることを説明しましょう。

- \*犬にアレルギー症状を訴える来院者
- \*免疫不全状態または隔離が必要な感染症に罹患している受診者
- \*犬に対して恐怖心のある受診者
- \*結核等の飛沫感染の可能性のある感染症患者
- \*面会にマスクやエプロンの着用が必要な入院患者



チラシやポスターなどを有効に活用して、 他の来院者への理解を呼びかけます。

### 受け入れ体制(施設設備関係の設定)

### 【同伴禁止区域とその対応方法】

原則:同伴可 禁止:例外(公衆衛生上特別な理由がある場合)

補助犬法は、補助犬使用者が利用する場所は原則的には同伴可能と定めています。同伴を禁止できるのは、 公衆衛生上理由がある場合のみです。医療機関において同伴禁止が適当と考えられる区域は、次に例示するよ うな区域などです。それ以外の診察室や透析室などの場所は原則、同伴可能区域です。

#### 【同伴禁止区域】×は同伴禁止 △は検討

代表的な区域は下記のとおりですが、特殊な施設や機関がある場合は個別に検討をする必要があります。ただし同伴を断る場合は、「よほどの理由が」あるときのみですので、その理由を使用者に的確に説明します。

× 集中治療室 △ 検査室

×調理室

×感染症病棟・診察室

レントゲン室等への同伴は、犬の健康管理上、使用者が希望しない場合があります。

同様に、補助犬自身が感染を受ける可能性と補助犬が病原体を区域外に運び出す可能性が考えられる場合も、同伴不可とすることが考えられます。使用者が診察室で処置を受ける際にも、時間がかかったり、処置の間使用者が補助犬の管理ができなくなったりする場合は、予めかかる時間と内容を使用者に伝えて補助犬を診察室内で待機させるか、次の【補助犬同伴ができない場合の対処方法】のどれを選択するかの判断を仰ぎましょう。また、原則としては同伴可能でも、免疫抑制剤などにより免疫力が低下している患者さんが入院していることから同伴を遠慮していただく必要があることも考えられます。

検査室、診察室についての対応は、感染管理上ではなく、検査室のスペースと他の来院者、検査の実施状況 上、犬を待機させる場所があるか否かなどにより検討して使用者に伝えます。

同伴禁止区域では、予め区域ごとの対応方法を定めておく必要があります。

#### 【補助犬同伴ができない場合の対処方法】

同伴禁止区域では、補助犬の扱いが問題になります。基本的には、補助犬は使用者の目の届く範囲の距離で 邪魔にならない場所があれば、そこで待機することが可能なように訓練されています。しかし、その場所が狭く て同伴できない場合は、どのような場所に待機させるか、施設側の意向を伝え、使用者と相談してください。待機についての判断は、使用者に任せます。同伴禁止区域については、あらかじめ使用者に説明しておくことが 望ましいでしょう。事前に同伴禁止区域に入らなければならないことがわかっていれば、使用者は補助犬を同伴しないで来院するという選択肢も検討できます。

同伴ができない場合の対処方法には次のようなものがあります。

- \* 補助犬を同伴者または家族などに預けて同伴可能区域内で待機させる
- \* 医療機関職員が一時的に補助犬を事務室などで預かる

(万が一の事故の発生に備えて補助犬使用者に承諾書を書いていただくことも検討が必要です。)

- \* 使用者が予め補助犬を同伴せずに来院する
- ※詳細は『補助犬同伴受け入れマニュアル<医療機関編>』(発行/日本介助犬アカデミー)をご参照ください。

### (4) トラブルの予防とその対処

他のお客様と補助犬使用者のトラブルを避けるためには、補助犬についてしっかり説明することが何より大切です。また、他のお客様が補助犬使用者に直接苦情を言い、お互いに不愉快な思いをすることのないよう、従業員が双方に対して明確に説明をすることが必要です。

### ①お客様・補助犬使用者への応対

### 他のお客様への応対例

### 【補助犬についての理解を得る場合】

お客様 「なんで店の中に犬がいるの? 入店禁止じゃないの?」

従業員 「この犬はふつうのペットではなく、盲導犬(介助犬・聴導犬)という身体障害者の手助けをする身体障害者補助犬です。補助犬同伴でのご入店は、身体障害者補助犬法という法律に定められています。どうぞご理解いただけますよう、お願いいたします|

お客様 「犬って吠えたり、咬んだりするからいやなのよ。本当に大丈夫?」

従業員 「補助犬は同伴される方が責任をもって管理しています。また、公の場所でも、人に危害を加えたり、 物理的な損害を与えたりすることのないようしっかりとした訓練を受けていますし、健康管理も徹底 していますので、ご安心ください |

•••••••••••••••••••••••••••••••

お客様 「まあ、とってもかわいい犬。頭をなでてあげようかしら」

従業員 「申し訳ございませんが、ただいま、この補助犬は仕事中でございます。仕事に集中できるようにあた たかく見守っていただけますよう、お願いいたします |

お客様 「私、犬が苦手なの、犬アレルギーもあるし困るわ」

従業員 「補助犬と接することが心配など、不安や何か気になることがございましたら、従業員に遠慮なくお申 し出ください。皆様が不快な思いをしないよう、場所を変えてご案内いたします|

### 【補助犬使用者を席にご案内するとき】

使用者 「大人3名と子ども1名、介助犬同伴ですが、席は空いていますか? |

従業員 「少々お待ちくださいませ」

(ご案内する席の近隣のお客様に対してそれぞれに)

従業員 「お食事中失礼いたします。お隣のお席に補助犬をお連れのお客様をご案内いたしますが、よろしいでしょうか?|

お客様A「あ、申し訳ないけど私、犬アレルギーがあるの。困ったわ……」

従業員 「わかりました。それでは別のお席をご案内いたしますのでご安心ください|

(今度は違う席へ行って同じ質問)

お客様B「いいですよ

従業員 「ありがとうございます」

(使用者に対して)

従業員 「お席にご案内いたします。どうぞ」

使用者 「ありがとう」

#### 【先に入店している補助犬使用者の隣の席に、他のお客様をご案内するとき】

お客様 「4名だけど」

従業員 「少々お待ちくださいませ」

従業員 「お客様をご案内できるお席ですが、お隣のテーブル下に補助犬が待機しておりますがよろしいでしょうか? |

お客様 「子どもにアレルギーがあるので、他の席にしてほしいのですが」

従業員 「わかりました。それでは、少々お待ちいただくことになりますが、よろしいでしょうか?」

お客様 「いいですよ。待ちます」

### 補助犬使用者への応対例

### 【介助犬による買い物介助を控えていただく場合】

従業員 「申し訳ありませんが、当店では商品を取っていただく際には、従業員がお手伝いいたしますので、お 近くの従業員に遠慮なくお申しつけください|

### 【表示をつけていない犬を同伴しているお客様に、認定証の提示を求める場合】

従業員 「お客様、失礼ですが、当店では身体障害者補助犬以外の犬の入店をお断りしております。認定証はお持ちですか? |

お客様 「……今日は忘れた……|

従業員 「申し訳ございませんが、当店では身体障害者補助犬法に則った受け入れをさせていただいております ので、今回はご遠慮願いたいのですが |

お客様 「今回だけは、勘弁してくれよ~|

従業員 「当店では補助犬法に則った受け入れをしておりますので、表示や認定証のない補助犬を補助犬として同伴していただくことはお控えいただいております。申し訳ございませんが、次回はぜひともきちんとした表示をしていただき、認定証も携帯していただきますよう、お願い申し上げます|

### ②補助犬による迷惑行為等があったら

補助犬の衛生や行動の管理責任者は使用者本人です。補助犬がくさい/汚い/毛が大量に抜けている/座っている場所が邪魔になる/みだりに鼻をつけたり舐めたりしている/落ち着きがなくて邪魔になる/激しく吠えるなど、万が一、犬による迷惑行為があった場合は、使用者にはっきりとそのことを告げてください。営業に支障をきたすほど甚だしい場合は本人に理由を告げた上で、補助犬法に則って「やむを得ない場合」として同伴を断ることもできます。

しかし、もし迷惑行為があったとしても、それは使用者個別の責任なので、補助犬の普及の妨げにならないようご配慮ください。

※盲導犬使用者の場合は、状況がわからずに盲導犬を不適切な場所に伏せさせてしまっている場合があります。 そのことを使用者に説明して、適切な場所へ誘導します。また、聴導犬が吠えているのに聴導犬使用者が気 づいていない場合は、本人に伝えましょう。

### 雨の日の補助犬

雨の日は、どうしてもしずくが犬の身体についてしまうため、使用者は、「ブルブル」(犬が身体を震わせてしずくをはらう動作)の指示を出して、なるべく迷惑がないところであらかじめ補助犬に身震いをさせるよう努力しています。

それでも、補助犬が身震いしてしまうことは考えられます。周囲の迷惑も顧みずに、犬の身体についたしずくが飛び散ったり、施設内を汚したりするのは使用者のマナーの問題ですので、使用者に直接伝えましょう。「犬についた雨のしずくが他のお客様にご迷惑をおかけしているようです。商品についてしまうのも困りますので、こちらで犬の体を乾いたタオルで拭いていただけますか?」「犬の体をタオルで拭くお手伝いをいたしまし

ょうか?」などと声をかけて、ホールや階段の踊り場など、他のお客様の迷惑にならないところへ案内します。 タオルは基本的には使用者が携帯していますが、貸し出しできる場合はそのことを伝えて必要かどうかを確認 します。



使用者が気づいていないときは、 直接本人に伝えます。

### (5) 受け入れに関する相談事例

### 使用者から

- - A. 補助犬は、障害者の社会参加を手伝う犬ですから、公共交通機関や公共施設等への同伴受入れを義務としています。旅行に参加させないという合理的な理由の提示なしにツアー申し込みを拒否することは適当ではありません。
- 私立幼稚園は「不特定多数が利用する施設」には当たらないとして、補助犬使用者の子どもの 入園を拒否されました。私立の学校や幼稚園等は「不特定多数が利用する施設」には当たらな いのでしょうか。
  - A. 私立であっても学校や幼稚園等は公共的なサービスを提供している場であり、子どもの親が補助大使用者であることを理由に入園等を拒否したり、補助大同伴の受け入れを拒否したりすることは適当ではないと思われます。

#### 飲食店・小売業等の店舗から

- 補助犬使用者と、補助犬が不衛生かどうかの認識にズレがあり、納得していただけない場合、 受け入れなければならないのでしょうか。
  - **A.** 補助犬が明らかに不衛生な場合であって、その旨のていねいな説明と、改善策を示すなどを行っても納得していただけない場合には、やむを得ない事情として同伴の受入れを断ることができます。
- 訓練事業者から訓練犬の受け入れを求められました。受け入れの義務はないと思いますが、訓練に協力したいと思います。訓練中の犬を受け入れる場合の基準はありますか。
  - A. 一般の施設を利用して訓練を行う場合は、補助犬の認定を受けていなくても実際の補助犬と同様の健康・衛生管理及び基礎的能力が求められます。健康管理ガイドライン及び訓練基準等を参考に管理状況・基礎的能力を確認することができますので、補助犬訓練者に確認を求めるとよいでしょう。(76ページ参照)
- 認定された補助犬かどうかを確認する方法はありますか。
  - A. 補助犬の胴体につけている表示を確認するとともに、認定証(盲導犬は使用者証)の提示を求めてください。身体障害者補助犬法では、使用者は認定証の提示を求められた場合、提示しなければならないとされています。
- - A. ありません。法では補助犬とその使用者(視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者)が同行する場合の受け入れについて規定しています。

### レジャー施設から

- ② テーマパークのアトラクションで、危険性があるため補助犬の同伴をご遠慮願い、アトラクションの施設外につなぐことを提案しましたが、使用者から拒否され困りました。補助犬使用者から要望があれば、受け入れ側は補助犬を預かる義務があるのでしょうか。
  - A. 危険性がある場合などは同伴を遠慮していただくこともやむを得ないと考えられます。また、このケースでは受け入れ側は使用者の要望があったからといって補助犬を預かる義務はありません。お預かりするかどうかは受け入れ側の判断です。

### 救急隊員から

- 救急車に補助犬使用者が乗る場合、補助犬はどうすればよいでしょうか?
  - A. まず使用者自身に確認しましょう。使用者の親類・縁者・訓練事業者等にお願いできる場合は引取りに来てもらえるよう連絡をしてください。また、外出時での事故等で使用者本人の意識がない場合等は、補助犬の胴体につけている表示または認定証を確認し、指定法人または訓練事業者へ連絡してください。

### 交通機関から

- 補助犬合同訓練の最終段階で遠方にある補助犬使用希望者の自宅に移動するときなど、飛行機 を利用したいが、貨物扱いではなく、客室に一緒に乗せたいと言われました。受け入れてよい ものでしょうか?
  - A. 補助犬の認定を受ける前であり、使用者とともに利用していないことから、客室や車両に一緒に乗せられるかどうかは、交通事業者の判断となりますので、交通事業者と訓練事業者の事前の調整が必要です。補助犬の認定を受けていなくても実際の補助犬と同様の基礎的能力があることを、訓練基準等を参考に確認していただくことも有効と思われます。
- 補助犬の啓発活動のために移動をする際に、訓練事業者が管理している広報用の犬(PR犬)も補助犬と同様に公共交通機関を利用したいと言われました。受け入れてよいものでしょうか?
  - A. 補助犬の認定を受けておらず、使用者とともに利用していないことから、補助犬と同様に公共交通機関を利用できるかどうかについては、交通事業者の判断となりますので、交通事業者と訓練事業者の事前の調整が必要です。補助犬の認定を受けていなくても実際の補助犬と同様の基礎的能力があることを、訓練基準等を参考に確認していただくことも有効と思われます。

## Ⅲ、補助犬育成事業に係る各種手続き

### 1. 補助犬育成事業

### (1) 補助犬育成補助事業の現状

身体障害者補助犬育成事業は、平成18年10月から、障害者自立支援法における都道府県地域生活支援事業のメニュー事業の一つとして位置づけられ、各都道府県が実施主体となり事業が継続されているところです。

メニュー事業の一つであり、また、需要が大きいとは言えない補助犬ではありますが、身体障害補助犬法の存在もあることから、各都道府県におかれては、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

### (2) 給付・貸与者決定の過程とは、そのあり方とは

公費である補助金が有効に助成されるためには、各障害の特性を理解し、各障害に合った審査体制を取る必要があると思われます。また、犬を飼育するには経済的な評価も必要となりますし、家族や家屋環境、地域や職場等での理解についても把握しておかなければ、有効な補助金の実効につながらない可能性があります。

### (3) 使用者としての適性・適応とは

使用者としての「適性」とは、使用者としての責務・義務等を正しく理解し、犬の飼育・衛生管理、および行動管理について責任を持った行動を取れ、社会的・経済的かつ具体的に適切な管理ができる能力を有することをいいます。また「適応」とは、補助犬が障害の代償・補完・代替をし、自立と社会参加に寄与すること、つまり有効であることをいいます。

「適性」にも「適応」にも、福祉関係者が把握しなければならない社会的適性と社会的適応、およびそれ以外 の機能的適性、機能的適応があると考えられます。

機能的適性として、例えば精神障害や知的障害、または認知・情緒障害等の評価による犬とのコミュニケーション能力が挙げられます。犬とコミュニケーションをとることに限界がある、または犬の飼育管理責任について十分な理解が得られず、他人に迷惑をかけない行動が遂行できる可能性が低い、といった場合には適性なしと評価されます。本人が必ずしも直接的に犬の飼育管理動作や行動管理動作ができなくとも、援助依頼をしてそれらが可能であれば、こちらは適性あり、と評価されます。

社会的適性として、希望者がどれだけペットと補助犬の違いを理解しているか、経済的に犬の飼育・衛生管理をしていくだけの余裕があるか、家族の理解が得られているか、職場や住居、地域での理解が得られているか、またはそれらの交渉ができるか、等を評価しなければなりません。

適応については、補助犬が有効であるかどうかを評価します。社会的適応は、補助犬と共に社会参加または 自立していく意欲を持って希望しているか、具体的な計画性があるか等が評価のポイントとなると考えられます。

### 2. 補助犬訓練事業の開始

### (1) 補助犬訓練事業 (第二種社会福祉事業) を開始するためには

介助犬・聴導犬訓練事業を開始する際は、第二種社会福祉事業としての届出をしなければなりません。社会福祉法第69条における届出義務については、身体障害者福祉法第26条における事業の開始等の内容が優先されるため、以下のとおり、予め都道府県知事に届出て事業を行うことができるとされています。

### ●身体障害者福祉法(事業の開始等)

第26条 国および都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者生活訓練事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業(以下『身体障害者生活訓練事業等』という。)を行うことができる。

\* 盲導犬訓練施設は、第二種社会福祉事業としての盲導犬訓練施設経営事業の届出前に、国家公安委員会に盲導犬訓練を目的とする法人としての指定申請を行わなければなりません。

### ① 盲導犬訓練事業の開始について

以下の基準を参考にしてください。

●身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年3月12日)(厚生労働省令第21号)

第4章 盲導犬訓練施設

(設備の基準)

第29条 盲導犬訓練施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該盲導犬訓練施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、当該盲導犬訓練施設が行う訓練に支障がないときは、次の各号(第9号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 調理室
- 七 洗濯室
- 八 相談室
- 九 犬舎
- 十 事務室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。
  - 一 居室
- イ 一の居室の定員は、2人以下とすること。
- ロ地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者(盲導犬の利用に必要な訓練を受けるために盲導犬訓練施設に入所又は通所する者をいう。以下同じ。)1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。
- ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - 二 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
  - 三 浴室 入所者の特性に応じたものであること。
  - 四 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。
  - 五 便所 入所者の特性に応じたものであること。
  - 六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - 七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 犬舎

- イ 清潔を保ち、犬の運動及び排せつの場所を備えること。
- ロ 犬の飼育及び健康管理等に必要な機械器具等を備えること。
- 3 盲導犬訓練施設は、前2項に規定するもののほか、犬の訓練等に必要な機械器具等を備えなければならない。

(職員の配置の基準)

第30条 盲導犬訓練施設に置くべき職員及び員数は次のとおりとする。

- 一 施設長 1
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 獣医師 1以上
- 五 訓練指導員 1以上
- 2 盲導犬訓練施設には、前項に掲げる職員に加えて、当該盲導犬訓練施設の運営に必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

- 第31条 施設長は、社会福祉事業に5年以上従事した者又は盲導犬訓練施設の施設長として必要な学識 経験を有する者でなければならない。
- 2 訓練指導員は、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(健康管理)

第32条 入所者については、必要に応じて健康診断を行わなければならない。

(準用)

第33条 第20条から第24条までの規定は、盲導犬訓練施設について準用する。

(平13厚労令39·追加)

### ② 介助犬・聴導犬訓練事業の開始について

以下は「介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について(障企発第0331001号)」について、 本マニュアル作成委員会が解説を加えたものです。

### ■第二種社会福祉事業の届出に関するガイドライン■

#### 【届出事項】

- ①事業の種類及び内容
  - ・動物愛護法第8条の動物取扱業の届出の有無も確認すること。
- ②経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - ・団体登記簿の確認
  - ・経営者または代表者の住民票

- ③条例、定款その他の基本約款
  - ・定款、約款内に必要な事項:資産の会計管理等
  - ・事業対象者との契約書に必要な事項:
    - ・補助犬について、譲渡又は貸与の別
    - ・補助犬の譲渡条件(譲渡期間及び管理条件、返還条件等)
    - ・使用者負担金額と内訳等
    - · 個人情報保護規定
      - ※補助犬訓練事業を実施する際には、詳細な個人情報の収集が必要であることから、情報管理については細心の注意が必要。
- ④職員の定数及び職務の内容
  - ・事務職1名、訓練者1名以上(常勤であることが望ましい)
  - ・職務の内容と勤務時間(日)数
- ⑤主な職員の氏名及び経歴
  - ・訓練者の実務経験についての書類
  - ・職員または役員に「介助犬及び聴導犬訓練基準検討会報告書」(66ページ【資料7】、69ページ 【資料8】)にある専門職の協力体制として挙げられる専門職が置かれていることが望ましい。
    - · 介助犬: 医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、獣医師
    - ・聴導犬:医師、言語聴覚士、社会福祉士、手話通訳士、専門相談員等、獣医師
- ⑥事業を行おうとする区域(=訓練場所)
  - ・⑥の「事業を行おうとする区域」について、⑦の「事業の用に供する施設」以外の場所でも訓練 を実施する場合には、その区域も届け出を行わせること。
  - ・二カ所以上の事業所所在地が都道府県・指定都市の区域を越えて存在する場合は厚生労働省所管 法人となること。
- ⑦事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
  - ・「事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地」のうち、施設の種類については、訓練場や犬 舎等の施設が訓練事業の用に供する専用の施設であるかどうかを明らかにさせるとともに、他の 用に供している場合には、訓練事業の実施に支障をきたさないよう指導すること。このため、図 面等により確認を行い、必要に応じて現地に赴き調査すること。
  - ・施設名称登記等の確認
- ⑧事業開始の予定年月日
  - ・設立年月日を確認できる書類も併せて提出させ、事業所としての実績、実務経験年数についての確認を行う。
- ⑨収支予算書及び事業計画書
  - ・事業の継続性、安定性の確認

### ※訓練体制の確認

事業の開始等の届出を受けた場合には、必要に応じ報告の徴収、立入検査等を行い、介助犬又は聴導犬を訓練する体制について、身体障害者補助犬法施行規則第2条又は第3条に規定する訓練基準に即した適切な訓練を行い得る体制であることを、以下の項目に即して確認します。また、その際、平成14年6月に示した「介助犬の訓練基準に関する検討会報告書」又は同年8月に示した「聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書」(69ページ参照)を参考にしてください。

### 【確認事項】

①訓練に従事する者の氏名及び略歴

介助犬、聴導犬訓練士の公的資格制度は存在しないが、資格背景についての記載を求めることが望ましい。犬の訓練士の資格制度については、警察犬、シェパード犬、ジャパンケネルクラブなどの協会公認訓練士制度がある。また、各盲導犬協会認定の盲導犬訓練士、盲導犬歩行指導員の資格制度等、その他にも、多くの協会認定制度が存在するが公的資格ではない。

- ②訓練を行っている場所(所在地)
  - ・訓練を行っている場所(所在地)の地図
  - ・飼養施設について、飼養施設の構造及び規模(建築様式、延べ床面積、床の材質等)、管理方法 (排水処理方法、廃棄物処理方法、消毒方法、死体処理方法等)、配置図等を添付。具体的な確認事 項は以下を参照。
    - ・清潔で犬の健康が保てるように良好な構造であること。
    - ・クレート又はケージ等の大きさは、犬が起立して旋回、伏せることが十分に可能な大きさが必要。(一般的な大型犬(ラブラドールまたはゴールデンレトリバー種等)のクレートの大きさは市販サイズの特大又は超特大で、 $60\times95\times70$ cm 又は $70\times110\times75$ cm 程度)
    - ・クレート等は屋内に設置されていること。
    - ・犬舎内に排泄物などが放置されていないこと。
    - ・クレート等は過度に暑い場所や寒い場所、換気の悪い場所、あるいは不特定な人や動物 に接触する可能性がある場所に設置されていないこと。
    - ・クレート等は犬の出入りが自ら出来るよう、平坦な場所に設置されていることが望ましい。
    - ・クレート等に入れたまま長時間放置しておくことが日常的であってはならない。
    - ・騒音や臭気による近隣への害がないこと。
    - ・運動及び排泄させる場所が確保されていること。
    - ・運動場所の広さや方法は現地確認をすることが望ましい。
    - ・所轄保健所の指導を受けること。
    - ・大舎には、病気の感染を防ぐために隔離大舎を備えるか、連携する獣医医療機関があること。(③専門職との協力体制を参照)
    - ・犬舎には、治療室、調理室、入浴室等を設けることが望ましい。
    - ・体格にあった犬舎が犬の頭数と同数以上用意されていること。
  - ●基本訓練/作業訓練を行う場所については以下の事項を確認。
    - ・清潔で安全な場所であること。
    - ・他人に害や迷惑をかけることなく、犬と訓練者が自由に動ける広さが確保されていること。
    - ・排泄物や騒音、臭いなどで近隣に害や迷惑をかけることがないこと。
    - ・リードをつける、囲い内に入れるなど、犬は常に管理下に置き、その行動には責任を持つこと。
    - ・長時間目が届かないところに犬を放置しないこと、特に不特定の人や動物との接触がな いように注意を払うこと。
    - ・極度な熱さや寒さ、日照、湿度が高いなどの悪条件がない場所。
    - ・騒音等、注意がそがれる刺激が多い場所は好ましくない。
    - ・室内の訓練場所が確保されていることが望ましい
  - ●合同訓練を行う場所については以下の事項を確認
    - ・清潔で安全な場所であること
    - ・使用対象者の健康状態に応じ、訓練の内容、休息等に配慮しなければならない

### ③ 専門職との協力体制

訓練事業者は、専門職と協力して

- ア 候補犬導入段階における適性評価
- イ 使用者の適性・適応評価
- ウ 使用者のニーズ評価と訓練計画の作成
- エ 使用者と候補犬との適合評価
- オ 合同訓練終了後の総合評価・判定 を行わなければならない
  - ・候補犬の導入に係る適正評価を行う際に連携協力を行う獣医師は、嘱託等となっていることが 望ましい。
  - ・連携協力が必要とされる専門職の揃う医療機関名及び所在地記載書類の確認、又は各専門職者 の氏名及び所属施設名称・所在地または住所を確認する。
  - ・連携協力する医療従事者(介助犬の場合:医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士/聴導 犬の場合:医師、聴覚言語士、社会福祉士、手話通訳士、専門相談員等)は同一機関に所属し ていることが望ましい。
- ④ 介助犬又は聴導犬としての適性を有する犬の確保方法
  - ・犬の導入方法についての書類
  - ・適性犬評価方法についての書類
  - ・導入元機関についての確認
  - ・遺伝性疾患の診断が可能な体制についての確認
  - ・避妊去勢時期についての確認
  - ・非適性犬の譲渡先確保状況についての確認
- ⑤ 犬の保健衛生の確保体制 (保健所の指導監督)
  - ・犬の健康診断書類提出
  - ・狂犬病予防接種状況確認(過去の訓練犬への接種証明書の確認-所管する保健所への照会)
  - ・狂犬病予防接種以外のワクチン接種項目についての確認 (過去の訓練犬への接種証明書確認)
  - ・フィラリア予防、寄生虫検査等の検査項目確認
  - ・避妊去勢手術実施証明書(過去の訓練犬への手術実施証明書確認)
  - ・過去の保健所からの衛生上の問題等に係る指導の有無確認
  - ・施設内の臭い、換気・清掃状況、近隣への迷惑の有無等についての実地確認
- ⑥ 再訓練の実施体制
  - ・認定後の再訓練及び継続指導体制についての内容確認(マニュアルまたは定期的確認のための書類があることが望ましい)
  - ・最初の1年目2~3カ月に1度の報告聴取、その後も年1回の報告を求めると共に必要に応じて自 宅を訪問する等の継続指導体制が行われていることの確認。実態については、使用者への聞き取 りも行うことが望ましい。
  - ・訓練方法については、動物愛護管理法や身体障害者補助犬法の精神に則り、犬を苦しめることなく愛情を持って虐待のない人道的訓練が行われていることを確認することが必要である。

# 3. 育成事業に関する相談事例

### 使用者から

- ( 補助犬の世話等について、訓練事業者がフォローをする義務はありますか。
  - A. あります。訓練事業者は使用者から使用状況についての報告を受け、必要に応じ再訓練等を行う義務を負っています。
- ( 割練事業者の変更は可能でしょうか。
  - A. 正当な理由があれば不可能ではありませんが、補助犬が貸与か使用者所有の犬かによって対応は変わります。新旧の補助犬訓練事業者及び指定法人に相談してください。
- ♠ 各訓練事業者の育成実績等の情報はどこで確認できますか。
  - **A.** 厚生労働省「ほじょ犬」ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/) をご覧ください。

### 獣医師から

- 補助犬の健康診断を頼まれたが、どの程度の診察・検査が必要なのでしょうか? 基準などはありますか?
  - A. 補助犬の健康診断については、補助犬法及び「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン(平成13年度厚生科学特別研究)|【資料10】を参照するよう獣医師に伝えます。

#### 一般から

- (風) 補助犬の訓練施設が家の近所に建てられたのですが、臭いや騒音がひどく、困っています。 どうすればよいですか。
  - A. 補助犬訓練事業者は都道府県に第二種福祉事業の届出を行った上で事業を実施しており、臭いや騒音で、近隣の住人等に迷惑をかけないことが求められます。保健所等と連携して指導をする必要があります。
- ( ) 補助犬が蹴られているのを目撃しました。
  - A. 動物虐待は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されています。必要に応じて警察への通報等の対応が考えられます。
- 補助犬の訓練事業者に寄付をしたのですが、領収書を発行してもらえなくて困っています。 どうすればよいですか。
  - A. 補助犬訓練事業者は社会福祉事業の実施者であり、領収書の発行も含め寄付金の適切な取り扱いが 求められます。

その他

- 県で行っている補助犬育成費の助成について、訓練開始から認定が年度を超えてしまう場合、 どのように処理すればよいでしょうか。
  - A. 支出当該年度に処理することが基本だと思われますが、どの時点で支出とするかは事業者との契約によります。
- (4) 補助犬育成助成補助金の交付を決定するときの、流れ、選定方法、基準、ポイントについて、参考に出来るようなものはありますか。
  - A. 115ページの【資料27】に実施要項の例を示しますので参考にしてください。
- ( 補助金交付に係る書類として、どのようなものを用意すれば良いでしょうか。
  - A. 115ページの【資料27】に実施要項の例を示しますので参考にしてください。
- 第二種社会福祉事業の届出があったときに、届出受理の審査のポイントがよく分かりません。 ガイドラインのようなものはないでしょうか。
  - A. 補助犬訓練事業届出ガイドライン(35~37ページ)を参考にしてください。
- ( ) 訓練事業者の指導の仕方がよくわかりません。ガイドラインのようなものはないでしょうか。
  - A. 補助犬訓練事業届出ガイドライン (35~37ページ) を参考にしてください。
- 副練事業者が不当な行為をしている、あるいは長期間連絡が取れない場合、 行政処分は可能でしょうか。
  - A. 事実関係を確認した上で、業務停止の行政処分が可能です。(盲導犬の場合:社会福祉法第71及び72条、介助犬及び聴導犬の場合:身体障害者福祉法第39条及び40条)

# IV. 補助犬を希望する障害者からの相談対応

# 1. 補助犬を迎える心構えと基礎知識

使用者にとって補助犬は信頼し合えるパートナーであり、子どものような存在であり、頼れる相棒でもあり、 どこに行くにも常に一緒です。使用者は補助犬から補助を受けるだけでなく、世話をし、愛情を注ぎ、保護者 となって時には守ってあげる存在にならなければなりません。

そして、その補助犬の行動や健康管理などには、使用者が全責任を負い、社会にわかるように補助犬の表示をし、責任を伴っている証として認定証と健康管理手帳を携帯するという義務があります。使用者はたいへん重い責任と義務を請け負うと同時に、社会参加の権利を得るのです。

# (1) 補助犬を迎えるに当たって

### ①補助犬の実働期間

補助犬は命ある生き物なので、当然のことながら永久に働けるわけではありません。大型犬の場合、1頭の犬の実働期間は8~10年と言われています。高齢になった補助犬は、引退して仕事を離れ、多くの場合、ボランティア家庭などに引き取られて、穏やかに余生を送ります。今までともに行動してきた補助犬の引退が決まり、使用者が次の補助犬との生活を希望する場合は、再度訓練事業者に申請を出します。体の一部となっていた補助犬が突然いなくなるのは生活に支障を来すことなので、多くの場合、優先されます。

### ②補助犬の日常の世話

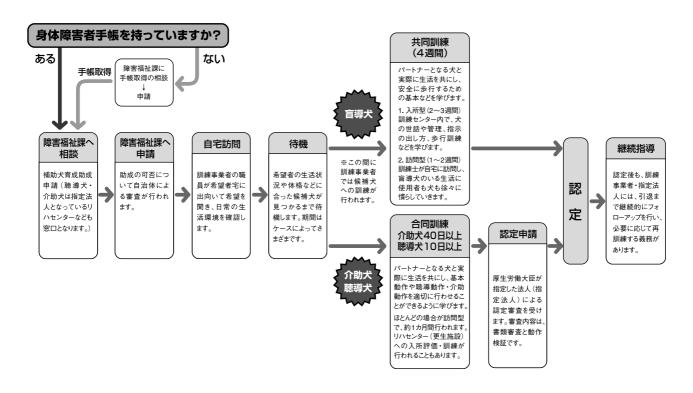
犬を飼うことは、ある意味では子どもを迎えるのと同じです。今までの生活とは一変して、定時(多少はずれたとしても)に朝晚2回(または1回)の食事と排泄の世話が必要ですし、外出中にも時間を見て排泄に連れて行かなければなりません。ペットシーツや水、排泄物処理用のビニール袋、エチケットブラシや粘着ローラーなどの犬の毛を取るマナーグッズ、犬の足を拭くタオル、水やフード(餌)を入れる携帯用の容器なども持ち歩くため、荷物が増えます。

「わずらわしい!」「面倒くさい!!」と思う人にとっては、補助犬が自立手段や社会参加の推進にはつながらないかもしれません。けれども、犬が好きで、そんなわずらわしさもむしろ楽しめる、信頼し合う相手と常に行動をともにできることがうれしいと感じる方にとっては、補助犬と生活することの大変さがむしろ、リハビリテーション効果や社会参加促進をもたらすことになると思われます。

補助犬の世話は基本的にできるだけ自分で行う必要がありますが、どうしても自分自身で動作を行うことが 負担であるものについては、家族や知人に援助依頼をしても差し支えありません。

# (2) 補助犬入手までの流れ

①補助犬を希望してから認定を受けるまで



### ②補助犬希望の問い合わせへの対応

補助犬を希望する際には、直接、訓練事業者に問い合わせてもよいですが、都道府県(政令市)が育成補助 事業を行っている場合は、どこの訓練事業者が対象となるかどうかを先に確認をする方が望ましいでしょう。関 係する様々な福祉制度についても併せて情報を提供しましょう。

盲導犬は視覚障害、聴導犬は聴覚障害、介助犬は肢体不自由の身体障害者手帳を持っている方が対象となります。障害者手帳をお持ちでない場合には、まずは手帳の発行についての相談対応が必要です。

### (3) 補助犬にかかる費用

## ①補助犬訓練にかかる費用

盲導犬の訓練費用は1頭あたり約250万~300万円※(42ページ)かかると言われています。補助犬の育成は、犬を繁殖し、子犬が生まれ、その子犬が成犬になったときに候補犬として選択をし、そして補助犬としての訓練が開始されます。また、使用者が決まって合同訓練をし、無事に認定を行われた後も、終生継続的な指導を行います。補助犬としての実働期間は大型犬であれば10~12歳までですので、その年齢が来たらリタイアをさせ、余生をのんびりと過ごす環境を整えることになります。この間にかかる全ての費用が、補助犬1頭の育成費用となります。この間、獣医療費として、補助犬としての健全性をチェックするレントゲン検査や眼の検査、避妊去勢手術、定期的なワクチン接種やフィラリア薬投与、定期健康診断の費用が必要ですし、この間にお腹をこわしたり、ちょっとした怪我をしたり、といったことが起こり、これらの費用も日常、補助犬育成に必要とされる費用としては不可欠です。リタイア後の老犬にかかる獣医療費は高額になる場合も少なくなく、ケアには人の手が必要となります。リタイア犬のケアについては、ボランティアの方々のご厚意による場合が多いというのが現状です。

また、子犬が生まれたらその子犬たちが全て補助犬になるわけではありません。現状では、2~4割の犬が補助犬になるという確率ですが、訓練の途中で適性がないと判断されて家庭犬として引き取られていく犬も多く、その間の訓練費用は、やはり1頭の補助犬が訓練を終了するのを支える経費となります。さらに、1人の訓練

士が何頭の補助犬を一度に訓練できるかによっても、1頭あたりの訓練費用は大きく異なります。

※日本介助犬アカデミーの調査では、非適性犬にかかった費用を含めない育成から認定までの費用として187 万円~256万円が、引退後にかかる獣医療費を含めると486万円が1頭にかかることが推計されました。

#### ②訓練費用の助成制度

地域生活支援事業の一事業として、補助犬の育成費の一部を助成する制度があります。

補助犬育成補助事業の対象となる訓練事業者は、社会福祉法人、財団法人、社団法人、またはNPO法人であることが望ましいと考えられます。育成補助事業の対象となっていなくても、障害者自身の自己負担はまったくない、または、逆に補助事業の対象となっていても交通費などの一部自己負担金が生じるということはありますので、自己負担金がどれくらい必要なのかを事前に訓練事業者に十分確認しましょう。ただし、育成補助事業の対象となる場合には、おおよその育成費は補助金で補われますので、希望する当事者には高額な費用を請求されることはありませんし、何よりも育成の過程を行政機関が共に支援してくれる安心が得られる点が大きなメリットだと思われます。もちろん、公費を投入するわけですから、必要な書類の提出や、審査を受けるなどの面倒な手続きが必要になりますが、そのどちらがよいかをよく説明しましょう。

育成補助事業の対象となる事業者を指定している都道府県も多いのが現状です。通常、指定するには適切に 事業を完了できるか、適切な訓練を行っているか、運営状況が安定しているかなど多くの内容について都道府 県として審査をしたうえで契約をしている場合が多いので、都道府県からの指定を受け、これまで助成を受け た実績があるか否かについては、事業者のこれまでの実績としてしっかりと情報を得ておくとよいでしょう。

### ③訓練費用の自己負担額

訓練費用のうち、どれくらい、何の費用を負担するかは育成団体によって異なりますので、見積もりをもらうなど、費用の内訳と実際に支払う額等をあらかじめしっかりと確認しておくことが必要です。

これは育成補助事業の対象となるかどうか、他の助成機関が個別に育成費の助成をしてくれるのかどうかなどによっても異なります。

訓練経費の自己負担額として請求されるのは、通常、訓練士の交通費や宿泊費、犬のハーネスやリード(引き綱)代が一般的です。これは、事業者所有の犬を訓練後、合同訓練に入る場合です。ご自分の犬である場合には、預かり訓練を依頼することになるので、預かり代金として、食事代等を別途請求される場合もあります。

いずれにしても、希望する当事者が見積もりをもらうようにし、金銭の授受については、必ず領収書、明細書などの記録が残るようにしましょう。

# 補助犬の飼育費用

犬の飼育にかかる費用には、フード(餌)代、ワクチン接種や、定期健康診断などの獣医療費、ペットシーツ、 犬用おやつ、首輪、リード(引き綱)、ハーネス、ブラシ、シャンプーなどの道具や消耗品費があります。犬の 食事は、通常、ドッグフード以外は与えません。ドッグフードにはいろいろな値段のものがありますが、大型犬 では、月に7,000円~10,000円かかります。

ペットシーツやシャンプー・トリミングなどにかかる費用としては約3,000円のペットシーツを月1回買うとすると年間約36,000円、その他に首輪、リード、ボールやおもちゃなどやおやつにかかる費用(月に平均5,000円)が不定期に発生します。これらを全て合計すると、年額198,000円がかかることになります。

ワクチン接種代として、狂犬病ワクチンが約3,000円と混合ワクチン約8,500円が年1回、定期健康診断として、糞便検査、尿検査、血液検査等で約15,000円、フィラリア予防薬約3,500円を年7回で約25,000円、ノミダニ予防薬約5,000円が年2回で約10,000円、合計して年間約61,500円の獣医療費がかかります(動物病院は自由診療であるため、金額は様々です)。これに加えて、犬が怪我をしたり、病気をしたりしたら、その獣医療費は使用者の負担となります。

一つの命の責任者になるのですから、経済的負担がかかるのは当然です。補助犬を使用することと、責任ある飼い主になることは同等のことです。これらの費用等について、きちんと責任が持てるような準備がなければ、補助犬を希望することはできません。

# 自己負担する費用の例

<合同訓練時>

訓練士の交通費、宿泊費(負担の有無は、訓練事業者によって異なる)

< 大の飼育費用> 約198,000円/年 フード代(大型犬の場合) 7,000~10,000円/月 ペットシーツ代 約3,000円/月

その他 平均 5,000円/月

(シャンプー代、首輪、リード、オモチャ、おやつなど)

< 獣医療費> 約61,500円/年 ワクチン代 狂犬病予防接種 約3,000円/年

混合ワクチン 約8,500円/年

フィラリア予防薬 約25,000円(約3,500円/月×7回) ノミダニ予防薬 約10,000円(約5,000円×年2回)

定期健康診断 約15,000円/年



補助犬と暮らすためには、ある程度の経済的負担と、 きちんと責任が持てる準備が必要。

### (4) 訓練事業者選び

補助犬が効率よく安全に使用者のサポートをし、そして健康で元気に暮らしていくためには、訓練を行う訓練事業者選びはとても大切です。「生きた自助具・補装具」と言われるとおり、補助犬は生き物です。また、一度受け取ったらそれですべてが解決するわけではなく、訓練の定期的なフォローアップも必要であり、訓練事業者とは補助犬が実働している限り、長いおつき合いになります。訓練事業者を選ぶときは資料請求等をし、実際に見学に行き、何カ所か回って比較検討することを希望する当事者に勧めていただきたいと思います。

事業者選びのチェックポイント
□ 法人格はあるか(社会福祉法人、財団法人、社団法人、NPO法人のみが公的助成の対象)
□ 訓練士は何人いるか(犬の数に対し、訓練士の数は少なすぎないか)
□ 訓練士はどのような資格と実績をもっているか
□ 施設は清潔か
□ 犬は何頭いるか
□ 犬は譲渡か貸与か? 障害者側の自己負担率や額はどれくらいか
□ 犬は訓練士と楽しそうに訓練しているか(名前を呼んだときや「ノー」の指示を出したときにビクビクし
てはいないか)
□ 継続指導体制はどうなっているか
□ 個人情報、プライバシーが保護されているか
□ どのような障害を対象にしているか(介助犬の場合)
□ リハビリ専門職との協力体制はどうなっているか(介助犬の場合)

#### ①訓練事業者選びのポイント

補助犬法により、盲導犬に加えて介助犬、聴導犬を訓練する事業は第二種社会福祉事業になり、都道府県(政令市)に届出をすることとなっています。届出をしていない訓練事業者は、正式な訓練事業者ではありませんので、補助犬の希望をする際には、必ず届出されている訓練事業者かどうかを確認します。届出がされているかどうかは、事業者の所在地である都道府県(政令市)の障害福祉課、厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室、厚生労働省のホームページなどで確認できます。

訓練事業者を選ぶときには、必ず情報を収集して見学に行くことをお勧めします。

訓練を依頼すれば、これから10年以上のつき合いになるかもしれないサービス提供者ですから、最大限の努力をしてくれる信頼できる事業者を選ぶ必要があります。

見学に行くときには家族だけでなく、生活支援の担当者であるケースワーカーなどの第三者と一緒に行くと よいでしょう。

上記のリストのような点をポイントに話を聞きます。その際、職員の対応のていねいさなども選ぶポイントになるでしょう。病院や介護サービス、補装具業者を選ぶときと同様、責任を持って、しっかりと自己選択をしましょう。

# 補助犬の訓練士

盲導犬の場合は、盲導犬を訓練する盲導犬訓練士と盲導犬との歩行を使用者に訓練をする盲導犬歩行指導員の2種類の訓練士がいます。

介助犬、聴導犬は、盲導犬のような分担が確立はしていません。しかし、通常、訓練は候補犬と候補者にも 訓練事業者の決める担当訓練士がいて、最後まで責任を持って訓練を行います。

これらの訓練士および指導員は、公的資格ではありませんし、現段階では、訓練士等になるための教育や研修基準も明確なものはありませんので、訓練技術や知識、キャリアなどもかなりの個人差があります。

補助犬訓練事業者は、補助犬法の中で「障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想さ

れる身体障害者のための訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体 障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。(補助犬法第三条二項) | とされており ます。訓練士は必要に応じて、希望者の身体状況や障害に関して、医療従事者から十分な情報を得るなどの連 携を取らなければならないことになっています。

# column

# 契約書の重要性

介助者派遣、デイサービスを受けるなど、福祉サービスを受けるのに常に契約内容の確認が必要とさ れ、介護保険を利用する上でも契約内容の確認が重要視されています。障害者は、消費者として適切な サービスを受けられるために対価を支払い、不当な請求や対応をされることがないようにしっかりと確 認をしなければなりません。

補助犬事業の中では、これまで犬の所有権をめぐるトラブルや、合同訓練、継続指導などが途中で立 ち消えになってしまい、使用者である障害者が困ってしまったという例がありました。また、トレーナ 一の交通費や犬具代などの支払いが見積もりや計画性なく請求され、契約書も領収書も残っていないた め、不当な請求に対して苦情を言うこともできない、という相談が使用者から寄せられることもありま した。不当に「犬を返却するように」と訓練事業者から言われ困惑した使用者からの相談もありました。 こういったトラブルを避けるためには、訓練事業者と信頼関係を結べるかどうか事前にしっかりと情 報収集をすることが重要ですが、それだけでなく、書面で訓練事業者と契約を交わし、その内容を十分 理解しておくことが必要です。担当者が、これらの契約内容について確認をすることができれば、多く のトラブルを避けることができると期待されます。

### ②訓練内容

補助犬になるための訓練は大きく3段階に分かれます。訓練士が犬に一般的なしつけを行う「基本訓練」と、 |補助犬としての作業を教える「作業訓練 |。その後に使用候補者が決まり、障害者と一緒に訓練をする「合同訓 練」(盲導犬の場合は共同訓練と呼ばれています)が始まります。

どの訓練も、犬に強制的に教えるのではなく、犬の自然な行動を引き出し、ほめて教えます。そうすれば、犬 はほめられることがうれしくなり、楽しみながら一生懸命仕事をするようになるからです。

# STEP

# STEP

# STEP 3

# 基本訓練

しつけ・基本マナーを 教える

# 作業訓練

補助犬としての役割となる 動作を教える

# 合同訓練 (盲導犬は共同訓練)

使用者の指示に従うようになるために、 使用者、候補犬、訓練士で一緒に行う







# 基本訓練

「基本訓練」では、一般の家庭犬でも行われているしつけ程度の基本的なマナー動作を身につけます。『おすわり』『まて』『ふせ』『おいで』『ついて歩く』などのほか、音響・食物や他の動物などさまざまな刺激を無視できる、指示された場所に入ることができるなど簡単な動作ですが、これは、社会参加のマナーを守る上で大切な基本動作です。

また、各補助犬訓練士は訓練犬に対して使用する障害者に合わせて訓練をすることになります。たとえば、犬とのコミュニケーションの基本はアイコンタクト、つまりこちらに関心を向けることですが、視覚障害者が使用者となる盲導犬にはこれは行いません。聴覚障害者が使用者となる聴導犬には、手話でおすわりなどの基本動作ができるように初めから訓練が行われます。介助犬の場合は、車椅子や杖で歩く使用者の横について落ち着いて歩くことが求められますが、杖や電動車いすの操作盤が左右どちらにあるか、麻痺等のある手がどちらかによって、どちらについて歩くかが決まるので、左右どちらにでもついて歩けるように訓練する訓練事業者もあります。

### 作業訓練

基本動作と平行して、補助犬それぞれの役割である「作業訓練」が行われます。

盲導犬では障害物、段差、曲がり角を教える歩行誘導訓練が行われ、聴導犬では非常ベル、ノック音、ドアベル、目覚まし時計、ファックス、キッチンタイマーなど通常必要となる音を教え、音源まで誘導したり、後ろから来る自転車のベル、車のクラクションや呼びかけられたときに使用者に教えたりする訓練が行われます。介助犬の場合は、使用者のニーズに大きく幅がありますが、一般的に求められる、落とした物を拾って渡す、手が届かない物を取ってきて渡す、電話を探して手元に運ぶ、電気やエレベーターのボタンスイッチを押す、着脱衣の介助、車椅子を引くなどの動作の訓練を受けます。介助犬の場合は、歩行介助を必要とする方もありますし、電動車椅子を使用して手を自力では前や上に動かせない方の場合もありますので、使用者が想定された後で、歩行介助の訓練を開始したり、電動車いすのテーブルや使用者の手ではなく、ひざの上にものを置くように訓練をする場合もあります。

基本動作、作業動作訓練の期間は、厚生労働省の基準では基本動作は概ね60日以上、介助犬の作業動作は120日以上、聴導犬の聴導動作は訓練100日以上とされています。ただし、基本動作と作業動作は平行して行われるのが一般的です。

#### 合同訓練

「合同訓練」とは、これまで訓練士が犬に指示していた内容を、使用者の指示に従って犬が動作をするように、使用者、候補犬、訓練士で一緒に行う訓練です(盲導犬の場合は「共同訓練」と言います)。この中では、基本動作や作業動作訓練だけでなく、これから補助犬と生活していく上で必要となる犬の世話や獣医学的な基礎知識、実際の世話の仕方や、散歩、排泄物の処理の方法、街に出てレストランに入ったときや電車・バスに乗ったときに、犬をどのように扱えば他の人に迷惑がかからないかなど、公共の場に出る訓練も行います。

初めて自分の候補犬と一緒に訓練をする使用者自身にとっては、この合同訓練がすべてといっても過言ではありません。初めのうちは候補犬は訓練士の指示にしか従わず、使用者の指示を聞いてくれないどころかあまり関心もなさそうな態度にがっくり来るものですが、訓練士は使用者と候補犬の信頼関係を築く指導をしっかりとしてくれます。訓練士と結ばれていた信頼関係を、使用者へと移していくのがこの合同訓練です。

合同訓練は、厚生労働省の基準では、最低40日以上、最終段階では使用者の自宅や職場等においても10日 以上の在宅訓練を行うこととされています。

盲導犬の場合は、国家公安委員会から指定を受けた全法人が宿舎のある施設を有しているので、入所訓練を行うのが一般的ですが、在宅訓練も行われます。聴導犬、介助犬の場合は、盲導犬に比較して零細な団体が多く、大きな入所施設を有している法人は少ないので、主に在宅訓練が中心となります。

使用者ご自身が生活している環境、自宅や職場のドア、机、もの、普段使用する道や駅、店舗、そして家族 や職場の人に候補犬が慣れ、その環境の中でしっかりと使用者の指示に従って基本動作、作業動作ができるこ とが必要ですので、在宅訓練は使用者にとってはとても重要な訓練です。

### (5) 補助犬の認定

盲導犬は「道路交通法第十四条第一項に規定する政令」で定めるとされており、盲導犬として国家公安委員会指定団体に訓練されていれば、補助犬法の認定は必要とされていません。

介助犬と聴導犬では、補助犬法に基づき、厚生労働大臣が指定する認定法人で認定審査を受けます。審査内容は「書面審査」と「動作検証」です。動作検証は、基本動作、作業動作が使用者の指示で確実に行えるかを屋内外で、各々規定されている複数の検証員によって確認します。

介助犬の実地検証および認定審査は、担当者ではない訓練士、獣医師、リハビリテーション施設等の医師、 理学療法士、作業療法士、社会福祉士等により構成された審査委員会で行われます。

聴導犬の実地検証および認定審査は、担当者ではない訓練士、獣医師、医師、社会福祉士、言語聴覚士、心理職、身体障害者相談員等により構成された審査委員会で行われます。

【 認定にともなって提出する必要書類 (介助犬・聴導犬の場合) 】

- ◆認定申請調書(使用者、訓練事業者の連名申請)
- ◆訓練報告書
- ◆健康診断書・避妊去勢証明書
- ◆畜犬登録番号届出書
- ◆介助犬・聴導犬使用者意見書

# 2. 補助犬を希望する障害者からの相談事例

# ● 自分の犬を補助犬にできるのですか?

A. 自分の犬を補助犬にすることは、一般的に盲導犬の場合はできないようです。介助犬、聴導犬の場合は、訓練事業者によって対応が違います。「自己所有の犬は一切不可能」とするところもあれば、「適性評価の後、適性があれば訓練は可能」とするところもあるようなので、訓練事業者に問い合わせてみましょう。ただし、あまり安請け合いするところは注意をしたほうがよいでしょう。適性評価から訓練にかかる期間、訓練や継続指導の流れなどをきちんと説明してもらい、見積もり、契約書などの文書を確認しましょう。

# 福祉用具のように一時的なレンタルはできますか?

A. 補助犬は1頭、1頭、それぞれの障害者の障害状況に合わせてオーダーメイドで訓練され、使用者との生活に入るまでには障害者、犬ともにさまざまな訓練を行います。人と犬との適性を評価し、合同訓練、認定試験などを経てはじめて、共に社会へのアクセスを許可されたペアになります。認定され使用者に渡るときには、訓練事業者からの貸与契約を交わして渡される場合がほとんどですが、これは補助犬としての実働期間中の貸与契約であって、短期間で借りたり、返却できるものではありません。また、他の使用者の補助犬を少しの間だけ借りてきて補助してもらうというわけにもいきません。

# 障害があっても世話はできますか?

A. 「障害があっても犬の世話ができるだろうか?」「行動管理ができるだろうか?」と不安に思われる方は少なくありません。特に介助犬の適応となる肢体不自由者の場合、犬の世話のほとんどは手で行う動作なので、「それができないのでは?」「犬が指示を聞いてくれないのでは?」と不安に思う方がとても多いようです。

補助犬の世話は使用者が自分で行うことが基本ですが、どうしても自分自身では負担になることについては、家族や知人などに援助依頼をしても差し支えありません。また、作業療法士が使用者の手に合わせた犬具などの作成をする、さらにリハビリテーション工学的な工夫として、自動給餌機や自動ボール投げ機などを作ることによって、自分自身でできる飼育管理動作の範囲は広がります。

大切なことは、「できる世話は自分でする」という気持ちです。その気持ちがあれば、訓練士といろいろな専門職がチームとなって工夫をすることで、さまざまなことができるようになりますので、まずは、不安があることを訓練士や専門職に伝えましょう。

# ⋒ 補助犬は寿命が短いというのは本当ですか?

A. 以前は、「盲導犬は寿命が短い」とよく言われましたが、これはまったく根拠のないことです。盲導犬の多くは、多くの人からたくさんの愛情を受けて、大型犬の寿命を全うします。犬は元々群れで暮らすオオカミの仲間であり、ひとりでいることよりも仲間を慕い、ついていく行動を持つ動物です。ですから、尊敬する仲間である飼い主の指示にはいつでも従いますし、どこにでも喜んでついていきます。犬は、仲間と共に過ごし、ほめられることを好み、必要とする動物なのです。

補助犬は、人が大好きで、ほめられる動作を役割として教えられた普通の犬たちです。補助犬は常に大好きなご主人様と一緒に過ごし、信頼を深め、普通のペットでは行けない宿泊施設にも、仕事場にも一緒に行くことができます。多くの人から大切に思われ、かわいがられますし、家に帰ってきてハーネスやケープをはずし、お散歩に行ったり遊んだりしているときにはふつうのペットと同じです。そして、「仕事」といっても、いやいやするような強制訓練を行っているわけではなく、最近の補助犬訓練は、ほめて教える訓練で、遊びや自然な行動を強化して作業訓練につなげていく方法を取り入

れる事業者が多くなっています。補助犬も、基本的には家庭犬です。補助犬も、多くの人の愛情と手をかけられ、終生を幸せに過ごすことのできる、一つの幸せな姿だとも考えられます。

# 引退後の補助犬はどうなるのですか?

A. 盲導犬の場合は、引退後に使用者自身が最後まで飼育するということは少ないようです。理由はいくつかありますが、犬も年を取ってくると病気がちになり、高齢になると介護にはとても多くの労力と時間がかかります。その世話を障害がある中でするのには大きな負担を伴います。また、盲導犬が引退したということは、すぐに次の盲導犬がいなければ歩くことに不自由します。ということは、現役犬とリタイア犬、2頭の世話をしなければならないことになり、それらの負担を考慮して、ボランティア宅や老犬ホームに依頼することになります。

介助犬・聴導犬の場合は未だ歴史が浅いので、リタイア犬の例がまだ日本では少ないですが、外国では引退後も家族などの力を借りて最後まで家で看取り、使用者は現役犬と社会参加をしているという例も少なくありません。

新しく現役の補助犬が来ると、リタイアした犬と小競り合いが起こる、うまくいかない、といわれることが多いようですが、問題のない例もありますので、犬同士の相性や、どれくらいリタイア犬に手をかけてあげることができるか、などそれぞれケースによって異なると思われます。

自分の手元に最後まで置く、というのがよい選択かどうかは、訓練事業者ともよく話し合いましょう。

# 補助犬の所有権はだれにあるのですか?

A. 補助犬は合同訓練に入る前と、合同訓練に入っても訓練士が犬を連れて来る間、または、訓練事業者に入所して訓練中は、訓練事業者所有の犬となっています。合同訓練終盤になり、使用者と過ごす時間が長くなってくると、畜犬登録を訓練事業者から使用者に移すよう言われます。犬の所有権は、人間でいう戸籍謄本や住民票のようなものはありませんので、その所有権を明確に定める法的な書類が定かではありません。そのため、唯一法的な手続きとしての狂犬病予防法上必要とされる畜犬登録と、訓練事業者と交わす契約書が重要な手続きになります。多くの訓練事業者は、使用者に対して補助犬を貸与していますので、貸与契約書を交わしています。

貸与契約書がある場合は、基本的には畜犬登録の所有者は使用者になっていても、訓練事業者から 貸与している犬であることには変わりありません。

犬が貸与なのか、譲渡可能なのか、所有権がどこに存在するのかは、後々、訓練事業者が零細で事業が続けられなくなってしまった、といった事態が発生した時などに問題になってきますので、しっかりと事前に訓練事業者に対して、所有権を持つことができるかどうか、譲渡は可能かどうかを確認しておきましょう。

# 訓練事業者や指定法人についての苦情は、どこに言ったらよいですか?

A. 社会福祉法人や民法上の法人で社会福祉事業を行っているところであれば、苦情処理委員会を設けているはずですので、直接そちらに相談をするか、届け出ている県(市)の障害福祉担当課に相談するのがよいでしょう。ケースワーカーや相談員を間に立てて、苦情を受けつけます。

訓練事業者に対する苦情は指定法人で相談に乗ってくれる場合もあります。指定法人に対する苦情は直接、厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室が窓口となります。

# V. 資料

# 【資料1】

# 身体障害者補助犬法の概要

#### 1. 目的

良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の 施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会 参加の促進に寄与すること。

#### 2. 定義

「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

#### 3. 身体障害者補助犬の訓練

- (1) 訓練事業者は、適性を有する犬を選択するとともに、これを 使用しようとする身体障害者の状況に応じた訓練を行うことによ り、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。
- (2) 訓練事業者は、身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練(フォローアップ)を行わなければならない。

#### 4. 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(1) 国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。

ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が 発生するおそれがある場合などはこの限りではない。

- (2) 民間事業主及び民間住宅の管理者は、従業員又は居住者が身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。
- (3) 身体障害者補助犬を同伴して施設等(住宅を除く。)の利用 又は使用する身体障害者は、その者のために訓練された身体障害 者補助犬である旨の表示をしなければならない。

### 5. 身体障害者補助犬に関する認定等

- (1) 厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人であって身体障害者介助犬の認定業務を適切に行うことができるものを指定することができる(指定法人)。
- (2) 指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬であって 申請があったものについて、他人に迷惑を及ぼさないことその他 適切な行動を取る能力を有すると認める場合は、その旨の認定を 行わなければならない。

#### 6. 身体障害者補助犬の取扱い等

(1) 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、 身体障害者補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診 を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう 努めなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### 7. 施行期日等

- (1) この法律は、平成14年10月1日から施行する。ただし、3. のうち介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分については、平成15年4月1日から、4. (1) のうち不特定多数の者が利用する施設の管理者に係る部分は平成15年10月1日から施行する。
- (2) この法律の施行後3年を経過した場合、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

# 【資料2】

# 身体障害者補助犬法

(平成十四年五月二十九日法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者 及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定める とともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等 を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することがで きるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者 補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の 円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に 寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、 介助犬及び聴導犬をいう。
- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法(昭和三十五 年法律第百五号)第十四条第一項に規定する政令で定める盲導 犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活 に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼 出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その 者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬 であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

### 第二章 身体障害者補助犬の訓練

(訓練事業者の義務)

- 第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律 第二百八十三号)第三十三条 に規定する盲導犬訓練施設をい う。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四条の 二第三項 に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行う者及び聴 導犬訓練事業(同項 に規定する聴導犬訓練事業をいう。)を行 う者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬とし ての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提 供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しよう とする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その 身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体 障害者補助犬を育成しなければならない。
- 2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握

しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のため に身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助 犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければ ならない。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な 事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等 (国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

- 第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。
- 3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者 が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について 準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第四号 に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(同条第五号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。)及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船舶及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の

同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務 する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補 助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

- 第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。
- 2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において 身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その 身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行 動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定) 第十五条 厚生

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、 身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は 研究を目的とする民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十 四条 の規定により設立された法人又は社会福祉法 (昭和二十 六年法律第四十五号) 第三十一条第一項 の規定により設立され た社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切か

- つ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該 指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる 事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当 該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

- 第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬(当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。)であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。
- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬 について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場 合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

- 第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に 違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、 その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定 の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、 当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、 又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、 その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることが できる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提 示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査の ために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等 (身体障害者補助犬の取扱い) 第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

#### (身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### (国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に 対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

#### 第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、 若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは 虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役 員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、 第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は 平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施 行する。

### (経過措置)

- 第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする
- 第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。
- 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うた

め、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が 使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、 身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上 の措置が講ぜられるものとする。

#### (検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一七年一一月七日法律第一二三号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第二十四条、第四十四条、第百一条、第百三条、第百十 六条から第百十八条まで及び第百二十二条の規定 公布の日
- 二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短 期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五項、 第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から 第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特 定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医 療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分 に限る。)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号及び第 八号から第十号までに係る部分に限る。) 及び第二項(第一号か ら第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十四条、 第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準 用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一 条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る 部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及 び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条、第四 十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に 限る。)及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四 項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項 まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者 に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条 (指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限 る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条 第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医 療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害 福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第 一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特 例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号 (療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分 に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条 第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)及び第二 項、第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号に係る部分を 除く。) 及び第二項第二号、第九十六条、第百十条(サービス利 用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給

付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費 の支給に係る部分に限る。)、第百十一条及び第百十二条 (第四 十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する 場合に係る部分に限る。)並びに第百十四条並びに第百十五条第 一項及び第二項(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給 付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当 療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに 附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から 第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、 第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五 十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八 条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十 九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、 第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八 条から第百条まで、第百五条、第百八条、第百十条、第百十二 条、第百十三条及び第百十五条の規定 平成十八年十月一日 (罰則の適用に関する経過措置)

第百二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定 によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の 施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行 に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。 (調整規定)
- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第九一号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲 内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一二六号)

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項に後段を加える改正規定、第十条を改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定及び附則の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

# 【資料3】

# 身体障害者補助犬法の一部を改正する 法律

身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 罰則(第二十五条)」を「第七章 雑則(第二十五条・第二十六条)

第八章 罰則 (第二十七条) | に改める。

第七条第二項中「。」を「。この場合において、同項ただし書中「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合」とあるのは、「身体障害者補助犬の使用により国等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と読み替えるものとする。」に改める。

第八条第一項中「航空機をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。 第十条第一項中「事業主」を「障害者雇用事業主以外の事業主」 に改める。

第十条第一項を第十条第二項とする。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十三条第一項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が一人以上である場合の同項の事業主が雇用する同項の労働者の数のうち最小の数を勘案して政令で定める数以上の同項の労働者を雇用している事業主(国等を除く。)並びに当該事業主が同法第四十四条第一項の親事業主である場合の同項の子会社及び当該事業主が同法第四十五条第一項に規定する親事業主である場合の同項の関係会社(以下「障害者雇用事業主」という。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第二十五条を第二十七条とする。

第七章を第八章とする。

第二十四条の次に次の章を加える。

第七章 雜則

(苦情の申出等)

第二十五条 身体障害者又は第四章に規定する施設等を管理する者(事業所又は事務所にあっては当該事業所又は事務所の事業主とし、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあっては当該公共交通事業者等とする。以下同じ。)は、当該施設等の所在地(公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等にあっては、当該公共交通事業者等の営業所の所在地)を管轄する都道府県知事に対し、当該施設等における当該身体障害者による身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の苦情の申出があったときは、その相

談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は第四章に 規定する施設等を管理する者に対し、必要な助言、指導等を行 うほか、必要に応じて、関係行政機関の紹介を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の苦情の申出を受けた場合において 当該苦情を適切に処理するため必要があると認めるときは、関 係行政機関の長若しくは関係地方公共団体の長又は訓練事業者 若しくは指定法人に対し、必要な資料の送付、情報の提供その 他の協力を求めることができる。

#### (大都市等の特例)

第二十六条 前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が行う。この場合においては、前条の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

附則第二条の見出しを削る。

附則第一条の次に次の一条を加える。

#### (経過措置)

第一条の二 第十条第一項の規定の適用については、当分の間、 同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「附則第三条第二項の 規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項」とす る。

附則第四条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

附則 (平成一九年一二月五日法律第一二六号)

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項に後段を加える改正規定、第十条を改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定及び附則の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

#### 〈参考〉

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律案提出理由

身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の更なる 円滑化を図るため、障害者雇用事業主にその事業所又は事務所に 勤務する身体障害者の当該事業所又は事務所における身体障害者 補助犬の使用を受け入れることを義務付けるとともに、都道府県 知事が施設等における身体障害者による身体障害者補助犬の同伴 又は使用に関する苦情を処理することとする必要がある。これが、 この法律案を提出する理由である。

# 【資料4】

# 身体障害者補助犬法施行規則

(平成十四年九月三十日厚生労働省令第百二十七号) 最終改正:平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号

身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第五条、第十二条、第十五条第一項 及び第二十条 並びに附則第三条 の規定に基づき、身体障害者補助犬法施行規則を次のように定める。 (盲導犬の訓練基準)

- 第一条 身体障害者補助犬法 (平成十四年法律第四十九号。以下「法」という。) 第三条第一項 に規定する訓練のうち盲導犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる歩行誘導訓練は、並行して行うことができる。
- 一 基礎訓練(視覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって盲導犬を使用しようとするもの(以下「盲導犬使用予定者」という。)がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。)
- 二 歩行誘導訓練(盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、道路の通行及び横断、階段の昇降、不特定かつ 多数の者が利用する施設等の利用等を安全に行うための歩行誘 導を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。)
- 三 合同訓練(盲導犬使用予定者が盲導犬とするための訓練を受けている犬(ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。) に指示をして、基本動作及び歩行誘導を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)
- イ 盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた 訓練
- ロ 盲導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その 他の管理に関する指導
- ホ 盲導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する 施設等に同伴する訓練
- 2 前項第二号に掲げる歩行誘導訓練については、盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、盲導犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。
- 3 盲導犬訓練事業者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業を行う者をいう。以下同じ。)は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ福祉サービスを提供する者その他の関係者(以下「福祉サービスを提供する者等」という。)の協力を得なければならない。

4 盲導犬訓練事業者は、育成した盲導犬の健康状態並びに基本動作及び歩行誘導の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

#### (介助犬の訓練基準)

- 第二条 法第三条第一項 に規定する訓練のうち介助犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる介助動作訓練は、並行して行うことができる。
- 一 基礎訓練(肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって介助犬を使用しようとするもの(以下「介助犬使用予定者」という。)がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。)
- 二 介助動作訓練(介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う介助動作を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。)
- 三 合同訓練(介助犬使用予定者が介助犬とするための訓練を受けている犬(ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。) に指示をして、基本動作及び介助動作を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)
- イ 介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた 訓練
- ロ 介助犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 介助犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 介助犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その 他の管理に関する指導
- ホ 介助犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する 施設等に同伴する訓練
- 2 前項第二号に掲げる介助動作訓練については、介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、介助犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。
- 3 介助犬訓練事業者(身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する介助犬訓練事業を行う者をいう。以下同じ。)は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ身体障害者社会参加支援施設その他の福祉サービスを提供する者等の協力を得なければならない。
- 4 介助犬訓練事業者は、育成した介助犬の健康状態並びに基本 動作及び介助動作の状況について、これを使用する身体障害者 から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、

屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

(聴導犬の訓練基準)

- 第三条 法第三条第一項 に規定する訓練のうち聴導犬に係るもの は、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合に おいて、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる聴導動作 訓練は、並行して行うことができる。
- 一 基礎訓練(聴覚障害により日常生活に著しい支障のある身体障害者であって聴導犬を使用しようとするもの(以下「聴導犬使用予定者」という。)がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。)
- 二 聴導動作訓練(聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う聴導動作を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。)
- 三 合同訓練(聴導犬使用予定者が聴導犬とするための訓練を受けている犬(ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。) に指示をして、基本動作及び聴導動作を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)
- イ 聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた 訓練
- ロ 聴導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 聴導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 聴導大使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その 他の管理に関する指導
- ホ 聴導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する 施設等に同伴する訓練
- 2 前項第二号に掲げる聴導動作訓練は、聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて 作成された訓練計画により行うとともに、聴導犬使用予定者と 訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。
- 3 聴導大訓練事業者(身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する聴導大訓練事業を行う者をいう。以下同じ。)は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ手話通訳者その他の福祉サービスを提供する者等の協力を得なければならない。
- 4 聴導犬訓練事業者は、育成した聴導犬の健康状態並びに基本動作及び聴導動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

(身体障害者補助犬の表示)

第四条 法第十二条第一項の規定による表示は、様式第一号によ

り身体障害者補助犬の胴体に見やすいように行わなければならない。

(法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類)

- 第五条 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類 は、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する 次に掲げる事項を記載した書類(以下「身体障害者補助犬健康管理記録」という。)及び第九条第五項の規定により交付された 身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを 証明する書類とする。
- 一 身体障害者補助犬の予防接種及び検診の実施に関する記録 (予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署 名又は記名押印がなければならない。)
- 二 前号に掲げるもののほか、身体障害者補助犬の衛生の確保の ための健康管理に関する記録

(指定の申請手続)

- 第六条 法第十五条第一項 の規定による指定を受けようとする者 は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載 した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 事業計画書、収支予算書、財産目録及び貸借対照表
- 三 役員の氏名及び住所並びに略歴を記載した書類
- 四 身体障害者補助犬の訓練を目的とする法人にあっては、訓練 を行う者の氏名及び訓練に関する実績を記載した書類
- 五 身体障害者補助犬の研究を目的とする法人にあっては、研究 者の氏名及び研究に関する実績を記載した書類
- 六 法第十六条 に規定する認定の業務(以下「認定業務」という。)の実施に関する規程
- 七 次条第五号に規定する審査委員会の運営に関する規程並びに 委員の氏名及び略歴を記載した書類
- 八 次条第六号に規定する苦情の解決のための体制の概要 (指定の基準)
- 第七条 法第十五条第一項の規定による指定は、身体障害者補助 大(介助犬及び聴導犬に限る。以下同じ。)の種類ごとに、次に 掲げる基準に適合している者について行う。
- 一 適正な法人運営がなされていること。
- 二 身体障害者補助犬の訓練の業務(第二条第一項第三号又は第 三条第一項第三号に掲げる合同訓練のみを行うものを含む。)又 は研究の業務を適正に行っていること。
- 三 認定業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 四 身体障害者補助犬の訓練の業務その他認定業務以外の業務を 行うことにより認定業務が不公正になるおそれがないこと。
- 五 認定業務を適切かつ確実に行うために必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会が置かれていること。
- 六 苦情の解決のための体制が整備されていること。

(認定の申請手続)

第八条 法第十六条第一項の規定による認定(以下「認定」とい

- う。)を受けようとする者は、様式第二号による申請書を法第十 五条第二項 に規定する指定法人(以下「指定法人」という。) に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請に係る身体障害者補助犬とするために育成された犬 (以下「育成犬」という。)を身体障害者補助犬として使用しよ うとする身体障害者(以下「当該申請に係る身体障害者」とい う。)に対し、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により 交付された身体障害者手帳の写し
- 二 当該申請に係る育成犬について避妊又は去勢の手術を行った ことを証明する書類
- 三 当該申請に係る育成犬の訓練について次に掲げる事項を記載 した書類
- イ 第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練の記録
- ロ 第二条第二項又は第三条第二項に規定する訓練計画(当該訓練計画を作成した者及び作成に協力した者の署名又は記名押印がなければならない。)
- ハ 介助犬に係る訓練にあっては、訓練を行った者及び医師、獣 医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の専門的な 知識を有する者による訓練の総合的な評価
- ニ 聴導犬に係る訓練にあっては、訓練を行った者及び医師、獣 医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する 者による訓練の総合的な評価
- ホ 当該申請に係る育成犬との適合状況についての当該申請に係 る身体障害者の意見

#### (認定の方法等)

- 第九条 指定法人は、認定を行うに当たっては、当該申請に係る 育成犬について第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げ る訓練が適正に実施されていることを確認するため、書面によ る審査並びに当該申請に係る育成犬の基本動作についての実地 の検証及び介助動作又は聴導動作についての実地の確認を行わ なければならない。
- 2 介助犬に係る前項に規定する実地の検証及び実地の確認は、 身体障害者補助犬の訓練を行う者(当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。)並びに医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない。
- 3 聴導犬に係る第一項に規定する実地の検証及び実地の確認は、 身体障害者補助犬の訓練を行う者(当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。)並びに医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない。
- 4 第一項に規定する実地の検証及び実地の確認は、当該申請に 係る身体障害者を同伴させ、屋内のほか、不特定かつ多数の者 が利用する施設等においても行わなければならない。
- 5 指定法人は、認定を行ったときは、様式第一号により作成した表示、身体障害者補助犬健康管理記録及び様式第三号により 作成した身体障害者補助犬認定証を当該申請に係る身体障害者

に交付しなければならない。

- 6 指定法人は、認定を行ったときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 一 前項に規定する身体障害者補助犬認定証に記載した認定番号
- 二 狂犬病予防法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第五十二号)第四条 に規定する登録番号
- 三 身体障害者補助犬の名前、性別及び犬種
- 四 身体障害者補助犬を使用する身体障害者の氏名、住所及び生 年月日
- 五 身体障害者補助犬の訓練を行った事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 六 認定を行った年月日

#### (報告の徴収等)

- 第十条 指定法人は、認定を行った身体障害者補助犬の健康状態 並びに基本動作及び介助動作又は聴導動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求めなければなら ない。
- 2 指定法人は、認定を行った身体障害者補助犬について、法第 十六条第一項に規定する能力をあらためて検証する必要がある と認めたときは、速やかに実地の検証を行わなければならない。 (認定の取消し)
- 第十一条 指定法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、 認定を取り消さなければならない。
- 一 認定を行った身体障害者補助犬を使用する身体障害者から当該身体障害者補助犬の使用中止の報告があったとき。
- 二 前条第二項の規定による実地の検証を行った結果、認定を行った身体障害者補助犬が法第十六条第一項に規定する能力を欠くこととなったと認められるとき。
- 三 認定を行った身体障害者補助犬を使用する身体障害者の指示 に従わず施設等又はこれらを利用する者に著しい損害を与えた ときその他明らかに法第十六条第一項に規定する能力を欠くこ ととなったと認められるとき。
- 2 指定法人は、法第十六条第二項の規定による認定の取消しを 行ったときは、第九条第五項の規定により交付した表示、身体 障害者補助犬健康管理記録及び身体障害者補助犬認定証を返還 させなければならない。
- 3 指定法人は、法第十六条第二項の規定による認定の取消しを 行ったときは、第九条第六項第一号及び第二号に掲げる事項並 びに認定の取消しを行った年月日を厚生労働大臣に報告しなけ ればならない。

#### (厚生労働大臣への報告等)

- 第十二条 指定法人は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。
- 2 指定法人は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、財産目 録及び貸借対照表を作成し、当該事業年度経過後三月以内に厚 生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の 氏名並びに第六条第二項各号(同項第二号を除く。)に掲げる書

類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

- 第十三条 指定法人は、認定業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を速やかに厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 一 廃止し、休止し、又は再開した年月日
- 二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
- 三 廃止し、又は休止した場合にあっては、当該指定法人が認定 を行った身体障害者補助犬を現に使用している身体障害者に対 する措置
- 四 休止した場合にあっては、その期間
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、そ の旨を公示しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第十四条 法第十九条第二項に規定する身分を示す証明書は、様 式第四号によるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十四年十月一日)から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(認定に関する経過措置)

- 第二条 平成十五年三月三十一日までの間、第七条第二号中「訓練の業務(第二条第一項第三号又は第三条第一項第三号に掲げる合同訓練のみを行うものを含む。)」とあるのは「訓練の業務」と、第八条第二項第三号イ中「第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練」とあるのは「訓練」と、同号ロ中「第二条第二項又は第三条第二項に規定する訓練計画」とあるのは「訓練計画」と、第九条第一項中「第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練」とあるのは「訓練」と読み替えるものとする。
- 2 平成十五年三月三十一日以前に身体障害者補助犬とするため の訓練を開始した犬についての第八条第二項の規定の適用につ いては、同項中「次に」とあるのは「第一号、第二号並びに第 三号イ及びホ」とする。

(認定を受けていない犬を使用する場合の表示に関する経過措置) 第三条 法附則第三条の規定による表示は、様式第五号によるも のとする。

- 2 法附則第三条の規定による表示を行おうとする身体障害者は、 様式第六号により厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出を行った身体障害者 に対し、届出を行った旨の証明書を交付するものとする。
- 4 法附則第三条の規定による表示を行う身体障害者は、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる 事項を記載した書類及び前項に規定する証明書を所持し、関係 者の請求があるときは、これらを提示しなければならない。
- 一 当該表示を行う犬の予防接種及び検診の実施に関する記録

(予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署 名又は記名押印がなければならない。)

二 前号に掲げるもののほか、当該表示を行う犬の衛生の確保の ための健康管理に関する記録

#### 様式第一号

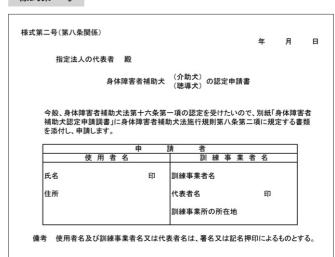
様式第一号(第四条関係)



備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。 この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をすることにより容易に破損しないものとする。

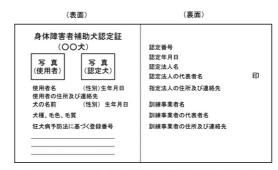
「〇〇犬」には、盲導犬、介助犬又は聴導犬の別を記載する。 盲導犬における「指定法人」とは、道路交通法施行令第八条第二項に規定する 国家公安委員会が指定した法人をいう。

#### 様式第二号



#### 様式第三号

様式第三号(第九条関係)



購考 この身体障害者補助犬認定証の大きさは、縦百二十ミリメートル、横百六十ミリメートルとする。写真の大きさは、縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルとする。 この用紙は厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折すること。 「○○犬」には介助犬又は聴導犬の別を記載する。

### 様式第四号

#### 様式第四号(第十四条関係)

(表面)

注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。
(身体障害者補助犬法第十九条)

(裏面)

身体障害者補助犬法(抜粋)
(報告の徹収等)

平成 年 月 日交付

「厚生労働大臣

「原生労働大臣

印

おいきがらなどの業務の必定に選定を確保するためを表があると認めるときは、追居党法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は実務所に立ち入り、その業務の状況に関心必要な調査者とは質問をさせることができる。
2 前項の規定により立入調定又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を構本、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。3 第一項の規定によら立入調査及び質問の権限は、犯罪権差のために認められたものと解釈してはならない。

備考 この用紙はA列七番とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。

### 様式第五号

#### 様式第五号(附則第三条関係)

(表面)



#### (裏面)

#### (身体障害者補助犬法)(抜粋)

財則第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者補助を行う犬であって第十六条条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示することができる。

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。 この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をすることにより容易に破損しないものとする。 「○○犬」には介助犬又は聴導犬の別を記載する。

### 様式第六号

様式第六号(附則第三条関係)

年 月 日

印

厚生労働大臣 殿

使用者の氏名 使用者の住所

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示について

身体障害者補助犬法附則第三条に基づき ・ 聴導犬 と表示することについて、 下記のとおり届け出ます。

記

事 項	内 容
使用者の氏名、性別及び生年月日	男・女生
使用者の住所及び連絡先	
犬の名前、性別及び生年月日	雄・雌生
犬種、毛色及び毛質	
狂犬病予防法施行規則第四条に規	
定する登録番号	
犬の使用開始年月日	
訓練事業者の氏名又は名称	
訓練事業者の住所又は主たる事務	
所の所在地及び連絡先	
訓練事業者の代表者氏名	

備考 使用者の氏名は、署名又は記名押印によるものとする。

#### 別紙

# 別紙

#### 身体障害者補助犬認定申請調書

	事	項	内容	
	氏名、性別.	及び生年月日		
使用	住所及び連			
者	障害の状況	ļ	障 害 名	
Ξ			障害の級別	
関する事			障害の状況	
事項	必要とする	補助		
	夕前 性別	及び生年月日	雄・雌	生
	大種、毛色.		MC PAC	
		法施行規則第		
		する登録番号		
育	予防接種の		診療機関等の名称	
戓			獣医師名	
犬こ			直近の予防接種年月日	
関する			予防接種の種類	
事	検診等の状	:況	診療機関等の名称	
頁			獣医師名	
			直近の検診年月日	
			検診等の結果	
JII	氏名又は名			
棟		たる事務所の		
事業	所在地及び			
業者	代表者の氏		But de de de	
Ξ	育成大の訓  練経験	練者名及び訓		4
関する	常果养全等失		育成頭数頭、訓練経験年数	年
る事項				

# 【資料5】

# 身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する 省令の施行について

(平成14年10月1日) (障発第100101号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働 省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号。以下「法」という。)に基づく「身体障害者補助犬法施行規則」(以下「施行規則」という。)については、平成14年9月30日厚生労働省令第127号をもって、また、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための身体障害者基本法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第50号)の一部の施行に伴う身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令については、平成14年9月30日厚生労働省令第126号をもって公布され、それぞれ平成14年10月1日から施行されることとなったが、その施行に当たっては、下記に掲げる事項に留意の上、管下市町村を始め、関係機関・団体及び身体障害者補助犬の訓練を行う者(以下「訓練事業者」という。)等に対し、周知徹底を図られるよう特段の御配意をお願いしたい。

記

- 1. 身体障害者補助犬の訓練について (施行規則第1条、第2条 及び第3条関係)
- (1) 盲導犬の訓練について

盲導犬の訓練は、施行規則第1条に定める訓練基準に基づき行うとともに、併せて、平成4年に社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会で策定された「盲導犬訓練基準」も指針として活用されるべきものであること。

### (2) 介助犬及び聴導犬の訓練について

介助犬及び聴導犬の訓練は、施行規則第2条及び第3条に定める 訓練基準に基づき行うとともに、併せて、厚生労働省の「介助犬 の訓練基準に関する検討会」及び「聴導犬の訓練基準に関する検 討会」から平成14年に報告された「介助犬訓練基準」及び「聴導 犬訓練基準」も指針として活用されるべきものであること。

- (3)訓練に当たっての留意事項
- ア 訓練事業者は、公共交通機関、商業施設、飲食施設等(以下 「施設等」という。)で訓練を行う場合は、これらの管理者から、 訓練の日時、内容等について事前に了承を得ること。

また、訓練に当たっては、施設等の規則や指示に従うとともに、 施設等や周囲の人に迷惑又は危害を及ぼさないよう責任をもっ て管理しなければならないこと。

- イ 訓練事業者は、屋外での訓練の実施に当たっては、訓練を行っている犬の胴体の見やすい場所に、「訓練中」である旨を明確に表示しなければならないこと。
- 2. 身体障害者補助犬の表示について(施行規則第4条関係) 身体障害者補助犬の表示は、施行規則様式第一号によるものであ るが、その大きさについて一律の基準を定めていないのは、犬の 体高及び動作への支障等を考慮したものであること。
- 3. 身体障害者補助犬健康管理記録について(施行規則第5条関係)

施行規則第5条の身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理については、平成13年度厚生科学特別研究事業により取りまとめられた「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」(別添4)を参考に実施することとし、その結果を身体障害者補助犬の健康管理手帳に記録し、所持することが望ましいこと。

4. 身体障害者補助犬の認定を行う法人の指定について(施行規則第7条関係)

身体障害者補助犬の認定を行う法人としては、施行規則第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号の合同訓練のみを実施する法人も指定することができる旨を規定したところであるが、この規定は、当面、身体障害者が使用する身体障害者補助犬に必要とされる能力を適正に認定するために設けられていることを踏まえ、身体障害者更生援護施設を経営する社会福祉法人について適用することが想定されるものであること。

- 5. 身体障害者補助犬の認定について(施行規則第9条関係)
- (1) 認定の方法について

指定法人による介助犬及び聴導犬の認定は、施行規則第9条に基づき行うとともに、併せて、厚生労働省に設置した「介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会」から平成14年に報告された「介助犬の認定要領」及び「聴導犬の認定要領」も指針として活用されるべきものであること。

- (2) 認定に当たっての留意事項
- ア 指定法人は、施設等で認定のための実地の検証及び実地の確認(以下「検承等」という。)を行う場合は、これらの管理者から、検証等の日時、内容等について事前に了承を得ること。また、検証等にあたっては、施設等の規則や指示に従うとともに、施設等や周囲の人に迷惑又は危害を及ぼさないよう責任を

もって管理しなければならないこと。

- イ 指定法人は、施設等の検証の実施にあたっては、検証等を行っている犬の胴体の見やすい場所に、「試験中」である旨を明確に表示しなければならないこと。
- 6. 認定を受けていない犬の表示について(施行規則附則第3条 関係)

法第16条の認定を受けていない犬として施行規則様式第5号の表示を行うことができる犬は、現在稼働している介助犬及び聴導犬又は今後稼働する介助犬及び聴導犬であって、訓練事業者の訓練が終了し、使用者が施設等に同伴できる状態に訓練されているものであることが必要であること。

また、この表示は、指定法人の認定を受けるまでの間の暫定的な措置であることから、法第7条から第11条までの規定は適用されないものであるが、関係者には、身体障害者の自立と社会参加を目指した法の趣旨の理解を求め、できるだけ施設等の円滑な利用がなされるよう特段の配慮を願いたい。

7. 身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について

盲導犬の訓練については、身体障害者福祉法施行規則第15条に 規定されていたところであるが、今般、新たに施行規則に規定し たところであるので、当該規定は削除されたものであること。

# 【資料6】

# 介助犬に関する検討会報告書

平成13年7月

#### はじめに

障害者の日常生活を支援する動物としては、盲導犬が広く国民に知られており、現在、900頭近くの盲導犬が視覚障害者の自立と社会参加に貢献しているが、近年、いわゆる「介助犬」についても、テレビや新聞等で取り上げられる機会が多くなり、社会的関心が高まってきている。介助犬は、例えば、落としたものを拾う、ドアの開け閉めを行う、エレベーターや電気のスイッチを押す、車いすを引くなど、肢体不自由者の日常生活動作について何らかの介助ができる犬として捉えられている。

しかしながら、我が国において介助犬が使用されはじめたのは 最近のことであり、実働頭数も少数で、国民にはあまり知られて いないことから、公共交通機関や施設における円滑な受入れがな されない等の問題があり、これらの解決に向けての対応が求めら れている。

また、平成10年度から厚生科学研究費による介助犬に関する基礎的な調査研究が進められ、これにより介助犬の国内外の実態、介助犬の有効性や課題等が明らかになってきた。一方で、一部の地方公共団体や企業では、介助犬の積極的な受入れ等を始めているところである。

このため、厚生労働省では、障害者に対する介助犬の役割や有効性、社会的受入れ方策等について幅広く検討するため、関係各方面の学識経験者からなる本検討会を昨年6月に発足させた。

本検討会は、これまで8回にわたって議論を重ねてきたところであるが、今般、一応の結論を得たので報告する。

なお、障害者の日常生活を支援する動物としては、介助犬のほかにも聴導犬などがあるが、本検討会では、育成団体や育成頭数が増えつつあり、対応が急がれる介助犬について検討を行ったものである。

#### 1 介助犬の現状

介助犬は、1970年代に米国で育成団体が発足して以来普及し、その後、英国やカナダなどの国々でも育成されてきた。現在、介助犬の実働頭数は、最も多い米国では数千頭、英国では千頭以上、オーストリアでは80頭程度いるといわれているが正確な頭数は不明である。これは、介助犬の登録制度がないためであり、実働頭数は、介助犬使用者や育成団体の自己申告によるというのが現状である。また、介助犬に関する法的な整備をしている例としては、米国のADA法(Americans with Disabilities Act;障害をもつアメリカ人法)において、障害者が公的施設を利用する権利を保障する規定が設けられており、更に行政規則において介助動物を伴う場合も利用を認めるべき旨が規定されている。なお、ADA法制定以前から各州レベルでは、ほとんどの州において州法により、障害者が介助動物を伴って、公的施設を利用できる権利を保障している。

日本では、1990年に「パートナードッグを育てる会」が設立され、1995年に介助犬「グレーデル」を育成したのが最初である。

その後、いくつかの育成団体が設立され、厚生労働省が都道府 県を通じて調査した結果では、平成13年4月現在、15の育成団 体が確認されている。しかし、これらの団体については、公益法 人はなく、特定非営利活動法人(NPO法人)が4団体であり、 他は任意団体若しくは個人で運営され、その育成方法も区々となっている。

また、同調査によれば、これらの団体により育成された介助犬の実働頭数は4月現在19頭となっている。

#### 2 介助犬の機能と役割

#### (1) 介助犬の機能

介助犬の介助内容としては、(1)手の届かないものをもってくる、落としたものを拾って渡す、ドアの開け閉めを行う、衣服などの着脱を手伝うなど、使用者の上肢機能を代償する介助、(2)車いすを引く、エレベーターや電気のスイッチを押す、歩行や立位の支持をする、体位変換の手伝いをするなど、使用者の状態に応じて作業を補完する介助、(3)緊急時に電話の受話器をもってくる、人を呼んでくるなど、他の人との連絡手段を確保する介助等が挙げられる。

このことから、介助犬のもつ機能を整理すれば、(1)上肢の代償機能、(2)使用者の状態に応じた作業の補完機能、(3)緊急時の連絡確保機能であるといえる。

#### (2) 使用者の障害の範囲

日本や欧米諸国における介助犬使用者の疾患は、頸髄損傷を主 とした脊髄損傷が多く、その他には筋ジストロフィー、脳性麻痺、 慢性関節リュウマチなどとなっている。

これら使用者の疾患の実態と介助犬のもつ機能とを考えあわせれば、介助犬を使用することが有効な障害者は、(1)上肢機能に障害があるため日常生活動作が制限される肢体不自由者、(2)移動機能に障害があるため日常生活活動に支障のある肢体不自由者であると考えられる。

#### (3) 介助犬の役割

介助犬使用者が介助犬を使用したことにより改善されたと感じた内容を調査したところ、身体的な面では、「手の代わりとなり、不可能だった動作が可能になる」、「書類など落としたものを拾ってくれるので、仕事の能率があがる」、「積極的に外出するようになり、行動範囲が広がる」などであった。また、精神的な面では、「頼むことに気兼ねがいらない」、「介助されるのではなく、自分でしている感覚をもつことができる」、「安らぎを与えてくれるので、心に余裕が生まれ、生活設計をする動機付けになる」などであった。

このようなことから、介助犬の果たす役割としては、直接的には、肢体不自由者の日常生活動作を介助することであり、それにより、肢体不自由者の自立や社会参加を促進し、生活の質の向上が図られ、エンパワメント(自分自身が主体者であることを自覚し、自分に自信が持てるように力を高めていくこと)につながるということがいえる。

なお、この他に、飼い主としての役割意識や責任感の向上、交 流範囲の拡大などといった効果や、対人関係における潤滑油的効 果をもたらす役割もあるが、これらはペットと共通するものであるこ とから、介助犬としての役割とは区別して考えられるべきである。

#### (4) 介助犬の定義

介助犬としての機能をもつ犬を育成するには、その犬が使用者のニーズに沿った介助をできるよう訓練されなければならず、それを訓練する者は、使用者の障害や疾病の状況やニーズを的確に把握する必要がある。そのため、訓練者は犬の適性評価能力や訓練技術のみならず、使用者の障害や疾病に関する知識を有する必要がある。

また、介助犬が使用者に対して適切な介助を行えるようにする ためには、一定期間使用者と犬が共同で生活等の訓練を受けるこ とが不可欠である。

これらのことから、介助犬とは、「然るべき知識と経験を有する 訓練者によって肢体不自由者の一定の介助ができるよう訓練され、 生活等の訓練を共に修了した肢体不自由者によって使用される犬」 と定義づけることができる。

#### 3 介助犬の育成のあり方

## (1) 介助犬の適性

介助犬に求められる性質としては、(1)陽気な性格であり、動物や人間に対して友好的で臆病でないこと、(2)人間と一緒にいることを好むこと、(3)他の動物に対し強い興味を示さず、挑発的な行動をしないこと、(4)攻撃的でなく、過剰な支配的性質を有していないこと、(5)集中力と積極性及び環境への順応力があることなどが挙げられる。

また、介助犬が行う作業のうち、車いすを引いたり、立位時の支 えとなったりする身体的負担及び使用者の安全を考慮すれば、股関 節形成不全や網膜萎縮症等の疾患の有無を検査する必要がある。

#### (2) 介助犬訓練者等

現在、介助犬の育成に携わっている訓練者は様々で、警察犬訓練士、家庭犬トレーナー、ブリーダー(繁殖を専門に行う者)、欧米で研修を受けた者、障害者本人などであり、犬の訓練に関する知識や経験も区々である。

介助犬を使用する障害者は、障害の種類や程度も個人個人異なるため、介助ニーズも千差万別である。このため、介助犬訓練者には、犬の適性評価や訓練についての知識や技術はもとより、障害者のニーズを的確に把握し得るよう、障害や疾病に関する知識が求められることから、いずれ専門的養成が必要になってくると考えられる。

また、介助犬の適性評価や育成訓練計画の作成に当たっては、 介助犬訓練者を中心に、医師、獣医師、理学療法士 (PT)、作業 療法士 (OT)、ソーシャルワーカー等の専門職が関与したチーム アプローチが必要である。

#### (3)訓練内容等

介助犬に求められる能力としては、(1)使用者の指示に従った的 確な基本動作及び排泄習慣が身についていること、(2)使用者の指 示に従って確実に作業ができることがあげられる。しかしながら、 介助犬の育成の現状をみると、全国的にみても実働頭数が極めて 少ない上、その育成団体も脆弱な組織体制であり、それぞれが独 自の考え方や方法で介助犬を育成している。

このような現状を踏まえれば、介助犬の訓練内容については一 定の共通基準が必要と考えられるが、その基準は、育成団体の他、 障害当事者、学識経験者などが加わって検討され、作成されるべきものと考えられる。

一方、訓練施設の基準については、一か所当たりの介助犬の育成頭数が少ないことや、使用者の家庭内での訓練に重点がおかれたり、地域のリハビリテーションセンター等で訓練を実施することも想定されること等から、構造・設備面の基準を定めることは現時点では時期尚早と考えられる。

#### (4) 育成・訓練に当たっての留意点

介助犬の育成・訓練に当たっては、介助犬を使用する障害者の 障害の状況や環境の変化にも対応できるよう、継続的な訓練(指 導)体制が必要である。

また、介助犬訓練者等の育成関係者は、使用者の病状や家庭環境等私生活の情報を得ることが多いことから、使用者のプライバシー保護に十分留意しなければならない。

なお、動物愛護の観点に立った訓練方法や、リタイアした介助 犬の保護のあり方にも留意する必要がある。

#### 4 介助犬使用者の要件

介助犬使用者は、常にその犬の健康管理に留意すべきである。 畜犬登録をして、狂犬病等のワクチンの接種、寄生虫検査、定期 検診等を行うことは、犬の飼い主として当然の義務といえる。ま た、使用者は、他人に迷惑や危害を加えないよう、犬の行動を十 分管理・コントロールする必要がある。さらに、人混みの中に立 ち入ることを考慮し、他人に不快感を与えないよう、適切にシャ ンプーやブラッシングをするなど、犬の衛生面に配慮すべきである。 このようなことから、介助犬使用者は、犬の行動及び公衆衛生 上の管理能力を有することが不可欠である。

万一、介助犬が加害行為や器物破損行為などを行った場合は、 介助犬使用者が責任を負わなければならない。このため、介助犬 使用者は損害保険に加入しておくことが望ましい。

#### 5 介助犬の社会的受入れ

介助犬が社会に受け入れられていくためには、使用者が犬の行動を十分管理できる能力をもつ必要がある。その中で、公共交通機関を利用する場合には、(1)各交通機関の安全性に支障をきたさないこと、(2)他の乗客や乗務員に迷惑をかけないことが前提になる。

また、ホテル、飲食店、スーパー、百貨店等を利用する場合には、行動管理に加え、特に公衆衛生上の十分な管理が使用者に求められる。なお、スーパーや百貨店などにおける商品の取扱い等については、それぞれの店舗等の方針に沿うよう努める必要がある。

このほか、介助犬が社会に受け入れられるためには、介助犬の 役割等について、社会全体の認知度を上げていくための啓発活動 等が求められる。また、円滑な受入れを推進していくためには、何 らかの認定に基づいた介助犬という統一的な表示も必要である。

#### 6 当面の課題

介助犬について、障害当事者を含む関係者や国民の理解を深めていくためには、より多くの、より質の高い介助犬が実際に使用されていく必要がある。そのためには、介助犬育成団体が相互に連絡なく区々に育成していくのではなく、統一的な訓練基準等のもとに育成されることが肝要である。

このため、当面の課題としては、介助犬の訓練基準のあり方や

介助犬等の認定のあり方について、育成団体関係者、障害当事者、 学識経験者等により、具体的な検討を行うことが必要である。そ のためには、介助犬育成団体による協議会の組織化など、育成団 体間の連絡協調体制の確立が望まれる。

#### おわりに

本検討会では、介助犬の機能と役割、育成のあり方、使用者の 要件、社会的受入れ等について、基本的な方向性をまとめたが、 冒頭にも述べたように、介助犬の歴史は浅く、育成頭数も少ない 現状においては、本検討会で全てを議論し尽くすことは困難であ った。今後、訓練基準等については、これまで実際に育成に携わ り、そのノウハウをもつ育成団体が中心となって、具体的な検討 が行われることが期待される。

盲導犬にかかる訓練基準等の策定に係る経過を振り返ると、全 国の盲導犬訓練団体(当時8団体)が集まり、一体となって検討 し、平成10年に盲導犬訓練基準や訓練者養成基準などが策定さ れている。これら基準を策定したのは、それまで団体ごとに区々 となっていた訓練内容や訓練者養成カリキュラムを統一すること により、盲導犬の質の向上と各育成団体の健全な発展を図るため であった。このように、盲導犬については、その訓練基準等を統 一的に定めるために、各訓練団体がそれぞれの経験や情報を持ち 寄って、検討を重ねた経緯があり、介助犬についても、このよう な盲導犬の歴史を参考にすることも必要であろう。

#### (資料1)

#### 国内における介助犬育成の状況

(平成13年4月現在)

No.	都道府県名	団体名	設立年月	実働頭数
1	岩手県	いわて介助犬を育てる会	H9	0
2	山形県	日本パートナードッグ協会	H2. 9	2
3	茨城県	茨城介助犬協会 (NPO法人)	H12. 6	0
4	東京都	介助犬協会	H7. 7	3
5		多摩介助福祉犬協会	_	_
6		トータルケアアシスタントドッグセンター	H12. 12	1
7		SALA NETWORK A·D·I	S63. 6	0
8		日本福祉犬育成普及会 (NPO法人)	H11. 11	0
9	山梨県	山梨県障害介助犬協会 (NPO法人)	H13. 2	1
10	静岡県	宮下愛犬訓練所 (静岡介助犬を育てる会)	H12. 1	0
11	京都府	日本介助犬育成の会	H7. 7	3
12		介助犬をそだてる会	H7. 11	5
13		日本介助犬トレーニングセンター	H10. 6	1
14	山口県	中嶋 公仁子(個人)	H9. 12	2
15		国際介助犬協会 (NPO法人)	H10. 8	3
				計19頭

※実働頭数については、複数の団体等から重複して報告があったことから、合計が合わな い。

#### (咨判3)

	盲導犬の歴史
・1957年(昭和 32)年	塩屋賢一氏により国産第1号の盲導犬(チャンピー)が誕生。
・1973年(昭和 48)年	全国盲導犬協会連合会発足。
・1978 年(昭和 53)年	道路交通法改正により、盲導犬に関する規定を設ける。
•同年	国家公安委員会が、6団体を盲導犬訓練法人として指定。
・1979 年(昭和 54)年	身体障害者社会参加促進事業のメニュー事業として「盲導犬育成事業」を創設。
・1983 年(昭和 58)年	国家公安委員会が、1団体を盲導犬訓練法人として追加指定。
·1989 年(平成 元)年	国家公安委員会が、1団体を盲導犬訓練法人として追加指定。
•1992年(平成 4)年	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則(国家公安委員会規則第17号)を制定。
・1995 年(平成 7)年	全国盲導犬施設連合会発足(全国盲導犬協会連合会の発展的解消)
・1998 年(平成 10)年	全国の盲導犬訓練団体により「盲導犬訓練施設及び盲導犬訓練に関わる基準集」を策定。
・2000 年(平成 12)年	社会福祉事業法等一部改正法案が可決・成立(盲導犬訓練施設を法的に位置付け)
・2001年(平成 13)年	国家公安委員会が、1団体を盲導犬訓練法人として追加指定。

・盲導犬の実働頭数(平成13年3月末現在)

·盲導犬育成団体数(平成13年3月末現在)

9団体

#### (資料2)

#### 諸外国における介助犬の状況

	実働数	公的登録制度	公的資金援助	特別な法律
アメリカ	数千頭	無	無	ADA法 ※1
イギリス	千頭以上	無	無	DDA法 ※2 (一部の輸送機関)
オーストリア	80頭	無	一部自治体に有	無
イスラエル	30頭	無	無	無
南アフリカ	20頭	無	無	無

※1 ADA法: Americans with Disabilities Act (1990年)

※2 DDA法; Disability Discrimination Act (1995年)

#### 委員名簿

(敬称略 五十音順 職名は平成13年7日時点)

氏名	職名		
あきやままさゆき 秋山正之	株式会社日本エアシステム空港・客室本部旅客サービス部統括課長		
いたやまけんじ ○板山賢治	財団法人日本障害者リハビリテーション協会副会長		
かねだまりこ 金田麻理子	東京都衛生局医療福祉部長		
かわにしひかる 河西光	財団法人中部盲導犬協会盲導犬総合訓練センター所長		
こだまあきら 兒玉明	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長		
元五明 <sup>まつおさかえ</sup> (松尾榮)	(前社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長)		
<sub>たかしまけいいち</sub> 高嶋啓一	株式会社ダイエー消費者サービス部長		
たかやなぎてつや 高柳哲也	奈良県立医科大学名誉教授		
たかやなぎともこ 高柳友子	日本介助犬アカデミー専務理事		
たにぐちあきひろ 谷口明広	自立生活問題研究所所長		
つちもとしんいちろう 土本新一郎	東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長		
エ本新一郎 <sub>せんつひでき</sub> ( <b>専通英樹</b> )	(前東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長)		
初山泰弘	学校法人国際医療福祉大学大学院長		
<sup>まえだあつお</sup> 前田厚雄	東日本旅客鉄道株式会社営業部担当課長(サービス)		
みつのじゅんいちろう	社団法人日本ホテル協会事務局長		

# 【資料7】

# 介助犬の訓練基準に関する検討会報告書

平成14年6月

はじめに

肢体不自由者の日常生活動作を補う役割をもつ介助犬については、欧米諸国を中心に育成されており、その数は数千頭におよんでいる。近年、我が国においても育成されてきたが、その頭数は少数であり、国民にも十分に知られていないことから、公共交通機関や公共利用施設における受入れがなされない等の問題が生じてきた。このため、厚生労働省では、「介助犬に関する検討会」を設置し、8回にわたって議論を重ねた結果、昨年7月にその報告書がまとめられた。

この報告書では、介助犬の機能と役割、育成のあり方、使用者の要件、社会的受入れ方策等についての基本的な方向性がまとめられ、また、当面の課題として、統一的な訓練基準等の検討が必要とされたところである。

これを受け、厚生労働省では、介助犬育成団体の代表者を中心に、関係各方面の学識経験者からなる本検討会を昨年10月に発足させ、介助犬の訓練基準について検討を行うこととした。

本検討会は、これまで6回にわたって議論を重ねてきたところであるが、今般、介助犬訓練のための一定のガイドラインとして「介助犬訓練基準」を別添のとおりとりまとめたのでここに報告する。

なお、適性犬の確保や健康管理については重要な課題であるが、 盲導犬及び聴導犬を含む身体障害者補助犬全体の問題として検討 されることが適切であることから、本検討会報告書では具体的内 容に触れないこととした。

この「介助犬訓練基準」をとりまとめるに当たっては、(社福) 日本盲人社会福祉施設協議会により策定された「盲導犬訓練基準」 等も参考にしたところであるが、介助犬の適応となる肢体不自由 の背景は、多種多様であるため、障害の状態や生活訓練について 十分な知識や経験を持つ専門職との連携が不可欠である。

今後、育成訓練の実績が積み重ねられていく中で、本訓練基準が より充実したものとなっていくことを期待する。

#### 介助犬訓練基準

### 第1 訓練内容等について

介助犬の訓練は、基礎訓練、介助動作訓練及び合同訓練の3段階において行うことを基本とし、それぞれの訓練記録を作成、保管すること。また使用者への引き渡し後も、継続的な訓練及び指導を行うこと。

#### 1 基礎訓練

基礎訓練とは、犬に対する基本的なレベルの訓練をいう。なお、 通常生後12か月から24か月の間に訓練を開始するのが望ましい。

(1) 基礎訓練においては、概ね次のような基本動作を確実に行えるよう訓練すること。

(1)

呼んだら来る

(2)

座る、伏せる、待つ、止まる

(3)

(2)の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる

(4)

強く引っ張ることなく落ち着いて歩く

(5)

指示された時・場所で排泄できる

(6)

音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる

(7)

使用者に注目して集中することができる

(8)

指示された場所 (部屋、車等) に入ることができる

- (2) 上記の基本動作は、室内におけるだけでなく屋外においても 行えるように 訓練されなければならない。その場合、次のよ うな環境においても、必要に 応じて可能な限り訓練を行うこ と。ただし、その際には、受け入れ側の事情 にも配慮しつつ、 犬が一定程度習熟された段階で実施するものとし、訓練者 は 周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をも って管理すること。
  - (1)

公共交通機関(電車、バス等)

(2)

ホテル等の宿泊施設

(3)

スーパー、百貨店等の商業施設

(4)

レストラン、喫茶店等の飲食施設

- (3) 基礎訓練は、実働日数として概ね60日間以上行うこと。
- 2 介助動作訓練

介助動作訓練とは、肢体不自由者の日常生活動作を介助するために必要な動作訓練をいう。

(1) 介助動作訓練においては、使用者のニーズに応じて、概ね次

のような介助動作を確実に行えるよう訓練すること。

(1)

物の拾い上げ及び運搬

(2)

特定の物を手元に持ってくる

(3)

ドアの開閉

(4)

スイッチの操作

(5)

起立、体位変換時の介助

(6)

車いすへの移乗介助

(7)

歩行介助と姿勢支持

(8)

階段昇降の介助

(9)

車いすの牽引等

(10)

衣服や靴等の着脱

(11)

緊急時の連絡手段確保

- (2) 上記の介助動作は、室内におけるだけでなく屋外においても 行えるように 訓練されなければならない。
- (3) 介助動作訓練は、実働日数として概ね120日間以上行うこと。 但し、介助動作訓練は基礎訓練と並行して実施して差し支えない。
- (4) 介助動作訓練は、専門職との協力体制によって使用者の障害 とニーズについての正しい評価に基づいて作成された訓練計 画により行うこと。
- (5) 介助動作訓練の過程において、使用者と候補犬との適合評価 をできるだけ早期に行うこと。

#### 3 合同訓練

合同訓練とは、使用者本人が犬に指示をして、基礎動作及び介助動作を適切に行わせることができるようにする適合訓練をいう。

- (1) 合同訓練においては、概ね次のような訓練及び使用者に対す る指導を行うこと。

使用者の障害やニーズに合わせた訓練

(2)

(1)

使用者の生活環境(室内外)に合わせた訓練

(3)

使用者に対する犬の飼育管理、健康管理、給餌、排泄等に関す る指導

(4)

公共交通機関、宿泊施設、商業施設及び飲食施設等の利用施設 に同伴する訓練

- (2) 合同訓練においては、使用者に対する犬とのコミュニケーション手段の指導を行うこと。
- (3) 合同訓練は、実働日数として概ね40日間以上行うこと。
- (4) 合同訓練の最終段階では、使用者の自宅、職場又は学校において(1)の(1)から(3)の内容を概ね10日間以上行うこと。
- (5) (1)の(4)については、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、実施するものとし、訓練者は周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。
- 4 継続的な訓練・指導

介助犬使用者の障害やニーズの変化あるいは環境の変化等に対応するため、犬の引き渡し後においても継続的な訓練及び指導を行うこと。

- (1) 継続的な訓練及び指導は、概ね次の点について行うこと。
  - (1)

使用者の障害やニーズの変化に応じた補充訓練

(2)

環境の変化に応じた追加訓練

(3)

使用者の必要に応じ、犬の基礎動作及び介助動作の再訓練

(4)

介助犬の健康状態及び行動・作業状況の確認と指導

(5)

犬のリタイア時期及びリタイア後の対応についての相談・指導

(2) 最低1年に1回は、(1)の(1)から(4)の内容について使用者から報告を求めるとともに、必要に応じて自宅を訪問する等により継続的な指導を行うこと。 なお、最初の一年目は $2\sim3$ 

ヶ月に一度は報告を求めること。

#### 第2 訓練体制について

介助犬育成団体は、使用者が介助犬に求める様々な介助ニーズ に対応するため、相当な経験を有する訓練者を配置するとともに、 専門家等の協力体制を確保しておくこと。

なお、訓練者等は、使用者のプライバシー保護に十分留意する こと。

- 1 訓練者の要件
- (1) 訓練者は、人と犬に対し愛情と思いやりを持ち、安全性に関する責任を持って訓練を行うこと。
- (2) 訓練者は、犬の飼育管理及び訓練を適正に行うための必要な知識及び技術を有していること。
- (3) 訓練者は、犬の社会適性及び作業適性についての評価と選択ができること。
- (4) 介助動作訓練及び合同訓練を行う訓練者は、障害、疾病及びリハビリテーションについての基礎的知識を有していること。

### 2 専門職の協力体制

介助犬育成団体は、医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、 社会福祉士等の専門的知識を有する者の協力体制を確保しておく こと。

少なくとも次のような評価等は、介助犬育成団体のみによって 行われるのではなく、その内容に応じ、専門的知識を有する者と ともに行われること。

- (1) 候補犬導入段階における犬の身体面及び性質面の適性評価 (特に身体面では、代表的遺伝性疾患で問題となる眼、心臓、 関節の評価を含む)
- (2) 使用者の適性・適応評価
- (3) 使用者のニーズ評価と介助訓練計画の作成
- (4) 使用者と候補犬との適合評価
- (5) 合同訓練終了後の総合評価・判定

#### 3 その他の協力体制

介助犬育成団体は、必要に応じて、地域の障害関係施設、福祉 関係者、ボランティア等の協力体制を確保しておくこと。

#### 第3 介助犬の適性について

介助犬としての訓練を行うに際しては、その犬の身体及び性質 についての適性評価を行うこと。

- 1 身体
- (1) 体高や体重は、使用者のニーズに対して適正なものであること。
- (2) 健康で体力があり、遺伝性疾患及び慢性疾患を有していないこと。
- (3) 被毛の手入れが容易なこと。

### 2 性質

(1) 健全で陽気な性格であり、動物や人間に対して友好的で臆病

でないこと。

- (2) 人間と一緒にいることを好むこと。
- (3) 他の動物に対して強い興味を示さず、挑発的な行動をしないこと。
- (4) 攻撃的でなく、過剰な支配的性質を有していないこと。
- (5) 大きな音や環境の変化に神経質でなく、落ち着いていられること。
- (6) 平均的な触覚、聴覚及び感受性を有していること。
- (7) 集中力と積極性及び環境への順応力があること。
- (8) 乗り物酔いがないこと。

#### 第4 適性犬の確保及び健康管理等について

- 1 安定的な確保
- (1) 介助犬育成団体は、候補犬として適性のある犬を安定して確保するよう努めなければならない。また、適性がないと判定された犬について譲渡先を予め確保しておく等の配慮が必要である。
- (2) 介助犬を繁殖させる育成団体にあっては、遺伝性疾患が生じるおそれのある犬を繁殖の用に供さないように努め、また、候補犬の選定にあたっては、遺伝性疾患のおそれのある犬を選定しないように努めなければならない。

#### 2 健康管理等

- (1) 健康管理義務として、毎年1回、狂犬病ワクチン接種等を行うとともに、避妊・去勢手術を施すこと。
- (2) 獣医師による定期的な健康診断や検査等を行うこと。
- (3) 犬に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、人への感染の防止に努めること。
- (4) 犬の疾病及びけがの予防、並びに寄生虫の予防と駆虫等日常 的な健康管理に努めること。

# 【資料8】

# 聴導犬の訓練基準に関する検討会報告書 平成14年8月

はじめに

聴覚障害者の日常生活を補う役割をもつ聴導犬については、欧 米諸国を中心に育成されており、その数は数千頭におよんでいる。 近年、我が国においても育成されてきたが、その頭数は少数であ り、国民にも十分に知られていないことから、公共交通機関や公 共利用施設における受入れがなされない等の問題が生じてきた。こ のような問題は、聴導犬だけではなく介助犬等についても同様の 問題があることから、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用す る身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立 及び社会参加の促進に寄与するため、本年5月に「身体障害者補 助犬法」が制定されたところである。

厚生労働省では、身体障害者補助犬を使用する身体障害者の障害やニーズに応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成する観点から、「介助犬の訓練基準に関する検討会」に引き続き、聴導犬育成団体の代表者を中心に、関係各方面の学識経験者からなる本検討会を本年5月に発足させ、聴導犬の訓練基準について検討を行うこととした。

本検討会は、これまで3回にわたって議論を行い、それを踏まえて、今般、聴導犬訓練のための一定のガイドラインとして「聴導犬訓練基準」を別添のとおりとりまとめたので、ここに報告する。

なお、適性犬の確保や健康管理については重要な課題であるが、 盲導犬及び介助犬を含む身体障害者補助犬全体の問題として検討 されることが適切であることから、本検討会報告書では具体的内 容に触れないこととした。

この「聴導犬訓練基準」をとりまとめるに当たっては、(社福) 日本盲人社会福祉施設協議会により策定された「盲導犬訓練基準」 及び介助犬の訓練基準に関する検討会でとりまとめられた「介助 犬訓練基準」等も参考にしたところであるが、聴導犬の訓練においては、聴覚障害についての十分な知識や経験を持つ専門職との 連携が不可欠である。今後、育成訓練の実績が積み重ねられてい く中で、本訓練基準がより充実したものとなっていくことを期待 する。

### 聴導犬訓練基準

#### 第1 訓練内容等について

聴導犬の訓練は、基礎訓練、聴導動作訓練及び合同訓練の3段階において行うことを基本とし、それぞれの訓練記録を作成、保管すること。また使用者への引き渡し後も、継続的な訓練及び指導を行うこと。

なお、訓練においては、声による指示だけではなく、手などの 合図でも確実に指示に従うように訓練を行うこと。

#### 1 基礎訓練

基礎訓練とは、犬に対する基本的なレベルの訓練をいう。なお、

聴導犬については、介助犬等と異なり動物保護管理センター等で 保護された犬などの中から適性のある犬を候補犬として訓練する ケースが多いことから、社会性を身につけさせるための訓練につ いて考慮する必要がある。

- (1) 基礎訓練においては、概ね次のような基本動作を確実に行えるよう訓練すること。
  - (1)

合図したら来る

(2)

座る、伏せる、待つ、止まる

- (3)
  - (2) の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる
- (4)

強く引っ張ることなく落ち着いて歩く

(5)

指示された時・場所で排泄できる

(6)

食物、他の動物や音響(聴導動作に必要な音を除く。)など 様々な刺激や関心の対象を無視できる

(7)

使用者に注目して集中することができる

(8)

指示された場所(部屋、車等)に入ることができる

(9)

人と接する楽しさ・喜びを感じることができる

(2) 上記の基本動作は、室内におけるだけでなく屋外においても 行えるように訓練されなければならない。その場合、次のよ うな環境においても、必要に応じて可能な限り訓練を行うこ と。ただし、その際には、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、 犬が一定程度習熟された段階で実施するものとし、訓練者は 周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をも って管理すること。

なお、聴導犬は一般的に小型犬が多いため、ペットと間違われやすく聴導 動作に支障を来すおそれがあるので、それらを想定した訓練も必要であること。

(1)

公共交通機関(電車、バス等)

(2)

ホテル等の宿泊施設

火災報知器等の警報音や危険信号を知らせる

(3)

スーパー、百貨店等の商業施設

(4)

レストラン、喫茶店等の飲食施設

(5)

幼児や子供の多い場所

(3) 基礎訓練は、実働日数として概ね60日間以上行うこと。

なお、聴導犬の訓練においては、訓練者の声による指示だけでなく手などの合図でも確実に指示に従うよう訓練する必要があるので、基礎訓練の実働日数は候補犬の状況に合わせて柔軟に設定する必要がある。

さらに、聴導犬は、候補犬の確保の段階において盲導犬等とは異なり、動物保護管理センター等で保護された犬等を訓練するケースが多いが、その場合は、人に対する信頼感の醸成、また、社会への適合のための訓練が必要であり、屋外において行う基礎訓練の前までに、一定の日数をかけて社会性を身につけさせるための訓練を行うこと。

#### 2 聴導動作訓練

聴導動作訓練とは、聴覚障害者の日常生活に必要な音に適切に 対応する動作訓練をいう。

- (1) 聴導動作訓練においては、使用者のニーズに応じて、概ね次 のような音に対する反応動作を確実に行えるよう訓練するこ と。
  - (1)

生活に必要な音を覚え、使用者に知らせる

(例)

- ア ドアノック・呼び鈴・チャイム
- イ 目覚まし時計、キッチンタイマー等の各種タイマー
- ウ ファックス、携帯電話等の通信機器
- エ 火災報知器
- オ 他人からの呼び声
- カ 赤ちゃんや幼児の声
- キ やかんの沸騰音
- (2)

音源に反応し音源場所に行く

(3)

音源に反応し使用者を音源場所に誘導する

(4)

音源に反応し使用者に音源場所を明確に示す

(5)

(6)

後ろからの自転車のベル、自動車のクラクションを知らせる

(7)

その他使用者が求める音に対する反応動作

- (2) 上記の聴導動作は、室内におけるだけでなく、必要に応じて 屋外においても行えるように訓練されなければならない。
- (3) 聴導動作訓練は、実働日数として概ね100日間以上行うこと。但し、聴導動作訓練は基礎訓練と並行して実施して差し支えない。
- (4) 聴導動作訓練は、専門職との協力体制によって使用者の障害 とニーズについての正しい評価に基づいて作成された訓練計 画により行うこと。
- (5) 聴導動作訓練の過程において、使用者と候補犬との適合評価 をできるだけ早期に行うこと。

#### 3 合同訓練

合同訓練とは、使用者本人が犬に指示をして、基礎動作及び聴 導動作を適切に行わせることができるようにする適合訓練をいう。

- (1) 合同訓練においては、概ね次のような訓練及び使用者に対す る指導を行うこと。
  - (1)

使用者の障害やニーズに合わせた訓練

(2)

使用者の生活環境(室内外)に合わせた訓練

(3)

使用者に対する犬の飼育管理、健康管理、給餌、排泄等に関する指導

(4)

公共交通機関、宿泊施設、商業施設及び飲食施設等の利用施設に同伴する訓練

- (2) 合同訓練においては、使用者に対する犬とのコミュニケーション手段の指導を行うこと。
- (3) 合同訓練は、実働日数として概ね10日間以上行うこと。
- (4) 合同訓練の最終段階では、使用者の自宅、職場又は学校において(1)の(1)から(3)の内容を概ね5日間以上行うこと。
- (5) (1) の(4) については、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、 実施するものとし、訓練者は周囲の人や施設に迷惑・危害を およぼさないように責任をもって管理すること。

#### 4 継続的な訓練・指導

聴導犬使用者の障害やニーズの変化あるいは環境の変化等に対

応するため、犬の引き渡し後においても継続的な訓練及び指導を 行うこと。

(1) 継続的な訓練及び指導は、概ね次の点について行うこと。

(1)

使用者の障害やニーズの変化に応じた補充訓練

(2)

環境の変化に応じた追加訓練

(3)

使用者の必要に応じ、犬の基礎動作及び聴導動作の再訓練

(4)

聴導犬の健康状態及び行動・作業状況の確認と指導

(5)

犬のリタイア時期及びリタイア後の対応についての相談・指 導

(2) 最低1年に1回は、(1)の(1)から(4)の内容について使用者から報告を求めるとともに、必要に応じて自宅を訪問する等により継続的な指導を行うこと。なお、最初の1年目は2~3ヶ月に一度は報告を求めること。

# 第2 訓練体制について

聴導犬育成団体は、使用者が聴導犬に求める様々な聴導ニーズ に対応するため、相当な経験を有する訓練者を配置するとともに、 専門家等の協力体制を確保しておくこと。

なお、訓練者等は、使用者のプライバシー保護に十分留意する こと。

# 1 訓練者の要件

- (1) 訓練者は、人と犬に対し愛情と思いやりを持ち、安全性に関する責任を持って訓練を行うこと。
- (2) 訓練者は、犬の飼育管理及び訓練を適正に行うための必要な 知識及び技術を有していること。
- (3) 訓練者は、犬の社会適性及び作業適性についての評価と選択ができること。
- (4) 訓練者は、聴覚障害者についての基礎的知識を有するととも に、使用者とのコミュニケーションを円滑に保てる程度の手 話ができることが望ましい。

### 2 専門職の協力体制

聴導犬育成団体は、医師、獣医師、社会福祉士、言語聴覚士、 心理職等の専門的知識を有する者の協力体制を確保しておくとと もに、使用者とのコミュニケーションを確保するため、手話通訳 者を確保できる体制をとっておくことが望ましい。

少なくとも次のような評価等は、聴導犬育成団体のみによって 行われるのではなく、その内容に応じ、専門的知識を有する者と ともに行われること。

- (1) 候補犬導入段階における犬の性質面の適性評価
- (2) 使用者のニーズ評価と聴導訓練計画の作成
- (3) 使用者と候補犬との適合評価
- (4) 合同訓練終了後の総合評価・判定

## 3 その他の協力体制

聴導犬育成団体は、必要に応じて、地域の障害関係施設、身体障害者相談員等福祉関係者、聴覚障害者団体、ボランティア等の協力体制を確保しておくこと。

#### 第3 聴導犬の適性について

聴導犬としての訓練を行うに際しては、その犬の性質について の適性評価を行うこと。

- (1) 健全で陽気な性格であり、動物や人に対して友好的で臆病でないこと。
- (2) 人と一緒にいることを好むこと。
- (3) 他の動物に対して強い興味を示さず、挑発的な行動をしないこと。
- (4) 攻撃的でなく、過剰な支配的性質を有していないこと。
- (5) 環境の変化に神経質でなく、落ち着いていられること。
- (6) 平均的な触覚、聴覚及び感受性を有していること。
- (7) 集中力と聴導動作への積極性及び環境への順応力があること。
- (8) 乗り物酔いがないこと。

# 第4 適性犬の確保及び健康管理等について

- 1 安定的な確保
- (1) 聴導犬育成団体は、候補犬として適性のある犬を安定して確保するよう努めなければならない。また、適性がないと判定された犬について譲渡先を予め確保しておく等の配慮が必要である。
- (2) 聴導犬を繁殖させる育成団体にあっては、遺伝性疾患が生じるおそれのある犬を繁殖の用に供さないように努め、また、候補犬の選定にあたっては、遺伝性疾患のおそれのある犬を選定しないように努めなければならない。
- (3) 聴導犬育成団体は、候補犬の確保のため、必要に応じて動物 保護管理センター及び保健所等との情報交換を図ること。

# 2 健康管理等

- (1) 健康管理義務として、毎年1回、狂犬病ワクチン接種等を行うとともに、避妊・去勢手術を施すこと。
- (2) 獣医師による定期的な健康診断や検査等を行うこと。
- (3) 犬に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、人への感染の防止に努めること。
- (4) 犬の疾病及びけがの予防、並びに寄生虫の予防と駆虫等日常 的な健康管理に努めること。

# 【資料9】

# 介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する 検討会報告書

平成14年8月

#### はじめに

我が国においては、肢体不自由者や聴覚障害者の日常生活動作を補助する介助犬や聴導犬の頭数は欧米諸国に比べ少数であり、 国民にも十分知られていないことから、公共交通機関や公共利用 施設における受入れがなされない等の問題が生じてきた。

このため、本年5月に「身体障害者補助犬法」が制定され、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することとされたところである。

この法律でいう身体障害者補助犬とは、厚生労働大臣が指定した法人が認定した「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」とされ、その認定においては、身体障害者がこの犬を同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認めた場合に認定することとされたところである。(「盲導犬」については、当分の間、国家公安委員会が指定した法人が訓練した犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬とされている。)

厚生労働省では、この認定が公平かつ適切に行われるためには、 介助犬及び聴導犬の認定に関する基準等を具体的に示す必要があることから、学識経験者、介助犬・聴導犬の育成団体及び使用者 からなる本検討会を7月に発足させ、介助犬及び聴導犬の認定基 準等について検討を行うこととした。

本検討会は、今般、介助犬及び聴導犬の認定のための一定のガイドラインとして「介助犬の認定要領」及び「聴導犬の認定要領」を別添のとおりとりまとめたのでここに報告する。

この「介助犬の認定要領」及び「聴導犬の認定要領」をとりまとめるに当たっては、介助犬の訓練基準に関する検討会により策定された「介助犬訓練基準」及び聴導犬の訓練基準に関する検討会により策定された「聴導犬訓練基準」等も参考にしたところである。

なお、認定は、実際に訓練を行った事業者とは別の主体が行う のが望ましいとの意見があったことを付記しておきたい。今後の 制度の見直しの参考にしていただければ幸いである。

### 介助犬の認定要領

# 第1 認定申請について

身体障害者のために訓練した介助犬について、身体障害者補助 犬として認定を受けようとするときは、使用者及び訓練事業者は、 認定に係る申請書に以下の書類を添付の上、身体障害者補助犬法 第15条により厚生労働大臣が指定した法人(以下「指定法人」と いう。) に、認定申請を行うこと。

なお、申請に当たっては、介助犬の訓練基準に関する検討会で とりまとめられた介助犬訓練基準(以下「介助犬訓練基準」とい う。)で示されている基礎訓練、介助動作訓練及び合同訓練が終了 していることが必要であること。また、当該指定法人が訓練事業 者として自ら育成した犬の認定についても、同様の申請を行うこ と。

- 1 使用者に関する事項
  - (1)氏名、住所、年齢及び性別
  - (2) 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し
  - (3) 必要とする介助犬の介助動作
- 2 介助犬に関する事項
  - (1) 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別及び犬種
  - (2) 獣医師による予防接種及び健康診断の記録(避妊・去 勢手術証明書を含む)
- 3 訓練に関する事項
  - (1) 訓練者名及び当人の訓練経歴
  - (2) 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画
  - (3) 当該犬及び使用者の訓練に関する記録(基礎訓練、介助動作訓練、合同訓練)
  - (4) 訓練者並びに医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、 社会福祉士等専門的知識を有する者による総合評価・ 判定書
  - (5) 当該犬との適合状況についての使用者の意見書

# 第2 審査について

# 1 申請書類の書面審査

指定法人は、申請書を受理したときは申請書及び添付書類により、介助犬訓練基準で示されている基礎訓練、介助動作訓練及び合同訓練が全て終了し、総合評価・判定を受けていることを確認すること。

## 2 犬の動作の検証等

書面審査において、犬の訓練が適正に行われていると判断されるときは、使用者の指示により、犬が基本動作を確実に行えることを実地検証するとともに、介助動作についても使用者のニーズに応じた動作が行えることを確認すること。

なお、検証等に当たっては、公共交通機関の他、商業施設、飲食施設などにおいても行うこと。その際には、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、日程等の事前調整を行った上で実施するものとし、周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。

### (1) 基本動作の検証

(1)

呼んだら来る(合図を含む)

(2)

座る、伏せる、待つ、止まる

当該犬の訓練業者の名称(代表者の氏名)及び所在地

(3)

(2)の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる

(4)

強く引っ張ることなく落ち着いて歩く

(5)

指示された時・場所で排泄できる

(6)

音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる

(7)

使用者に注目して集中することができる。

(8)

指示された場所 (部屋、車等) に入ることができる

#### (2) 介助動作の確認

介助動作の確認は、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合の救助の要請その他の使用者のニーズに応じて必要とされるものについて行うこと。

#### 3 審査

基本動作等の検証等は、当該指定法人の業務に従事する介助犬の訓練者(当該介助犬の訓練者は除く。)及び身体障害者リハビリテーション施設等の医師、獣医師、作業療法士、理学療法士、社会福祉士等により編成された審査委員会で行うこと。

# 第3 認定の手続き

- 1 指定法人は、申請のあった犬の書面審査及び基本動作等の検証等を行った結果、「介助犬」として認定したときは、申請者に通知するとともに、「介助犬の認定証」、「介助犬の表示」及び「予防接種等の記録表」を使用者に交付すること。
- 2 指定法人は、犬を「介助犬」として認定したときは、厚生労働大臣に次の事項について報告することとする。

(1)

指定法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(2)

狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別及び犬種

(3)

使用者の氏名、住所及び年齢

(4)

(5)

認定年月日

3 指定法人は、審査の結果、介助犬として他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認められない場合は、認定を行わないこと。

なお、使用者のニーズに応じた介助動作を行う能力がないと 認める場合は、認定を 保留し、申請者にその旨を伝達すること。

#### 第4 認定の取消等

- 1 指定法人は、原則として毎年1回、使用者から、認定した介助犬の基本動作能力(特に他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力)及び介助動作能力について報告を求めること。
- 2 指定法人は、使用者から当該犬の使用中止の報告があった場合は、介助犬の認定を取り消すこと。また、指定法人は、当該犬についての1の報告内容又は公共的施設及び公共交通機関等からの通報により、身体障害者補助犬法第16条第1項の能力をあらためて実地検証する必要があると認められる場合は、速やかに実地検証を行い、その結果、身体障害者補助犬法第16条第1項の能力を欠くこととなったと認められる場合は、介助犬の認定を取り消さなければならないこと。なお、通報を受けた介助犬の認定に関して行った判断の結果と理由について、通報者に適切に説明すること。

また、指定法人は、使用者が介助犬を同伴中に使用者の指示に従わず他人及び施設に著しい損害等を与えた場合等明らかに身体障害者補助犬法第16条第1項の能力を欠くと認められる場合は、速やかに介助犬の認定を取り消さなければならないこと。

3 指定法人は、介助犬の認定を取消した場合は、認定に際し交付した書類等を返還させるとともに、厚生労働大臣にその旨を報告すること。

#### 聴導犬の認定要領

# 第1 認定申請について

身体障害者のために訓練した聴導犬について、身体障害者補助 犬として認定を受けようとするときは、使用者及び訓練事業者は、 認定に係る申請書に以下の書類を添付の上、身体障害者補助犬法 第15条により厚生労働大臣が指定した法人(以下「指定法人」と いう。)に、認定申請を行うこと。

なお、申請に当たっては、聴導犬の訓練基準に関する検討会で とりまとめられた聴導犬訓練基準(以下「聴導犬訓練基準」とい う。)で示されている基礎訓練、聴導動作訓練及び合同訓練が終了 していることが必要であること。

また、当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬の認定 についても、同様の申請を行うこと。

- 1 使用者に関する事項
  - (1) 氏名、住所、年齢及び性別
  - (2) 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し
  - (3) 必要とする聴導犬の聴導動作
- 2 聴導犬に関する事項
  - (1) 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別及び犬種
  - (2) 獣医師による予防接種及び健康診断の記録(避妊、去 勢手術証明書を含む)
- 3 訓練に関する事項
  - (1) 訓練者名及び当人の訓練経歴
  - (2) 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画
  - (3) 当該犬及び使用者の訓練に関する記録(基礎訓練、聴 導動作訓練、合同訓練)
  - (4) 訓練者並びに医師、獣医師、社会福祉士、言語聴覚士、 心理職等専門的知識を有する者による総合評価・判定 書
  - (5) 当該犬との適合状況についての使用者の意見書

## 第2 審査について

1 申請書類の書面審査

指定法人は、申請書を受理したときは申請書及び添付書類により、聴導大訓練基準で示されている基礎訓練、聴導動作訓練及び合同訓練が全て終了し、総合評価・判定を受けていることを確認すること。

# 2 犬の動作の検証等

書面審査において、犬の訓練が適正に行われていると判断されるときは、使用者の指示により、犬が基本動作を確実に行えることを実地検証するとともに、聴導動作についても使用者のニーズに応じた動作が行えることを確認すること。

なお、検証等に当たっては、公共交通機関の他、商業施設、飲食施設、幼児や子供の多い場所などにおいても行うこと。その際には、受け入れ側の事情にも配慮しつつ、日程等の事前調整を行った上で実施するものとし、周囲の人や施設に迷惑・危害をおよぼさないように責任をもって管理すること。

#### (1) 基本動作の検証

(1)

合図したら来る

(2)

座る、伏せる、待つ、止まる

(3)

(2)の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる

(4)

強く引っ張ることなく落ち着いて歩く

(5)

指示された時・場所で排泄できる

(6)

食物、他の動物や音響(聴導動作に必要な音を除く)など様々な刺激や関心の対象を無視できる

(7)

使用者に注目して集中することができる。

(8)

指示された場所 (部屋、車等) に入ることができる

(9)

人と接する楽しさ・喜びを感じることができる

#### (2) 聴導動作の確認

聴導動作の確認は、ブザー音、電話の呼び出し音、使用者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、使用者への必要な情報の 伝達及び音源への誘導その他の使用者のニーズに応じて必要とされるものについて行うこと。

# 3 審査

基本動作等の検証等は、当該指定法人の業務に従事する聴導犬の訓練者(当該聴導犬の訓練者は除く。)及び医師、獣医師、社会福祉士、言語聴覚士、心理職、身体障害者相談員等により編成された審査委員会で行うこと。

#### 第3 認定の手続き

- 1 指定法人は、申請のあった犬の書面審査及び基本動作等の検 証等を行った結果、「聴導犬」として認定したときは、申請者に 通知するとともに、「聴導犬の認定証」、「聴導犬の表示」及び 「予防接種等の記録表」を使用者に交付すること。
- 2 指定法人は、犬を「聴導犬」として認定したときは、厚生労働大臣に次の事項について報告することとする。

(1)

指定法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(2)

狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別及び犬種

(3)

使用者の氏名、住所及び年齢

(4)

当該犬の訓練事業者の名称(代表者の氏名)及び所在地

介助犬及び聴導犬の認定基準等に関する検討会委員名簿 (敬称略、五十音順)

> 氏名 職名

(5)

認定年月日

3 指定法人は、審査の結果、聴導犬として他人に迷惑を及ぼさ ないことその他適切な行動をとる能力を有すると認められない 場合は、認定を行わないこと。

なお、使用者のニーズに応じた聴導動作を行う能力がないと認 める場合は、認定を保留し、申請者にその旨を伝達すること。

### 第4 認定の取消等

- 1 指定法人は、原則として毎年1回、使用者から、認定した聴 導犬の基本動作能力(特に他人に迷惑を及ぼさないことその他 適切な行動をとる能力) 及び聴導動作能力について報告を求め ること。
- 2 指定法人は、使用者から当該犬の使用中止の報告があった場 合は、聴導犬の認定を取り消すこと。また、指定法人は、当該 犬についての1の報告内容又は公共的施設及び公共交通機関等 からの通報により、身体障害者補助犬法第16条第1項の能力 をあらためて実地検証する必要があると認められる場合は、速 やかに実地検証を行い、その結果、身体障害者補助犬法第16条 第1項の能力を欠くこととなったと認められる場合は、聴導犬 の認定を取り消さなければならないこと。なお、通報を受けた 聴導犬の認定に関して行った判断の結果と理由について、通報 者に適切に説明すること。

また、指定法人は、使用者が聴導犬を同伴中に使用者の指示 に従わず他人及び施設に著しい損害等を与えた場合等明らかに 身体障害者補助犬法第16条第1項の能力を欠くと認められる 場合は、速やかに聴導犬の認定を取り消さなければならないこ と。

3 指定法人は、聴導犬の認定を取消した場合は、認定に際し交 付した書類等を返還させるとともに、厚生労働大臣にその旨を 報告すること。

いわさき よう 岩崎 洋

国立身体障害者リハビリテーションセンター病院

第一機能回復訓練部(理学療法士)

うえむら ひではる

植村 英晴

学校法人日本社会事業大学教授

おち だいすけ

越智 大輔

社団法人東京都聴覚障害者連盟事務局長

かわにし ひかる

河西 光

財団法人中部盲導犬協会盲導犬総合訓練センター所長

木村 佳友

介助犬使用者

たかやなぎ ともこ

高柳 友子

日本介助犬アカデミー専務理事

たにぐち あきひろ

谷口 明広

自立生活問題研究所所長

はつやま やすひろ

〇初山 泰弘

学校法人国際医療福祉大学大学院長

ふくだ ようこ

福田 陽子

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会障害者福祉課 保谷障害者福祉センター係(作業療法士)

松本 江理

**聴**道犬使用者

(育成団体)

ありま

有馬 もと

全日本聴導犬育成協会協議会代表

あわや まさあき

粟屋 雅明

日本介助犬育成団体連絡協議会

こせん まさひこ

古銭 正彦

全国介助犬育成連合会

白井 みちこ

介助犬協会

せいの こういち 清野 光一

聴導犬普及協会理事長

〇 座長

# 【 資料 10 】

# 身体障害者補助犬の衛生確保のための 健康管理ガイドライン

(平成13年度厚生科学特別研究)

#### 1. ガイドライン策定の目的

身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的として本ガイドラインを設定する。

#### 2. ガイドラインの概略

ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師とし、各々により実施される健康管理について、具体的な内容の提言を行ったものである。さらに、本ガイドラインは、利用者による健康管理、獣医師による健康管理ともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、それぞれについて記載を行っている。

すなわち、利用者により実施される作業は、"健康状態の観察"および"被毛等の管理"とし、獣医師により実施される作業は"健康診断"と"予防接種およびその他の疾病予防措置等"とした。また、これらの4項目に加え、補助犬利用者と獣医師間の連絡の一方法とすること、および補助犬の衛生確保のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるための一方法とすることを目的として、「身体障害者補助犬健康管理手帳」の作成を試み、その活用を推奨した。

なお、身体障害者補助犬の使用者は、犬に起因する感染性の疾病 について正しい知識を持ち、その飼養に際して感染の可能性を考 慮し、常に自らの健康管理に留意するとともに、他者への感染の 防止にも努める必要がある。

以上のガイドラインの概略について, "図1.「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念"(略)に要約して示した。

#### 3. 使用者による健康状態の観察

身体障害者補助犬の使用者は、自らが飼養および利用する犬の健康状態について絶えず観察を行い、異常の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかに獣医師による診断を受けるものとする。

使用者により実施される健康状態の観察項目は、別紙「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態および体重の測定とする。

また、実施頻度は、一般状態の観察は1日1回、体重の測定は1 か月に1回とする。

### 4. 使用者による被毛等の管理

身体障害者補助犬の使用者は, 自らが飼養および利用する犬の被 毛等について, 適切な管理を行う必要がある。

使用者により実施される被毛等の管理の実施項目および実施頻度 は、以下のとおりとする。

#### (1) 整毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なブラシおよび 櫛等を選択し、それによる整毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、とくに換毛期等には頻度を増すようにする。

#### (2) 皮膚および被毛の洗浄

当該犬の皮膚ならびに被毛の性状等にもとづいて,適切なシャン プー製品とリンス製品を選択し,それによる皮膚および被毛の洗 浄を実施する。

実施頻度は、数週間に1回、ないしは1-2か月に1回程度とする。

#### (3) 剪毛

当該犬の被毛の性状,長さ等にもとづいて,適切なはさみ等を選択し、それによる剪毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1年に1-2回とする。ただし、各々の 犬の状態にもとづき、必要に応じて頻度を増すようにする。

#### (3) 爪切り

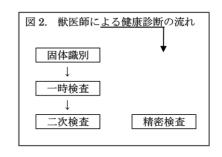
爪が過度に伸張した場合には, 爪切りを行う。

実施の時期は,各々の犬の状態によるが,起立時に四肢の爪が床 面に接触しはじめたときを目安とする。

# 5. 獣医師による健康診断

身体障害者補助犬の飼養および利用にあたっては、犬の衛生を確保するため、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断を定期的に実施し、衛生管理の啓発と疾病の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかな対応を行わなければならない。健康診断は、個体識別の後、まず、一次検査として一般的な諸検査を行い、それによって異常が疑われた場合には、二次検査を実施する。また、一次検査および二次検査において異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施する(図2)。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診および体温、脈拍数、呼吸数の計測については1年に2回以上、血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとする。また、二次検査および精密検査は、個々の例に応じて適切な頻度で実施する。



## 【個体識別】

身体障害者補助犬の個体識別は、「身体障害者補助犬法」第12 条に規定されている「厚生省令で定める表示」を確認することに より実施する。

さらに、当該犬の品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標 徴を動物診療施設の診療記録簿に詳細に記載し、次回以降はその 記載および「身体障害者補助犬健康管理手帳」における記載と併 せて個体識別を行う。

また、マイクロチップを使用している場合には、それを利用する ことが望ましい。

#### 【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとする。

#### (1) 問診

補助犬の飼い主から当該犬の一般状態等を聴取し、とくに前回の 健康診断以降の異常の有無について調査する。

#### (2) 視診

補助犬の全身について視診を行い,異常の有無を観察する。 観察項目は,元気の有無,体格,食欲,栄養状態,姿勢,歩様, 感覚の状態,被毛の状態,天然孔の異常の有無等とする。

#### (3) 触診

補助犬の全身について触診を行い,異常の有無を観察する。 観察項目は,皮膚および被毛,体表リンパ節,関節,指趾端の状態等とする。

## (4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部について指々打診を行い, 異常の有無を観察する。

すなわち、打診部位を手指により叩打し、その際の振動音、すな わち打診音を聴取する。

# (5) 聴診

補助犬の主として胸部および腹部の聴診を行い, 異常の有無を観察する。

聴診の主たる対象は以下の各項目とする。

#### i. 心臟

心拍動のリズムの変化,心内雑音の有無,心膜の摩擦音の 有無等

ii. 呼吸器系

喉頭, 気管, 気管支および肺胞から発する音, 胸膜の摩擦 音等

iii. 消化器系

消化管の蠕動音等

(6) 体温,脈拍数,呼吸数の計測

補助犬の体温,脈拍数,呼吸数の計測を行い,一般的正常値から の逸脱の有無を検討する。

### (7) 血液学的検査

実施が推奨される血液学的検査項目は、以下のとおりとする。

- i. 赤血球数 または ヘマトクリット値
- ii. 白血球数
- iii. 犬糸状虫ミクロフィラリア
- (8) 糞便検査

実施が推奨される糞便検査項目は、以下のとおりとする。

i. 理学的性状

糞便量,色調,水分含有量(下痢の有無),臭気,未消化物 および異物等の混在の有無

ii. 寄生虫学的検査

原虫の栄養型,シスト,オーシスト,蠕虫卵,幼虫,成虫, 条虫の片節

#### 【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施する。

(1) 血液生化学的検査

実施が推奨される血液生化学的検査項目は、以下のとおりとする。

- i. グルコース
- ii. 尿素窒素
- iii. 総蛋白
- iv. アラニンアミノトランスフェラーゼ (グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ)
- v. 犬糸状虫成虫循環抗原
- vi. 抗レプトスピラ抗体
- (2) 尿検査

実施が推奨される尿検査項目は、以下のとおりとする。

i. 理学的性状

尿量,色調,混濁度,濃度,粘稠性,臭気,比重, p H

ii. 化学的性状

糖質,蛋白質,血色素 (潜血),ウロビリノゲン,ケトン体, 亜硝酸塩

(3) 下痢, 血便等が認められた場合には, 糞便の細菌検査等を実施する。

# 【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に 応じてさらに種々の精密検査を実施する。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて適宜に選択する。

6. 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等 身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的に実施す ることは必須であり、加えてその他の疾病予防措置等を講ずるこ とが望ましい。

# 【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは、以下のものと する。

これらのワクチンの接種頻度は、1年1回とする。

- (1) 狂犬病ワクチン
- (2) 犬レプトスピラ病ワクチン
- (3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

### 【実施が望まれる疾病予防措置】

適切な投与を実施する。

身体障害者補助犬に対して,少なくとも以下の疾病予防措置を講 ずることを推奨する。

(1) 犬糸状虫症の予防 (犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与) 犬糸状虫症予防薬を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて

## (2) ノミおよびマダニの寄生予防

ノミおよびマダニの駆除薬,とくに残効性が高い薬剤を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

#### 【避妊および去勢処置】

発情期における問題行動の発生,および発情期にある他の犬から 問題行動を受ける可能性があると想定される例においては,避妊 手術あるいは去勢手術の実施,または発情回避のための薬物のイ ンプランテーションを行うことを推奨する。

# 7.「身体障害者補助犬健康管理手帳」の作成とその活用 身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の記録およびその 証明のため、「身体障害者補助犬健康管理手帳」を作成し、活用す

# ることが望まれる。 (1) 作成および配布

本ガイドラインでは,「身体障害者補助犬健康管理手帳」を作成 し,身体障害者補助犬の使用者に配布することを推奨する。

「身体障害者補助犬健康管理手帳」の内容としては、別項 (7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」の作成)の記載を提案する。

(2) 補助犬使用者による管理および保持

身体障害者補助犬の飼養者および利用者は、「身体障害者補助犬健 康管理手帳」を管理および保持するものとする。また、自らが行 う健康状態の観察ならびに被毛等の管理の記録を「身体障害者補 助犬健康管理手帳」に記載する。

#### (3) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施し、あるいは予防接種その他の疾病予防措置等を施した獣医師は、その記録および診療機関名、 獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理手帳」に記載し、捺印 する。

# (4) 第三者への提示

身体障害者補助犬の使用者は、当該犬を利用する際には「身体障害者補助犬健康管理手帳」を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、それを提示、また、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

# 身体障害者補助犬健康チェック項目

ご自身でチェックできない項目については, どなたかにお願いして ください。

- ☆ 元気はありますか?
- ☆ 太ったり、痩せたりしてきていませんか?
- ☆ 食欲はありますか?
- ☆ 食べ物の好みが変わってきていませんか?
- ☆座り方に異常はありませんか(変な座り方をしていませんか)?
- ☆歩き方に異常はありませんか(変な歩き方をしていませんか)?
- ☆ 視覚は正常であると思われますか?
- ☆ 聴覚は正常であると思われますか?

- ☆ その他の感覚は正常であると思われますか?
- ☆ 皮膚の状態に異常はありませんか? 傷や腫れ、赤みなどはありませんか?
- ☆ 被毛の状態に異常はありませんか? 脱毛やツヤが悪いことは ありませんか?
- ☆ ノミやダニがついていませんか?
- ☆口の周りは汚れていませんか? よだれや歯石などがありませんか?
- ☆口の臭いは気になりませんか?
- ☆ 鼻の周りは汚れていませんか? 鼻汁などはありませんか?
- ☆目の周りは汚れていませんか? 眼やになどはありませんか?
- ☆耳は汚れていませんか? 耳あかなどはありませんか?
- ☆ 耳の臭いは気になりませんか?
- ☆頭をよく振っていませんか?
- ☆ お尻の周りは汚れていませんか? 糞便や発情出血などがつい ていませんか?
- ☆ お尻の周りの臭いは気になりませんか?
- ☆床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか?
- ☆ 爪は伸びすぎていませんか?
- ☆ 呼吸が苦しそうなことはありませんか?
- ☆ 咳やくしゃみをしていませんか?
- ☆ 運動を嫌がるようになってきていませんか?
- ☆ 糞便と尿は普段と変わりなく排泄されていますか? 糞便と尿 の色や排泄回数、排泄場所は変わりありませんか?

異常を見つけたり、何か心配なことがある場合には獣医師に相談 しましょう。

# 【資料11】

# 身体障害者補助犬の遺伝性疾患に関する 検討会報告書

平成16年6月

#### 1. はじめに

昨今,社会のニーズとともに、身体障害者の積極的な社会参加を促進すべく、種々の検討が行われている。身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の活用もその一つであり、平成14年5月には、"身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立および社会参加の促進に寄与することを目的"とし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)が制定されている。

身体障害者補助犬を有効に活用するためには、まず、"補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに"、"各身体障害者に必要とされる補助を的確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成"することが必要である(同法第3条)。

また、身体障害者補助犬法では、国等の管理する施設、公共交通機関のほか、不特定多数の者が利用する施設への補助犬の同伴を認めている(同法第7-9条)。これにともない、補助犬の使用者には、"補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない"こと(同法第13条)、さらに、その補助犬の"体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない"ことが求められている(同法第22条)。

身体障害者補助犬に求められる上記の要求を満たすために、補助犬の育成に関して種々の検討が行われており(たとえば『介助犬に関する検討会報告書』、『介助犬の訓練基準に関する検討会報告書』等を参照)、一方、公衆衛生上の危害発生防止に関しても研究が行われている(『「身体障害者補助犬の衛生確保のためのガイドライン」作成研究研究報告書」)。

こうした諸々の検討を通じて、身体障害者補助犬の育成および 使用については、おおよその統一的見解が確立されているといえ る。しかし、身体障害者補助犬における遺伝性疾患の問題につい ては、「介助犬に関する検討会」、「介助犬の訓練基準に関する検討 会」、「聴導犬の訓練基準に関する検討会」等においてその重要性 が指摘されつつも、いまだ適切な対応が行われていないのが現状 である。身体障害者補助犬法第3条に記されているとおり、"良質 な身体障害者補助犬を育成"することはこの法律が求めるところ であり、このためには遺伝性疾患を有する犬を補助犬の候補に選 択せず、また、育成せず、そして供給しないことが重要である。

疾患に罹患した身体障害者補助犬を使用することは、とくにそれが犬の運動器や視覚等に障害が発生している場合、使用者の安全を確保するために避けるべきであり、また、遺伝的にこうした障害が発生する可能性がある犬は、将来の危険性を考慮し、補助犬としての育成から除外しなければならない。加えて、疾患に罹患した状態での補助犬としての使用は、犬にとっても大きなスト

レスを生じ、寿命等にも影響が及んでいることは十分に推察されるところである。

こうした状況のもと、良質な身体障害者補助犬を確保し、育成するとの観点から、「身体障害者補助犬の遺伝性疾患に関する検討会」を平成15年3月に発足させ、考慮すべき補助犬の遺伝性疾患の選定とそれらの診断適期、診断法等について検討を行うこととした。

本検討会は、これまで10回にわたって議論を重ね、今般、結論 を得たのでここに報告する。

#### 2. 身体障害者補助犬における遺伝性疾患の重要性

遺伝性疾患あるいは遺伝病とは、遺伝にもとづく原因によって発症する疾患、すなわち遺伝子上に発症原因がプログラムされている疾患である。素因をも含めればきわめて多くの疾患が遺伝性ということができるが、遺伝的素因を除き、直接的な原因が遺伝的であるものに限っても、多種の動物において多様な遺伝性疾患が知られており、今後の研究の進展によっては、さらに多くの疾患が遺伝的であることが証明される可能性がある。

遺伝性疾患は遺伝にもとづいて親から子へと伝達されるものであり、その発症は、当然、その原因遺伝子を有する生物集団において高頻度に認められることになる。また、家畜などのように限定された範囲内で繁殖が行われる場合には、とくにある特定の個体群に高頻度に発生することが少なくない。また、多くの品種が作出されている犬などの飼育動物では、品種によって特異的に高頻度に発生が認められる遺伝性疾患があることは周知の事実である。

身体障害者補助犬も例外ではなく、遺伝性疾患を有する個体が 使用されていることがある。身体障害者補助犬が何らかの疾病を 発症すると、その機能が十分に果たせなくなることは明らかであ り、これによってその使用者である身体障害者自身に不都合が生 じ、場合によって危険が発生することも予期される。したがって、 身体障害者補助犬は、常に健康に保つことがきわめて重要である。 遺伝性以外の一般的な疾病に関しては、適切な日常管理を行うこ とにより、できる限り発症を予防することが推奨されるが、遺伝 性疾患に関しては、育成の段階、あるいはそれ以前の段階で適正 に対応し、良質な犬を身体障害者補助犬として提供することによ り、使用開始後の発症を予防することが可能である。

この点において、身体障害者補助犬における遺伝性疾患の発症を予防する意義はきわめて大きく、そのための適切な対応を行うことが重要であると考えられる。

# 3. 検討の対象とすべき遺伝性疾患の選択

前項に述べたように、他の動物種と同様に、犬にも多種の遺伝 性疾患が存在する。理想的には、身体障害者補助犬からそれらの 遺伝性疾患のすべてを除外すべきであろう。しかし、現実にはそ れは不可能であり、また、身体障害者補助犬として良好に使用で きる犬の相当数を確保するためにも、本検討会では、補助犬とし ての実際の使用に際してとくに障害を誘発するもののみを検討の 対象とすることとした。ただし、ここで検討する遺伝性疾患以外 についても,可能な限り身体障害者補助犬から除去されていくことが望ましいのはいうまでもない。

本検討会において検討の対象とする遺伝性疾患は、出生時に容易に診断が可能な疾病は割愛し、身体障害者補助犬としての育成期あるいはそれ以降に発症するものとした。また、その選択に際しては、主に以下の二つの点を考慮した。すなわち、第一に、発症時に身体障害者補助犬としての機能が失われ、その使用者に危険が生じる可能性がある疾病であること、第二に、身体障害者補助犬として使用されることが多いレトリバー等の大型犬種に多発する疾病であることである。

以上の観点から種々の検討を行った結果,身体障害者補助犬の 遺伝性疾患として重要であるのは,骨関節疾患および眼疾患であ るとの結論に達した。前者は犬の運動能力の著しい低下をもたら すことにより,また,後者は犬の視覚の低下あるいは消失をもた らすことにより,犬に苦痛を与えるばかりでなく,身体障害者補 助犬としての機能を著しく低下させ,使用者の安全にも危惧を生 じさせるものである。

とくに、骨関節疾患については、遺伝的背景が明確な疾病として股関節形成異常、また遺伝的原因が推定されている疾病として 肘関節形成異常が重要であり、一方、眼疾患については、視覚が 完全に消失する白内障と網膜症が重要であると結論し、以下、これらの疾病の診断適期および診断法等について検討を行った。

なお、骨関節疾患として骨軟骨症、眼疾患として悪性ブドウ膜 炎などにも遺伝的素因の存在が示唆されているが、これらについ てはいまだ十分な知見が蓄積されているとはいえず、ここでは注 意を喚起するにとどめることにした。

# 4. 遺伝性疾患の診断のための検査の適期

身体障害者補助犬の遺伝性疾患の診断にあたり、確定診断ができる限り早期に実施されることが望まれる。遺伝性疾患の早期の確定診断が行えれば、当該犬を育成から除外し、補助犬育成のための労力および費用が無効となるのを防止することが可能となる。また、当該犬に対して、身体障害者補助犬としての使用による苦痛を与えることなく、不必要なストレスが生じることを防止することもできるであろう。

このためには、身体障害者補助犬の遺伝性疾患の診断は、補助 犬の候補として選択される以前、あるいは補助犬としての訓練が 開始される以前に完全に実施できることが望ましい。しかしなが ら、現状において、これは非常に困難あるいは不可能であり、あ る程度の月齢、場合によっては年齢に達した以降でなければ、診 断が行えない例があることは事実である。

そのため、本検討会においては、検討の対象とした各種の疾患について、ほぼ確実に診断が行えることを前提に、また、身体障害者補助犬としての育成の過程も考慮し、できる限り早期の検査を実施するとともに、必要に応じて検査を反復して行うことを提言する。なお、将来、遺伝子診断等の技術が完全に確立されるなど、診断技術が向上した際には、現状の診断適期が変更されることを期待したい。

### (1) 遺伝性骨関節疾患の診断適期

骨関節疾患として股関節形成異常および肘関節形成異常を対象とし、それらの発症時期等を考慮のうえ、診断の適期に関する種々の検討を行った。その結果、これらの骨関節疾患については、1歳未満において何らかの症状が認められた場合には、その時点においてただちに検査を実施し、症状が認められない例については、1歳~1歳6か月齢のときに検査を行うことを推奨する。また、この1歳~1歳6か月齢時の検査で異常が認められなかった例であっても、それ以降に症状が発現したときには、すみやかに検査を行うべきである。

なお、上記の1歳~1歳6か月齢は、盲導犬と介助犬の場合、訓練所において訓練が開始される時期にほぼ一致しており、育成の面からも検査を行いやすい時期であると考える。一方、聴導犬では、様々な方法で育成が行われ、育成の時期を一概に規定することはできないが、1歳ないし1歳6か月齢あるいはそれ以前に育成が開始されているのであれば、この時期における検査を実施し、これ以降に育成が開始される例では、その時点で検査を行うものとする。

# (2) 遺伝性眼疾患の診断適期

眼疾患として白内障および網膜症を検討の対象とし、それらの 発症時期等を考慮のうえ議論を重ねた結果、これらの眼疾患につ いては、1回目の検査を2~3か月齢、2回目の検査を1歳~1 歳6か月齢、3回目の検査を3歳齢のときに行い、これ以降は、 可能な限り1年に1回の検査を実施することを推奨する。

なお、ここで、 $2 \sim 3$  か月齢は、初回のワクチン接種時に相当し、また、1 歳~1 歳 6 か月齢は、上記のとおり、盲導犬と介助犬の場合、訓練所において訓練が開始される時期にほぼ一致するものである。また、聴導犬の場合の検査については、上記の骨関節疾患の診断適期と同様に考える。

 $2 \sim 3$  か月齢時の検査では、先天性疾患を含めてすべての眼疾患の有無について検討し、また、1歳 $\sim 1$ 歳6 か月齢時には、白内障と網膜症を発症する時期となることから、とくにこれらの疾病について精査する。また、3歳齢以降の検査は、成犬となってから発症する例を診断するために必要である。

#### 5. 遺伝性骨関節疾患とその診断

#### (1) 遺伝性骨関節疾患の検査法の概要

股関節形成異常、肘関節形成異常ともに、触診を含む一般身体 検査を実施したうえ、跛行検査、さらに画像診断を実施すること により診断する。

画像診断の検査法としては、X線検査を主とする。また、肘関節形成異常の一種である内側鉤状突起離断の診断には、CT検査も有用である。

### (2) 股関節形成異常とその診断

股関節形成異常(あるいは股関節形成不全,股関節異形成)は、徐々に変形性関節症(骨関節症)が進行し、様々な程度の歩行障害を生じる疾病である。

本症は、大型犬に多く発生し、発生率は犬種によって異なるが、 およそ10~50%程度と推測されている。

本症の発生要因としては、関節自体のゆるみと発育期における

軟骨内骨化異常が考えられ、ゆるみの原因としてコラーゲンの形成異常が示唆されている。また、発育期の過剰栄養が大きな要因になっていることも報告され、発育期の飼育環境が本症の発症あるいは症状の進行に寄与することが推察されている。遺伝的背景については積極的に研究されているが、多因子であることが推測されているにとどまり、決定的な因子の解明には至っていない。

本症の診断にはX線検査が広く行われている。その方法には数種が開発されており、それぞれに利点と欠点が認められる。このうち、世界的にもっとも広く実施されている方法は、アメリカ合衆国のOrthopedic Foundation for Animals (OFA)が提唱した方法であろう。本法は、後肢を進展位で撮影するもので、特別な器具を必要とせず、容易に実施できるという利点を有する。しかし、1歳前後あるいはそれよりも若齢の犬においては、その確実性がやや低いという問題がある。

これに対して、最近開発されたPenn-Hip法は、より早期に、より信頼性の高い診断が可能である。ただし、この方法を用いるには、本法の特許を有する企業の用意する特別な器具が必要であり、さらにまた、同企業の講習を受けることが義務づけられている。したがって、現状においては、本邦において身体障害者補助犬の遺伝性疾患の診断法として推奨するには困難がともなうといわざるをえない。

以上の諸点を考慮した結果,本検討会では,股関節形成異常の 診断法として,OFAが提唱した方法を採用することを推奨する。 ただし,今後の状況によっては,再検討が必要となることもあろう(附1.股関節形成異常の診断)。

# (3) 肘関節形成異常とその診断

肘関節形成異常という名称は、elbow dysplasiaに由来し、以前は肘突起癒合不全を示すことが多かった。しかし、最近、この疾病名に関して様々な議論が行われ、現在では肘突起癒合不全と肘関節離断性骨軟骨炎(症)、内側鉤状突起離断の三つの疾患を総称するようになっている。

肘関節形成異常も,股関節形成異常と同じく,変形性関節症を 発生し,様々な程度の跛行を生ずる。

また、好発犬種が大型犬であることも、股関節形成異常と同様である。発生頻度は犬種により異なる。OFAの統計によると、 肘突起癒合不全の発生率は、犬種により10~45%にわたり、レトリバーでは11~12%とされている。しかし、この値は、OFAに送付されたX線写真をもとにして求めたものであり、必ずしもすべての犬における発生状況を正確に反映しているとは限らない。なお、他の二つの疾患については、発生率に関する大規模な調査の報告はないようである。

肘突起癒合不全と肘関節離断性骨軟骨炎、内側鉤状突起離断の原因は必ずしも同一ではない。遺伝的背景については、肘関節離断性骨軟骨炎は遺伝性であることが推察されている。また、肘突起癒合不全は、シェパードに多発することから何らかの遺伝性が推定されている。今後の研究の進展により、遺伝因子が確認される可能性も高いと考えられる。

肘関節形成異常の診断も、上記の股関節形成異常と同様に、X 線検査所見にもとづいて実施する。なお、内側鉤状突起離断に関 しては、CT検査も有力な診断法となる(附2. 肘関節形成異常の診断)。

#### (4) 骨関節疾患の検査記録および診断書

骨関節疾患に関する以上の検査および診断の終了後,それを証するため、検査ならびに診断を実施した獣医師は、骨関節疾患検査記録および診断書を作成し、検査および診断の依頼者に提出する。

検査記録には、対象である犬の同定に関する記載のほか、実施 した検査の方法、それにより得られた知見等を記載する。また、診 断書には、犬の同定に関する記載ならびに診断、補助犬としての 使用に係る総合評価等を記載する(附3.身体障害者補助犬の遺 伝性骨関節疾患検査記録(様式)および附4.身体障害者補助犬 の遺伝性骨関節疾患診断書(様式))。

## 6. 遺伝性眼疾患とその診断

## (1) 遺伝性眼疾患の検査法の概要

本検討会では、白内障および網膜症を重要な遺伝性疾患として 取り上げたが、これらの診断を行うにあたり、この二つの疾患の みを対象とすることはなく、当然、他の眼疾患の存在についても 併せて検査を実施することが必要である。

検査法としては、広汎照明法により眼の一般状態を検査した後、 眼圧測定、細隙灯顕微鏡による検査、倒像眼底検査、直像眼底検 査、隅角検査を実施し、さらに可能な場合には網膜電図を記録する。

なお、生後2~3か月齢時に実施する1回目の検査においては、 上記の各種検査のうち、直像眼底検査と隅角検査は省略してもよいこととする。直像眼底検査は精査法であるため、スクリーニング検査としての性格が強い1回目の検査では必ずしも必要ではなく、また、隅角検査は、隅角鏡のサイズが幼犬への使用に適さないことが多いためである。

#### (2) 白内障とその診断

白内障は、水晶体に白濁を生ずる眼疾患である。

白内障には様々な原因が存在するが、犬の白内障の原因として もっとも多く認められるのは遺伝的なものであろう。

遺伝性の白内障は、先天的に生じ、出生時にすでに症状が認められることもあるが、出生後に発症する例も多い。また、犬種によっても、発生率や主たる発症の時期が異なっている。身体障害者補助犬として多用されるレトリバーは、遺伝性白内障が頻発すると一般に考えられており、1歳未満から1歳6か月齢時に症状を発することが多い。

身体障害者補助犬の白内障の診断に際しては、症状が発現した時期を考慮のうえ、外傷性白内障、炎症に続発する白内障、栄養欠乏性白内障、中毒性白内障、糖尿病性白内障などとの鑑別診断を実施の後、遺伝性白内障であることを確認する。なお、疑わしい例については6か月後に再検査を実施する(附5.白内障の診断)。

#### (3) 網膜症とその診断

網膜の疾患のうち,進行性網膜萎縮等の遺伝性の網膜症は,しばしば犬に発生し、とくに、身体障害者補助犬として多数が使用

されているレトリバーに多発することが知られている。

進行性網膜萎縮は、視細胞は正常に発生するが、その後、視細胞内に存在する光受容器に関連する蛋白質が遺伝的に異常をきたすことにより発症する。病変は、視細胞の桿体細胞の変性から始まり、次いで錐体細胞が変性を起こし、最終的には失明にいたる。本疾病は、数か月から数年の経過をとり、緩徐に進行するのが特徴である。

網膜症の診断は、主に眼底検査、すなわち倒像眼底検査、直像 眼底検査により実施し(スクリーニング検査としての性格が強い 生後2~3か月齢時の検査では直像眼底検査は省略してもよい)、 タペタム層と非タペタム層、血管、視神経乳頭に出現する病変像 にもとづいて診断を行う。また、網膜電図を記録することができ れば、さらに診断は確実となる。なお、一部には本症の遺伝子診 断が開始されたが、いまだその診断の確実性は保証されていると はいえない状況であり、現段階では遺伝子検査成績は確定診断の 根拠とはしないものとする(附6、網膜症の診断)。

# (4) 眼疾患の検査記録および診断書

眼疾患に関する以上の検査および診断の終了後、それを証する ため、検査ならびに診断を実施した獣医師は、眼疾患検査記録お よび診断書を作成し、検査および診断の依頼者に提出する。

検査記録には、対象である犬の同定に関する記載のほか、実施 した検査の方法、それにより得られた知見等を記載するものとす る。また、診断書には、犬の同定に関する記載ならびに診断、補 助犬としての使用に係る総合評価等を記載する(附7.身体障害 者補助犬の遺伝性眼疾患検査記録(様式)および附8.身体障害 者補助犬の遺伝性眼疾患診断書(様式))。

# 7. 遺伝性疾患の診断体制のあり方に関する提言

身体障害者補助犬がその機能を十分に発揮し、また、使用者の 安全に危惧を生じさせないためには、犬が健康であることが必要 である。しかし、身体障害者補助犬として用いられることが多い レトリバーには遺伝性疾患の発生が少なくないことは周知の事実 である。この対策を講ずることを目的として、身体障害者補助犬 法の制定に際し、「現在、身体障害者補助犬に多く使用されている 犬種には、遺伝性疾患が少なくないことから、その選定には格段 の配慮が求められる。このため、早急に厚生労働省内に専門委員 会を設置し、補助犬の選定と健康管理に関する指針の策定並びに 優良補助犬の確保の対策について検討を進めること」との同法案 に対する附帯決議が行われている。

本検討会はこの附帯決議にもとづいて設けられたものであり、身体障害者補助犬法の施行にあたり優良な補助犬を供給する一助とすべく種々の検討を行った結果、身体障害者補助犬に認められる遺伝性疾患として股関節形成異常および肘関節形成異常、白内障、網膜症が重要であると結論し、その診断適期ならびに診断法等に関する指針を提示した。

本検討会において推奨した検査適期に適正な検査が行われるためには、身体障害者補助犬の育成に関わる諸機関ならびに諸団体の理解と協力が必要であり、今後、行政機関等の適切な対応が行われることを希望する。

また、身体障害者補助犬の遺伝性疾患の検査ならびに診断に従

事する獣医師に関しては、骨関節疾患では、画像検査を行う獣医師は整形外科領域において相当の知識と経験を有することが必要であり、眼疾患についても、検査と診断を行う獣医師は眼科領域における相当の知識と経験を有する必要がある。獣医師の側からも、身体障害者補助犬の遺伝性疾患の制圧に向けての積極的な取り組みがなされることを期待する。

さらに将来的には、各々の遺伝性疾患の診断を円滑に遂行する ため、骨関節疾患および眼科疾患のそれぞれの専門家等から構成 される判定委員会の設置について是非とも考慮すべきであろう。

加えて、身体障害者補助犬として育成することを目的として犬の繁殖を行う場合には、遺伝性疾患を有していない犬を繁殖に供することが重要である。疾患の遺伝子を欠く犬を用いて繁殖を行うことにより、その個体群における遺伝性疾患の発生頻度は低下することになる。身体障害者補助犬から遺伝性疾患を排除するためには、繁殖の面からも適正な対応が求められる。すなわち、育成を行う犬に限らず、繁殖に供する犬についても、可能な限り遺伝性疾患の検査を実施し、疾病の存在が確認された場合には繁殖に用いないようにする配慮がなされるべきである。良質な遺伝子を有する犬を親犬として、身体障害者補助犬の計画的な繁殖が行われることを望みたい。

犬に発生する種々の疾病のうち、遺伝性の疾患については、早期に適切な診断が行われれば、身体障害者補助犬として使用される以前に高い確率でそれを排除することが可能である。身体障害者補助犬の育成に関わる諸機関ならびに諸団体と行政機関、さらに獣医師等は、相互の協力を通じ、遺伝性疾患を欠く優良な身体障害者補助犬を確保されるよう努め、身体障害者補助犬法の趣旨である身体障害者の自立および社会参加の推進に寄与されるよう望むものである。

# 附1. 股関節形成異常の診断

# 【検査法】

## (1) 一般身体検査および跛行検査

犬が立ち上がるときの後躯の強さ、歩行時の後肢の動きなどを 観察する。次いで、股関節の可動域、スムーズさを検査する。

さらに、鎮静下でオロトラニサインの有無を確認し、その状態でX線検査に移行する。

#### (2) X線検査

X線検査は、できる限り麻酔または鎮静処置を施したうえで実施することが望まれる。

X線検査にあたっては、両後肢を平行に進展させ、左右対称とし、第6腰椎から膝関節までを含めて撮影する。このとき、大腿骨は坐骨結節にかかり、また、閉鎖孔の形態は左右対称となる。 寛骨臼の細部を観察する場合は、後肢を屈曲させ、いわゆるカエル足位で撮影する。

# 【判定法】

X線所見は、OFAの基準に準拠して判定する。すなわち、寛 骨臼と大腿骨頭のかみ合わせ、寛骨臼背側縁と大腿骨頭との重な り(acetabular supported area)、ノルベルグアングル(正常値は 105度以内), 寛骨臼や骨頭の形状, その周囲における変形性関節症時に出現する異常(軟骨下骨の骨硬化, 骨増生, モーガン線, 変形等)の有無、その他の所見にもとづいて総合的に判定する。

判定結果は、「きわめて良好 (excellent)」、「良好 (good)」、「ほ ぼ良好 (fair)」、「ボーダーライン (borderline)」、「軽度 (mild)」、「中等度 (moderate)」、「重度 (severe)」の7段階に分類する。

このうち、「きわめて良好」、「良好」、「ほぼ良好」は、正常な関節である。

また、「ボーダーライン」は、寛骨臼と大腿骨頭との重なりが50%以下の例、あるいはX線写真が良好でないために判定が不能な例であり、その後に異常が発現する可能性があると考えられる症例である。

股関節形成異常と判定される例は、「軽度」、「中等度」、「重度」 に分類される。「軽度」は、変形性関節症の変化がごくわずかなも のであり、「中等度」と「重度」は、変形性関節症の異常が認めら れ、また、寛骨臼の平坦化、骨頭の変形がみられ、ときに亜脱臼 ないし脱臼を呈するものである。

# 【判定の解釈】

上記の7段階の判定のうち、股関節形成異常と判定された例については、身体障害者補助犬としての使用について考慮する必要がある。ただし、股関節形成異常であっても、「軽度」との判定の場合は、当該犬の役割によっては、使用不可としなくてもよい例があると考えられる。この点については、今後、さらに議論の余地があろう。

また、「ボーダーライン」と判定された場合は、3か月後、あるいは可能であれば $6\sim8$ か月後に再度、検査を実施することが望ましい。

なお、本法は2歳齢以降に検査を実施した場合に十分な信頼性が確保されるものであり、1歳齢前後で検査を行った場合には、その信頼性は必ずしも確実とはいえないという問題を有する。1歳齢時に「きわめて良好」と判定された例では、2歳齢時に再度の検査を実施しても、100%の個体が再び正常と判定されたとの成績が得られているが、一方、1歳齢時に「良好」または「ほぼ良好」と判定された例では、2歳齢時にはそれぞれ97.9%と76.9%が正常と判定されるにとどまっている。すなわち、1歳齢時に検査を実施する場合、「きわめて良好」と判定された例以外は、その後に本症を発症する可能性を完全には否定できない点に留意すべきである。

# 附2. 肘関節形成異常の診断

# 【検査法】

### (1) 一般身体検査および跛行検査

前肢による歩様,負重時の頭や肩の動きを観察する。次いで, 肘関節を触診し,腫脹,熱感等の有無を確認する。また,肘関節 の可動域が狭くなっていないかなどの観察を行う。

#### (2) X線検査

基本的には,内外側方向と前後方向から撮影を行う。 肘突起癒合不全が疑われる場合,肘関節を大きく屈曲させて撮 影すると観察が容易となる。

また,内側鉤状突起離断の場合は,この2方向に加え,前後方向の撮影を25度外側から投射する方向で行うと,離断した鉤状突起内側部が確認できることがある。

#### (3) CT検査

CT検査は、麻酔下で両前肢を平行に保定し、肘関節を横断する形で2mmスライス程度で撮影する。

#### 【判定法】

以下の所見にもとづいて診断を実施する。

すなわち, 肘突起癒合不全では, 肘突起が尺骨から分離し, 突 起周囲に骨硬化および骨増生が認められる。

肘関節離断性骨軟骨炎では、上腕骨内側顆に骨欠損陰影が確認 できることが多い。また、肘関節周囲の骨硬化、骨増生などの変 形性関節症の症状が認められる。

内側鉤状突起離断では,鉤状突起の陰影が不明瞭であり,同時に肘関節の滑車面に沿って骨硬化像や骨増生が観察される。離断した鉤状突起の確認はしばしば困難であり,可能であれば C T 検査を実施することが望まれる。

# 【判定の解釈】

肘関節形成異常と診断された例については、原則として、身体 障害者補助犬としての使用を考慮する必要がある。

ただし、これらの疾患は、手術等の治療を施すことにより、その後の変形性関節症の進行が遅延する可能性がある。すなわち、早期の診断ならびに治療が行われることにより、身体障害者補助 犬として使用することが可能な例も生じると考えられる。

#### 附3. 身体障害者補助犬の遺伝性骨関節疾患検査記録(様式)

身体粹害者補助犬の遺伝性骨		年/	]					
身体障害者補助犬の遺伝性胃								
身体障害者補助大の遺伝性骨関節疾患検査記録								
【補助犬に関する事項】								
種類: 盲導犬 介助犬 聴導犬 認定番号:	,認定年月日:	年月	∃					
名前、性別及び生年月日:	, té 雌,	_年月_	日生					
犬種, 毛色及び毛質, その他の外貌標徴:								
狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号:_								
【使用者に関する事項】								
氏名,性別,生年月日:	,男 女,	年月_	日生					
住所及び連絡先:								
【訓練事業者に関する事項】								
氏名又は名称:								
住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先:								
検査実施年月日:年月日 検査実施場所:								
一般身体検査項目及び方法:								
所見:								
跛行検査方法:								
所見:								
11 (040 to the 1) (01 0 cm (N)	en En ve u // de en	,						
X線検査方法(撮影条件):		(	_) 無					
所見:								
C T検査方法(撮影条件):	麻酔及び鎮静:有	(	_) 無					
所見:								
その他の検査項目及び方法:								
所見:								
検査実施獣医師 住 所								

### 附4. 身体障害者補助犬の遺伝性骨関節疾患診断書(様式)

身体障害者補助犬の遺伝性	<b>●別松原生売松明</b>			
タイト からまた タイト	有形则状态诊断音			
【補助犬に関する事項】				
種類:盲導犬 介助犬 聴導犬 認定番号:	,認定年月日:_	年	月_	
名前,性別及び生年月日:				
犬種, 毛色及び毛質, その他の外貌標徹:				
狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号:_				
【使用者に関する事項】				
氏名,性別,生年月日:	,男女,	年	月	日生
住所及び連絡先:				
【訓練事業者に関する事項】				
氏名又は名称:			900	
In the face of the				
住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先:				
【徐青の概要】				
検査実施年月日:年月日				
主たる検査項目:				
検査実施獣医師氏名,住所及び連絡先:				
【診断】				
股関節形成異常				
きわめて良好 良好 ほぼ良好 ボーダーライン	· 軽度 中等度 回	飽度		
意見:				
时関節形成異常(肘突起癒合不全 肘関節骨軟骨症	内側鉤状突起離断)			
正常 軽度 中等度 重度				
意見:				
【総合評価】				
				_
診断獣医師 住 所				

## 附 5. 白内障の診断

#### 【検査法】

# (1) 稟告の聴取

視覚を評価するため、犬の飼育者等から当該動物の視覚に関連 した日常行動に関する問診を実施する。その項目は、以下のとお りとする。

- ・日常生活において物にぶつかることはないか? (一般的な視覚 の判断材料)
- ・不慣れな場所ではどうか? (一般的な視覚の判断材料)
- ・アイコンタクトはとれるか? (一般的な視覚の判断材料)
- ・ボールなどを追うことはできるか? (動体に対する視覚の判断 材料)
- ・遠くから呼んだときの反応はどうか? (遠方視覚の判断材料)
- ・段差を確認できるか?(至近視覚の判断材料)
- ・昼と夜で視覚に差異が生じないか? (錐体桿体機能にもとづく 視覚の判断材料)

# (2) 散瞳前の眼検査

散瞳を行う前に,以下の諸検査を実施する。

- · 対光反射試験(直接· 共感反射)
- ·視覚検査(威嚇反射試験,綿球落下試験,迷路通過試験)
- ・前眼部の視診(眼瞼, 睫毛, 結膜, 角膜)
- ・眼内の視診(前房, 虹彩, 水晶体)

# (3) 散瞳後の水晶体検査

散瞳薬の点眼により十分な散瞳が得られた後、細隙灯顕微鏡を

用いて水晶体の混濁の有無を確認し、混濁が認められた場合には、 その部位、程度を観察する。細隙灯顕微鏡を使用する水晶体検査 としては、以下を実施する。

・環境光下における検査

環境光(室内照明)のもとで細隙灯顕微鏡の光源を拡散光(diffuse)とし、6倍程度の拡大率で水晶体を観察する。

- ・暗室内におけるスリット光による検査
- 暗室内において、細隙灯顕微鏡の光源をスリット光とし、これを角膜に対して40~60度の角度から照射してプルキンエ・サンソン像による水晶体の光学切片を作成する。この状態でスリット光を左右に移動し、水晶体全体をスキャンして観察する。
- ・暗室内におけるスリット光による徹照像検査 暗室内において、細隙灯顕微鏡の光源をスリット光とし、これ

を角膜中心部に向ける(0度に設定)ことにより網膜に照射する。このときの網膜からの反帰光を利用して水晶体を観察する。

#### (4) 水晶体の検査の記録

検査所見は詳細に診療簿に記録する。水晶体混濁が確認された場合は、その後の病態の進行状況を把握するため、混濁部の詳細なスケッチが必要である。さらに、検査所見に客観性をもたせるため、前述の前眼部像、スリット像、徹照像を写真により記録することが望ましい。

#### 【判定法】

白内障と診断された場合,以下のものを除いて,一般に遺伝性 と判断する。

すなわち、外傷、炎症、代謝性疾患、栄養欠乏にともなう白内 障として診断される根拠がある例、また、少数ではあるが、限局 性であることが明白な白内障の例を除外し、これ以外の両側性あ るいは片側性白内障、とくに皮質内白内障は遺伝性と考える。

なお、皮質内や水晶体極部等に生じたきわめて限局性の白内障で、肉眼でわずかに認知できる程度の例については、少なくとも6か月を経過した後に再検査を実施する。

# 【判定の解釈】

白内障と診断された例については、原則として、身体障害者補助犬としての使用を考慮する必要がある。

ただし、きわめて限局性の病変が認められるのみで、それが進行 しない例においては、当該犬の視覚の状態にもよるが、身体障害者 補助犬としての使用を継続することが可能な例もあると思われる。

# 附6.網膜症の診断

#### 【検査法】

# (1) 稟告の聴取

眼疾患の検査は同時に実施されるため、稟告の聴取は白内障の 場合と共用である。

### (2) 散瞳前の眼検査

散瞳前の諸検査についても、白内障の項に記述したものと共用 とする。

#### (3) 眼底検査

眼底検査は、散瞳後、暗室において倒像鏡または直像鏡を用いて実施する。

基本的には、倒像鏡検査は眼底のスクリーニング検査であり、 直像鏡検査は、スクリーニング検査で異常が認められた場合、そ の部位を精査するために行われる。

## (4)網膜電図の測定

眼底検査のみでも網膜症の確定診断は可能であるが、網膜電図 を測定すれば、診断はさらに確実なものとなる。

# 【判定法】

網膜症は、以下の所見にもとづいて診断する。

初期には、タペタム層と血管に主たる病変が認められる。タペタム層は、多くの桿体が存在する周辺部の反射がわずかに亢進する。また、血管は、とくに動脈の太さに変化が生じ、太い部分と細い部分が混在し、色調が薄くなる。さらに、血管の長さも短くなり、網膜の周辺部では血管が認められないことがある。

病態が進行した例では、タペタム層と非タペタム層、血管、視神経乳頭に病変が出現する。タペタム層は、この領域の全体で反射が亢進し、色調にも変化が認められる。一方、非タペタム層では、脱色素領域が確認される。血管は、動脈、静脈ともに、狭細化が著しく、消失することもある。視神経乳頭は、白色から暗色の色調を呈するようになる。

網膜電図では、フラッシュ光の刺激強度や暗順応時間、鎮静薬または麻酔薬の投与などの諸条件が検査成績の解釈に影響を及ぼすが、一般に、初期には電位の低下が認められ、進行例では電位が生じず、波形はフラットとなる。

# 【判定の解釈】

網膜症と診断された例については,身体障害者補助犬としての 使用を避けるべきである。

## 附 7. 身体障害者補助犬の遺伝性眼疾患検査記録(様式)

			年_		—н
身体障害者補助犬の遺伝性	<b>以疾患検</b> 証				
【補助犬に関する事項】					
種類: 盲導犬 介助犬 聴導犬 認定番号:					
名前、性別及び生年月日:	,	雌,	年_	月	日 生
犬種, 毛色及び毛質, その他の外貌標徴:					
狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号:_					_
【使用者に関する事項】					
氏名,性別,生年月日:	男	女,	年	月	日 5
住所及び連絡先:					_
【訓練事業者に関する事項】					
氏名又は名称:					
代表者の氏名:					
住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先:					_
【検査法及び検査所見】					
検査実施年月日:年月日					
検査実施場所:					
検査に際しての使用薬物 (散瞳薬等):					
対光反射試験:					
视觉試験:					
広汎照明法による一般検査:					
眼圧: 左眼 右眼		_			
細隙灯顕微鏡による検査					
環境光下における検査:					
暗室内におけるスリット光による検査:					
暗室内におけるスリット光による徹照像検査:_					
眼底検査					
倒像眼底検査:					
直像眼底検査:					
隅角検査:					
その他の検査:					_
検査実施獣医師 住 所					
機関名		许么			E

## 附8. 身体障害者補助犬の遺伝性眼疾患診断書(様式)

		年月日
身体障害者補助犬の遺伝性眼	疾患衝書	
【補助犬に関する事項】		
種類: 盲導犬 介助犬 聴導犬 認定番号:	,認定年月日:	年月日
名前、性別及び生年月日:	, 龙熊	年 月 日生
犬種, 毛色及び毛質, その他の外貌標徹:		
狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録番号:		
【使用者に関する事項】		
氏名,性別,生年月日:	, 男 女,	年月日生
住所及び連絡先:		
【訓練事業者に関する事項】		
氏名又は名称:	<u> </u>	
III also de un la		
住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先:		
【検査の概要】		
検査実施年月日:年月日		
主たる検査項目:		
検査実施獣医師氏名,住所及び連絡先:		
【診断】		
白内障		
正常 軽度 中等度 重度		
意見:		
網膜症(網膜萎縮等)		
正常 異常		
意見:		
【総合評価】		
SAMPRESS AT ALL SC		
診断獣医師 住 所		
機関名	氏名	ED

身体障害者補助犬の	遺伝性疾患に関す	する検討会委員等名簿
委員	氏名 職名	(敬称略・五十音順)
工藤 荘六 工藤動物病院院長		
左向 敏紀 日本獣医畜産大学助教授	ŧ	
佐々木 伸雄 東京大学教授		
菅沼 常徳 麻布大学教授		
宮田 勝重 宮田動物病院院長		
〇 山根 義久 東京農工大学教授		
〇 座長		
協力員		

# 【資料12】

社援発第0508002号 平成15年5月8日

各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として 社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律(平成14年法律第50号)による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、平成15年4月1日から、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業(以下「訓練事業」という。)が同法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業に追加され、訓練事業を行うために社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立することが可能となったところです。

法人については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしてきたところです。

他方、訓練事業は、良質な介助犬及び聴導犬の育成を通じ、各地域において、身体障害者の自立及び社会参加の促進に大きく寄与してきており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後の障害者福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、上記の趣旨も踏まえ、法人の公益性を維持しながら、 訓練事業の機動性・柔軟性を活用することができることとなるよう、今般、訓練事業を行うことを目的として法人を設立する場合 の資産要件等を下記のとおり定めましたので、貴職において適切 な御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245 条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであ ることを申し添えます。

記

1 訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産

訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合において、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を基本財産とすることで足りることとすること。

- ①5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第 2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の 事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推 薦した場合においては3年)以上にわたって、訓練事業の経営 の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団 体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、 あるいは過去に受けていたことがあること。
- ②一の都道府県の区域内のみにおいて事業を実施すること。
- 2 訓練事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、訓練事業の経営のみを行うものとすること。

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う訓練事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとすること。

#### 3 定款変更の認可申請

2以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、訓練事業意外の事業の経営を行おうとする場合その他この通知に定める資産要件等を満たさなくなる場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとすること。

# 4 施行期日

この通知は、平成15年4月1日から施行すること。

# 【資料13】

障企発第 0331001 号 平成 15 年 3 月 31 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市

> 厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部企画課長

介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の開始の届出等について

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律(平成14年法律第50号。以下「改正法」という。)による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、平成15年4月1日から、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業(以下「訓練事業」という。)が同法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業に追加されることとなるが、その事業の開始の届出等に当たっては、下記の諸点に留意され、適切な運営が図られるよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245 条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであ ることを申し添える。

記

# 1 事業の開始等の届出

改正法により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)の一部が改正され、平成15年4月1日から、訓練事業については、法第26条の規定による届出が必要となる。

届出事項については、身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成15年3月25日厚生労働省令第44号)により、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。)第20条の2第1項を改正し、次の①~⑧のとおりとしたところである。

また、法第26条第1項の規定による届出は、規則第20条の2 第2項の規定により、収支予算書及び事業計画書を提出すること により行うものとされている。

- ① 事業の種類及び内容
- ② 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ③ 条例、定款その他の基本約款
- ④ 職員の定数及び職務の内容
- ⑤ 主な職員の氏名及び経歴
- ⑥ 事業を行おうとする区域
- ⑦ 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

#### ⑧ 事業開始の予定年月日

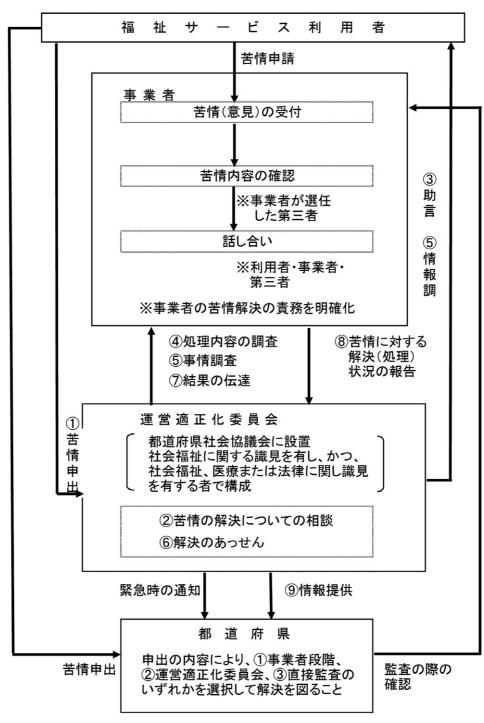
⑥の「事業を行おうとする区域」について、⑦の「事業の用に 供する施設」以外の場所でも訓練を実施する場合には、その区域 も届け出を行わせること。

⑦の「事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地」のうち、施設の種類については、訓練場や犬舎等の施設が訓練事業の用に供する専用の施設であるかどうかを明らかにさせるとともに、他の用に供している場合には、訓練事業の実施に支障をきたさないよう指導すること。このため、図面等により確認を行い、必要に応じて現地に赴き調査すること。

#### 2 訓練体制の確認

事業の開始等の届出を受けた場合には、必要に応じ法第39条の 規定による報告の徴収、立入検査等を行い、介助犬又は聴導犬を 訓練する体制について、身体障害者補助犬法施行規則(平成14年 厚生労働省令第127号)第2条又は第3条に規定する訓練基準に 即した適切な訓練を行い得る体制であることを、以下の項目に即 して確認すること。また、その際、平成14年6月に示した「介助 犬の訓練基準に関する検討会報告書」又は同年8月に示した「聴 導犬の訓練基準に関する検討会報告書」を参考とすること。

- ・訓練に従事する者の氏名及び経歴
- ・訓練を行っている場所(所在地)
- ・専門職との協力体制
- ・介助犬又は聴導犬としての適性を有する犬の確保方法
- ・犬の保健衛生の確保体制
- ・再訓練の実施体制



福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図

# 【資料15】

# 訓練事業者数の推移

H20.3.1現在

【各月初日の団体数】

	H15. 4	H16. 4	H16.10	H17. 4	H18.4	H19.4	H20.3
介 助 犬	2団体	14団体	20団体	21団体	22団体	23団体	25団体
聴 導 犬	1団体	8団体	15団体	17団体	19団体	21団体	22団体
盲 導 犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
計	12団体	31団体	44団体	47団体	50団体	53団体	56団体

※介助犬のみ若しくは聴導犬のみ又は介助犬・聴導犬事業を実施している団体数

 介助犬のみ
 8団体

 聴導犬のみ
 5団体

 介助犬・聴導犬
 17団体

# 【資料16】

# 指定法人数の推移

【各月初日の団体数】

						E - 111	
	H15. 4	H16. 4	H16.10	H17. 4	H18.4	H19.4	H20.3
介 助 犬	_	4団体	5団体	5団体	6団体	5団体	6団体
聴導犬	_	3団体	5団体	5団体	5団体	4団体	4団体
盲 導 犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体

<sup>※</sup>盲導犬は、従前から道路交通法により認定制度が存在していたこと等を勘案し、経過措置(法附則第2条)

により、当分の間、従来どおり国家公安委員会が指定した法人が認定を行うものとされている。

※介助犬のみ若しくは介助犬・聴導犬の認定を実施している団体数

【介助犬のみ 2団体 】 【介助犬・聴導犬 4団体 】

# 【資料17】

# 補助犬の実働頭数の推移

【介助犬、聴導犬は各月初日の頭数】

【月明八、松寺八郎日月明日の典						1 10 11 11 20 20 20 2	
	H15. 4	H16. 4	H16.10	H17. 4	H18.4	H19.4	H20.3
介 助 犬	34	40	19	28	31	38	38
聴 導 犬	13	17	8	10	11	12	16
盲 導 犬	927(※1)	948(※2)		957(※3)	952(※4)	965(※5)	

※1 H15. 3. 31現在 ※2 H16. 3. 31現在 ※3 H17. 3. 31現在 ※4 H18. 3. 31現在

※5 H19. 3. 31現在

# 【資料18】

# 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人

# 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人

# ①介助犬

H20.3.1現在

名 称	代表者名	主たる事務所の所在地	電話番号	指定の日
社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	今田 忠彦	神奈川県横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	H15.6.30
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	永井 光明	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	H15.9.30
社会福祉法人 日本聴導犬協会	増田美恵子	長野県上伊那郡宮田村3200番地2	0265-85-4615	H16.1.22
社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団	小嶋 勝	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2	052-835-3811	H16.7.21
社会福祉法人 アシスタンスドッグ協会	川崎 芳子	山梨県南都留郡山中湖村山中262-1	0555-62-1835	H18.3.29
社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団	髙橋 喜和	千葉県千葉市緑区誉田町1丁目45番2	043-291-1831	H19.9.7

# ②聴導犬

H20.3.1現在

名 称	代表者名	主たる事務所の所在地	電話番号	指定の日
社会福祉法人 横浜市リハヒ・リテーション事業団	今田 忠彦 神奈川県横浜市港北区鳥山町1770		045-473-0666	H15.6.30
社会福祉法人 日本聴導犬協会	増田美恵子	長野県上伊那郡宮田村3200番地2	0265-85-4615	H16.1.22
社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団	小嶋 勝	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2	052-835-3811	H16.7.21
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	永井 光明	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	H16.9.15

# 【資料19】

# 第二種社会福祉事業届出状況一覧

# 第二種社会福祉事業届出状況一覧

H20.3.1現在

							20.3.1現在
自治体	訓練事業者の名称	設置・経営主体	代表者名	所在地	電話番号	介助犬	聴導犬
	茨城介助犬協会	特定非営利活動法人 茨城介助犬協会	高橋考史	行方市両宿833-2	0291-35-3603	0	
"	学校法人 佐山学園 アジア動物専門学校	学校法人 佐山学園 アジア動物専門学校	佐山 等	石岡市貝地2-3508	0299-35-5380	0	0
東京都	社会福祉法人 日本介助犬協会	社会福祉法人 日本介助犬協会	二瓶隆一	八王子市東浅川町539-2	042-668-2464	0	
"	特定非営利活動法人 日本福祉犬育成普及会	特定非営利活動法人 日本福祉犬育成普及会	馬 場 胡太粮	町田市真光寺町237-2	042-737-1249	0	0
"	聴導犬普及協会	特定非営利活動法人 聴導犬普及協会	清野光一	品川区小山台1-29-1	03-5725-6557		0
神奈川県	特定非営利活動法人 トータルケア・アシスタントドッグセンター	特定非営利活動法人 トータルケア・アシスタントドッグセンター	千 葉 れい子	厚木市妻田南1-19-23-102	046-223-9606	0	0
"	特定非営利活動法人 ウェルフェアポート湘南	特定非営利活動法人 ウェルフェアポート湘南	関水俊明	茅ヶ崎市芹沢876-4	0467-38-5030	0	0
"	特定非営利活動法人 聴導犬育成の会	特定非営利活動法人 聴導犬育成の会	松田治子	鎌倉市津519-1	0467-32-4042		0
山梨県	社会福祉法人 アシスタンスドッグ協会	社会福祉法人 アシスタンスドッグ協会	川崎芳子	南都留郡山中湖村山中262-1	0555-62-1835	0	0
長野県	社会福祉法人 日本聴導犬協会	社会福祉法人 日本聴導犬協会	増 田 美恵子	上伊那郡宮田村3200-2	0265-85-4615	0	0
静岡県	宮下愛犬訓練所	宮下愛犬訓練所	宮下芳朗	御殿場市東田中1734	0550-83-2027	0	
京都府	特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	長谷川 佳 子	長岡京市友岡西畑25	075-953-1884	0	0
兵庫県	特定非営利活動法人 兵庫介助犬協会	特定非営利活動法人 兵庫介助犬協会	北澤光大	西宮市中島町11-13-103	0798-65-1570	0	
奈良県	日本サポートドッグ協会	特定非営利活動法人 日本サポートドッグ協会	阿部明子	生駒市高山町8126-101	0743-79-9750	0	0
山口県	特定非営利活動法人 介助犬育成を目指す会	特定非営利活動法人 介助犬育成を目指す会	手島芳子	防府市本橋町6−11−2	0835-24-2449	0	0
福岡県	特定非営利活動法人 インディペンデンス・ドッグス・ジャパン	特定非営利活動法人 インディペンデンス・ドッグス・ジャパン	櫻 井 恭 子	糸島郡志摩町大字井田原76番地の20	092-327-0364	0	0
徳島県	特定非営利活動法人 ボランティアドッグ育成センター	特定非営利活動法人 ボランティアドッグ育成センター	清原健司	板野郡板野町川端字富ノ谷口34-5	088-672-4461		0
長崎県	聴導犬育成協会	特定非営利活動法人 聴導犬育成協会	補伽 美奈津	大村市東野岳町1662-1	0957-55-9161		0
鹿児島県	エンゼル聴導犬協会	エンゼル聴導犬協会	石 原 みち子	鹿児島市田上台1-12-1	099-256-1554		0
千葉市	社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団	社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団	漆崎博隆	千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-1831	0	
横浜市	横浜市総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	今田忠彦	横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	0	0
"	特定非営利活動法人 日本補助犬協会横浜事務所	特定非営利活動法人 日本補助犬協会	五十嵐 光雄	横浜市港北区篠原北2-7-15	045-431-8674	0	0
"	アジアワーキングドッグサポート協会	アジアワーキングドッグサポート協会	野地義行	横浜市港北区高田東3-1-21 反田ビル1F	045-544-8441	0	0
"	日本介助犬トレーニングセンター	日本介助犬トレーニングセンター	本岡修司	横浜市神奈川区栄町1-9 ケンコウビル 6F	045-451-1100	0	
	社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団	社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団	小 嶋 勝	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	052-835-3811	0	0
京都市	京都介助犬トレーニングセンター	京都介助犬トレーニングセンター	本岡一也	京都市左京区高野清水町86-1	075-705-3230	0	0
"	京都アシスタントドッグ育成協会	京都アシスタントドッグ育成協会	木村有希	京都市左京区北白川仕伏町3-13	075-721-1852	0	
大阪市	特定非営利活動法人 日本ソーシャルドッグサービスドッグ協会	特定非営利活動法人 日本ソーシャルドッグサービスドッグ協会	白藤秀一	大阪市東淀川区豊里1-3-33東田ビル2F	06-6324-4733	0	
神戸市	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	永井光明	神戸市曙町1070	078-341-2000	0	0
"	社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	社会福祉法人 兵庫盲導犬協会	田上昭一	神戸市西区押部谷町押部24	078-955-3481	0	0
		•	1	•	āl	25	22

# 【資料20】

# 盲導犬協会(訓練施設)一覧

# 盲導犬協会(訓練施設)一覧

H20. 3. 1現在

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
(財)北海道盲導犬協会	005-0030	札幌市南区南30条西8丁目1-1	011-582-8222	011-582-7715
(財)栃木盲導犬センター	321-0342	栃木県宇都宮市福岡町1285	028-652-3883	028-652-1417
(財)日本盲導犬協会(事務所)	150-0045	渋谷区神泉町21-3 渋谷YTO2ビル3F	03-5452-1266	03-5452-1267
" 日本盲導犬総合センター	418-0102	 静岡県富士宮市人穴381	0544-29-1010	0544-54-3030
" 神奈川訓練センター(兼本部)	223-0056	横浜市港北区新吉田町6001-9	045-590-1595	045-590-1599
〃 仙台訓練センター	982-0263	仙台市青葉区茂庭字松倉12-2	022-226-3910	022-226-3990
(財)アイメイト協会	177-0051	  練馬区関町北5-8-7 	03-3920-6162	03-3920-6063
(財)中部盲導犬協会	455-0066	名古屋市港区寛政町3-41-1	052-661-3111	052-661-3112
# 盲導犬繁殖センター	455-0831	名古屋市港区十一屋1-70-4	052-382-6776	052-383-8882
(社福)日本ライトハウス(本部)	538-0042	大阪市鶴見区今津中2-4-37	06-6961-5521	06-6961-6268
"行動訓練所	585-0055	大阪府南河内郡千早赤阪村東阪1202-11	0721-72-0914	0721-72-0916
(財)関西盲導犬協会 盲導犬総合訓練センター	621-0027	京都府亀岡市曽我部町犬飼未ヶ谷18-2	0771-24-0323	0771-25-1054
(社福)兵庫盲導犬協会	651-2212	神戸市西区押部谷町押部字向井24	078-995-3481	078-995-3483
(財)九州盲導犬協会(事務局)	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39福岡市市民福祉プラザ内	092-714-3169	092-714-3176
" 訓練センタ <del>ー</del>	819-1122	福岡県前原市大字東702-1	092-324-3169	092-324-3386

# 【資料21】

# 身体障害者補助犬法第16条に基づく認定状況(都道府県別)

# 身体障害者補助犬法第16条に基づく認定状況(都道府県別)

H20.3.1現在

			H20.3.1現在
都道府県名	介助犬(頭)	聴導犬(頭)	指定都市・中核市(再掲)
北海道	1		
秋田県	1		
福島県	0		
栃木県	1		
群馬県	1		
埼玉県	1	1	
千葉県	1	1	千葉市(介1)
東京都	7	5	
神奈川県	6	2	横浜市(介2)、川崎市(介1)、 横須賀市(介2)、 相模原市(聴1)
福井県	2		
長野県	1		
岐阜県	1		
静岡県	1		静岡市(介1)
愛知県	1		名古屋市(介1)
滋賀県		1	
京都府	3	1	
大阪府	2	2	大阪市(聴2)
兵庫県	4		
奈良県	1		
和歌山県	1		
広島県	1		広島市(介1)
徳島県	1	2	
沖縄県		1	
合 計	38	16	

(介)介助犬 (聴)聴導犬

# 【資料22】

# 指定法人及び訓練事業者の認定実績

H20.3.1現在

補助犬の種類 (実働頭数)	指定法人	認定頭数	認定取消頭数
介助犬 38 頭	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	17	3
	社会福祉法人 日本パートナードッグ協会	7	3
	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	9	1
	社会福祉法人 日本聴導犬協会	5	3
	社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団	4	
	社会福祉法人 アシスタンスドッグ協会	6	
	合計	48	10
聴導犬 16 頭	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	8	1
	社会福祉法人 日本パートナードッグ協会	0	
	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	2	
	社会福祉法人 日本聴導犬協会	5	
	社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団	2	
	合計	17	1

補助犬の種類 (実働頭数)	訓練事業者	認定頭数	認定取消頭数
	社会福祉法人 全国介助犬協会	13	2
	社会福祉法人 日本パートナードッグ協会	4	2
	アジアワーキングドッグサポート協会	7	2
	特定非営利活動法人 日本補助犬協会横浜事務所	4	
介助犬	特定非営利活動法人 日本サポートドッグ協会	4	1
38 頭	特定非営利活動法人 トータルケア・アシスタントドッグセンター	2	
	社会福祉法人 アシスタンスドッグ協会	3	1
	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団	1	1
	兵庫介助犬協会	2	
	社会福祉法人 日本聴導犬協会	1	1
	特定非営利活動法人 京都ケアドッグステーション	2	
	特定非営利活動法人 ウェルフェアポート湘南	1	
	その他	4	
	合計	48	10
	特定非営利活動法人 聴導犬普及協会	7	1
聴導犬	社会福祉法人 日本聴導犬協会	5	
16 頭	特定非営利活動法人 聴導犬育成の会	1	
	聴導犬の会 結	1	
	特定非営利活動法人 ボランティアドッグ育成センター	2	
	特定非営利活動法人 日本サポートドッグ協会	1	
	合計	17	1

# 【資料23】

# 盲導犬関係法令

○道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)

(目が見えない者、幼児、高齢者等の保護)

第14条 目が見えない者(目が見えない者に準ずる者も含む。以下同じ。)は、道路を通行する時は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。

2 目が見えない者以外の者(耳が聞こえない者及び政令で定める程度の障害のある者を除く。)は、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める用具を付けた犬を連れて道路を通行してはならない。

○道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号) (目が見えない者等の保護)

第8条2 法第14条第1項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第29条第1項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。

3 前項の指定の手続きその他の同項の指定に関し必要な事項は、 国家公安委員会規則で定める。

○道路交通法施行規則(昭和35年12月3日総理府令第60号) (盲導犬の用具)

第5条の2 令第8条第2項の総理府令で定める用具は、白又は黄 色の別図の形状のものとする。(本条追加・昭和53総府令37) 別図

# ○国家公安委員会規則第17号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第3項の規定に基づき、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則を次のように定める。

平成4年9月16日 国家公安委員会委員長 塩川正十郎

## ○国家公安委員会告示第5号

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則(平成4年 国家公安委員会規則第17号)附則第2項の規定による届け出があったので、同規則附則第3項に基づき、次のとおり告示する。

平成5年7月5日 国家公安委員長 村田敬次郎名称(住所等は省略)指定を受けた年月日 財団法人日本盲導犬協会 昭和53年12月1日 財団法人アイメイト協会 昭和53年12月1日 財団法人北海道盲導犬協会 昭和53年12月1日 財団法人栃木盲導犬センター 昭和53年12月1日 財団法人中部盲導犬協会 昭和53年12月1日 社会福祉法人日本ライトハウス 昭和53年12月1日 財団法人関西盲導犬協会 昭和58年8月25日 財団法人福岡盲導犬協会 平成元年1月31日

#### ○国家公安委員会告示第6号

盲導犬の訓練を目的とする法人を指定した件 社団法人兵庫県盲導犬協会 平成13年3月22日

○社会福祉法(昭和26年3月29日)(法律第号)(平12法111· 改称)

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、 身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障 害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、 盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及 び身体障害者の更生相談に応ずる事業

○身体障害者福祉法(昭和24年12月26日)(法律第283号) (施設)

第5条 この法律において、「身体障害者更生援護施設」とは、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

(盲導犬の貸与)

第21条の3 都道府県は、視覚障害のある身体障害者から申請があったときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設における厚生労働省令で定める訓練を受けた盲導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。(平12法111・追加)

(盲導犬訓練施設)

第33条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。(平12法111・追加)

○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成12 年3月30日)(厚生省令第54号)

第8章 盲導犬訓練施設

(設備の基準)

第44条 盲導犬訓練施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該盲導犬訓練施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、当該盲導犬訓練施設が行う訓練に支障がないときは、次の各号(第十号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂

- 三 浴室
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 調理室
- 七 洗濯室
- 八 事務室
- 九 相談室
- 十 犬舎
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとすること。
  - 一 居室
  - イ 一の居室の定員は、2名以下とすること。
  - ロ地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者(盲導犬の利用に必要な訓練を受けるために盲導犬 訓練施設に入所又は通所する者をいう。第47条において同じ。) 一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以 上とすること。
- ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - 二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- 三 犬舎
- イ 清潔を保ち、犬の運動及び排せつの場所を備えること。
- ロ 犬の飼育及び健康管理等に必要な機械器具等を備えること。
- 3 前二項に規定するもののほか、盲導犬訓練施設は、犬の訓練 等に必要な機械器具等を備えなければならない。

(職員の配置の基準)

第45条 盲導犬訓練施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 獣医師
- 五 訓練指導員

# (職員の資格要件)

第46条 施設長は、社会福祉事業に5年以上従事した者又は盲導 犬訓練施設の施設長として必要な学識経験を有する者でなければ ならない。

2 訓練指導員は、盲導犬の訓練等に関する相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(健康管理)

第47条 入所者については、必要に応じて健康診断を行わなければならない。

(準用)

第48条 第12条の規定は、盲導犬訓練施設について準用する。 (平13厚労令39・追加)

○「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について 平成10年7月24日 障第434号 各都道府県知事 各指定都市市長 宛

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

標記については、身体障害者の社会参加を促進するための基幹的な事業として実施してきたところであるが、今般、障害者の社会参加を総合的かつ効果的に推進するため、新たに、知的障害者及び精神障害者を対象に加え、別紙のとおり『「障害者の明るいくらし」促進事業実施要綱』を定め、平成10年4月1日から実施することとしたので、左記事項に留意のうえ、本事業の円滑適正な実施に努められたい。

(略)

第一 基本事業

Ⅱ 選択事業

【障害別分野】

- 〔五 身体障害者支援〕
- 二二 盲導犬育成事業
- (一) 事業内容

盲導犬の育成に要する費用を助成する事業

(二) 対象者

重度の視覚障害者(視野障害を含む。)であって、盲導犬を使用することにより就労等社会活動への参加に効果があると認められる者(本人又はその世帯等において盲導犬の管理ができない場合を除く。)

(三) 実施方法

ア 実施主体は、盲導犬の育成に関し適当と認められる団体 (道路交通法施行令第八条の規定に基づく公益法人。以下「育成団 体」という。) に対し、毎年度必要に応じて盲導犬の育成を依頼す ス

イ 実施主体は、当該育成依頼を行った頭数に応じ、育成団体に対し、当該育成に直接必要な経費(候補犬の購入費を含む。)について予算の範囲内で助成する。

(四) 留意事項

実施主体は、視覚障害者団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。

#### 【参考】

○国家公安委員会規則第17号

盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則 (指定の基準等)

第1条 道路交通法施行令第8条第2項の規定による指定(以下 「指定」という。) は、指定を受けようとする法人申請に基づき行 うものとする。

- 2 指定の基準は、次のとおりとする。
- 一 盲導犬として必要な訓練をする業務又は盲導犬として必要な訓練を受けていることを認定する業務(以下「盲導犬訓練業務等」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 二 盲導犬訓練業務等を行うための施設が次のいずれにも該当するものであること。
  - イ 盲導犬訓練業務等を行う者(以下「訓練士等」という。)と

して盲導犬訓練業務等を適性に行うため必要な知識及び技能を有する者が置かれていること。

- ロ 盲導犬訓練業務等を適性に行うため必要な設備を備えていること。
- 三 盲導犬訓練業務等を適正かつ確実に行うため必要な経理的 基礎を有すること。

四 盲導犬訓練業務等以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより盲導犬訓練業務等が不公正になるおそれがないこと。

# (指定の申請)

第2条 指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を国家公安委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 定款又は寄附行為
  - 二 登記簿の謄本
  - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
  - 四 盲導犬訓練業務等の実施の基本的な計画を記載した書面
- 五 訓練士等の氏名、住所並びに盲導犬訓練業務等に関する資格及び略歴を記載した書面
- 六 盲導犬訓練業務等を行うための施設の名称、所在地及び設備の概要を記載した書面並びに当該施設の見取図
- 七 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

#### (名称等の公示)

第3条 国家公安委員会は、指定をしたときは、当該指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

#### (名称等の変更)

第4条 指定法人は、前条の規定による公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

- 2 国家公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、第2条第2項に掲げる書類の記載事項に変更が あったときは、速やかにその旨を国家公安委員会に届け出なけれ ばならない。

#### (国家公安委員会への報告等)

第5条 指定法人は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成 し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければな らない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対 照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後3月以内に国家 公安委員会に提出しなければならない。
- 3 国家公安委員会は、指定法人の盲導犬訓練業務等に係る事業 の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、当該指定法 人に対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の

提出を求めることができる。

#### (解任の勧告)

第6条 国家公安委員会は、指定法人の役員又は訓練士等が盲導 犬訓練業務等に関し不正な行為をしたときは、当該指定法人に対 し、当該役員又は訓練士等の解任を勧告することができる。

#### (改善の勧告)

第7条 国家公安委員会は、指定法人の財産の状況又はその盲導 犬訓練業務等に係る事業の運営に関し改善が必要であると認める ときは、当該指定法人に対し、その改善に必要な措置を採るべき ことを勧告することができる。

#### (指定の取消し等)

第8条 国家公安委員会は、指定法人が、この規則の規定に違反したとき、又は前2条の規定による勧告があったにもかかわらず、 当該勧告に係る措置を講じていないとみとめられるときは、その 指定を取り消すことが出来る。

- 2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消そうとするときは、指定法人に対し、あらかじめ、書面により弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しをする理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 3 国家公安委員会は、第1項の規定により指定を取り消したと きは、その旨を公示するものとする。

#### 附則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成4年11月1日から施行する。(現に存する 指定法人に関する特例)
- 2 二の規則の施行の際現に存する指定法人は、平成5年4月1 日までに、第2条第1項に掲げる事項を記載した書面及び同 条第2項に掲げる書類を国家公安委員会に提出しなければな らない。
- 3 国家公安委員会は、前項の規定による提出があったときは、 当該指定法人の名称、住所及び事務所の所在地並びに指定を 受けた年月日を公示するものとする。
- 4 第2項に規定する指定法人に対するこの規則の適用については、第4条第1項中、「前条の規定による公示に係る事項」とあるのは「附則第3項の規定による公示に係る事項(指定を受けた年月日を除く)と、同条第3項中「第2条第2項に掲げる書類」とあるのは「附則第2項の規定により提出された第2条第2項に掲げる書類」と、第5条第1項中「毎事業年度」とあるのは「平成5年4月1日が属する事業年度以後の毎事業年度とし同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「平成5年3月31日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

# 【資料24】

# 社会福祉法 (一部抜粋)

(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)

#### (第二種社会福祉事業)

- 第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を 開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の 都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出な ければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更 を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道 府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したとき も、同様とする。

#### (調査)

第七十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

#### (改善命令)

第七十一条 都道府県知事は、第六十二条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者の施設が、第六十五条の最低基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を経営する者に対し、同条の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

# (許可の取消し等)

- 第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を経営する者(次章において「社会福祉事業の経営者」という。)が、次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は

- 第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り 消すことができる。
- 3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十 七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反 して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利 を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき 不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営 することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

# 【資料 25】

# 動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日法律第百五号)

最終改正:平成一八年六月二日法律第五〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物 をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする のみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮し て適正に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

## (動物愛護週間)

- 第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な 飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護 週間を設ける。
- 2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

- 第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的 に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を 定めなければならない。
- 2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。
- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方 向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する 基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要 事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとする ときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければなら ない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域に おける動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画

- (以下「動物愛護管理推進計画」という。) を定めなければならない。
- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な 方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更 しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かな ければならない。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

- 第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物 に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防 のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るもの であることを明らかにするための措置として環境大臣が定める ものを講ずるように努めなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び 保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の 購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、 必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 動物取扱業の規制

# (動物取扱業の登録)

第十条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管して

いるものを除く。以下この節及び次節において同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。)その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。)の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に 規定する者をいう。)の氏名
- 四 その営もうとする動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
- 五 主として取り扱う動物の種類及び数
- 六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項
- イ 飼養施設の所在地
- ロ 飼養施設の構造及び規模
- ハ 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

# (登録の実施)

- 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞 なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### (登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びいに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なつた日から二年を経過しない者
- 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の あつた日から二年を経過しない者
- 四 第十条第一項の登録を受けた者(以下「動物取扱業者」という。)で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当す る者があるもの
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、 遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなけれ ばならない。

#### (登録の更新)

- 第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 第十条第二項及び前二条の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録 の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起 算するものとする。

#### (変更の届出)

- 第十四条 動物取扱業者は、第十条第二項第四号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 動物取扱業者は、第十条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十一条及び第十二条の規定は、前二項の規定による届出が あつた場合に準用する。

#### (動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に 供しなければならない。

### (廃業等の届出)

第十六条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することと

なつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三 十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員で あつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管 財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者で あつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

#### (登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項 の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一 項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の 登録を抹消しなければならない。

#### (標識の掲示)

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

#### (登録の取消し等)

- 第十九条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に 規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱い を確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合 しなくなつたとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の 構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施 設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
- 四 第十二条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当 することとなつたとき。
- 五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合 に準用する。

### (環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

#### (基準遵守義務

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持すると ともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、 その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準 を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持すると ともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、 その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるとき は、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基 準を定めることができる。

# (動物取扱責任者)

- 第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定める ところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、 動物取扱責任者を選任しなければならない。
- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第五号までに 該当する者以外の者でなければならない。
- 3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱 責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責 任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。)を受け させなければならない。

### (勧告及び命令)

- 第二十三条 都道府県知事は、動物取扱業者が第二十一条第一項 又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に 対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善 すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその 勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧 告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

# (報告及び検査)

- 第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三 条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、 飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な 事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の 事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物 件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認 められたものと解釈してはならない。

# 第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

- 第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市

の長を除く。) に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関 し、必要な協力を求めることができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止する ための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

- 第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところ により、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める 書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

# (許可の基準)

- 第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各 号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をして はならない。
- 一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項 が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の 構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基 準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なつた日から二年を経過しない者
- ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分 のあつた日から二年を経過しない者
- ハ 法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当 する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特 定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のた め必要があると認めるときは、その必要の限度において、その 許可に条件を付することができる。

# (変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変

- 更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府 県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環 境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

# (許可の取消し)

- 第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいず れかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養 又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適 合しなくなつたとき。
- 三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づ く処分に違反したとき。

#### (環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

# (飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

# (特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (報告及び検査)

- 第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立 入検査について準用する。

# 第五節 動物愛護担当職員

第三十四条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二

十四条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項において「動物愛護担当職員」という。)を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第四章 都道府県等の措置等

#### (犬及びねこの引取り)

- 第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第 二百五十二条の二十二第一項 の中核市(以下「中核市」とい う。)その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をい う。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求め られたときは、これを引き取らなければならない。この場合に おいて、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。) は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができ る。
- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者 に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定に より引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定める ことができる。
- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定 めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助 することができる。

# (負傷動物等の発見者の通報措置)

- 第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。
- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その 動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合 に準用する。

### (犬及びねこの繁殖制限)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの 引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、 必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

#### (動物愛護推進員)

- 第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物 の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推 進員を委嘱することができる。
- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだり に繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他 の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は 都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

#### (協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣 医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発 を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進 員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し 必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雜則

# (動物を殺す場合の方法)

- 第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りそ の動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関 し必要な事項を定めることができる。

## (動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

- 第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用 その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的 を達することができる範囲において、できる限り動物を供する 方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に 供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用 することに配慮するものとする。
- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、 直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処 分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及 び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

#### (経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理

的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

#### (審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第四項、第十二条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項の事態の設定又は第三十五条第五項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

- 第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより 衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処す ス
- 3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、い えばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳 類、鳥類又は爬虫類に属するもの
- 第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号 又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者
- 第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下 の罰金に処する。
- 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業 を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第十条第一項の登録(第十三条第一項の 登録の更新を含む。)を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者 四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反し た者
- 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下 の罰金に処する。
- 一 第十四条第一項若しくは第二項又は第二十八条第三項の規定 による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告を せず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査 を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者 第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条 から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 第四十九条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽 の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。
- 第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則抄

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施 行する。

#### (罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号) の施行の日から施行する。

#### (経過措置)

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な 経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二 款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第五十九条ただし書、方十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

# (国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。) の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国 又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続 をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手 続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく 政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞ れの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に 対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事 項についてその手続がされていないものとみなして、この法律 による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

#### (不服申立てに関する経過措置)

- 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、 当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。) に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この 条において「上級行政庁」という。)があったものについての同 法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該 処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服 審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上 級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級 行政庁であった行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方 公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規 定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### (手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行目前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

### (罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

# (その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行 に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政 令で定める。 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に 関して必要な事項は、政令で定める。

#### (検討

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのな いようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権 を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うも のとする。
- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的 かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担 に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。
- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一○二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年 法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三 条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

# (職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務 省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸 省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において 「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三 年法律第百二十号) 第八条の審議会等の会長又は委員長及び委 員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員 並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)で ある者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をも って、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」と いう。) 又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律 の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれ る部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若 しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものと する。

# (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律 の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六○号) 抖

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年 一月六日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第二二一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲 内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条 の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、国、地方 公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の 状況等を勘案して、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律 の施行の状況について検討を加え、動物の適正な飼養及び保管 の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所 要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三条 改正後の第十一条第一項の基準の設定及び改正後の第十 五条第一項の事態の設定については、内閣総理大臣は、この法 律の施行前においても動物保護審議会に諮問することができる。 (経過措置)

- 第四条 この法律の施行の際現に改正後の第八条第一項に規定する飼養施設を設置して同項に規定する動物取扱業を営んでいる者は、当該飼養施設を設置する事業所ごとに、この法律の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項に規定する書類を添付して、同条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。)に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、改正後の第八条第一項の規定による届出をした者とみなす。
- 3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、 二十万円以下の罰金に処する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をし たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項 の刑を科する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲 内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附 則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「新法」という。)第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

- 2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の 施行の日(以下「施行日」という。)において新法第五条第一項 及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。
- 第三条 新法第十二条第一項、第二十一条第一項及び第二十七条 第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律 の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができ る。

## (経過措置)

- 第四条 この法律の施行の際現に新法第十条第一項に規定する動物取扱業(以下単に「動物取扱業」という。)を営んでいる者(次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者(旧法第十四条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。)を除く。)は、施行日から一年間(当該期間内に新法第十二条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新法第十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。
- 3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により 引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その 者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県 知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。次条 第三項において同じ。)の登録を受けた動物取扱業者とみなし て、新法第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及 び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第 二十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用す る。
- 第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物(以下単に「特定動物」という。)の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。
- 3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行う ことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又 は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を 受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条(第三十一 条の規定に係る部分に限る。)及び第三十三条の規定(これらの 規定に係る罰則を含む。)を適用する。

#### (罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要 となる経過措置は、政令で定める。

#### (条例との関係)

- 第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、 当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失 効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従 前の例による。

#### (検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。 (調整規定)
- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組

織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規 定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中 間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯 罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

## 【資料 26】

# 狂犬病予防法

(昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号) 最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一六○号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止 し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共 の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

- 第二条 この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第二号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第七条から第九条まで、第十一条、第十二条及び第十四条の規定並びにこれらの規定に係る第四章及び第五章の規定に限りこれを適用する。
- 一 犬
- 二 猫その他の動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる (次項において「牛等」という。)を除く。)であつて、狂犬病を 人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの
- 2 犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に 重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、 期間及び地域を指定してこの法律の一部(前項第二号に掲げる 動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。 次項において同じ。)を準用することができる。この場合におい て、その期間は、一年を超えることができない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規 定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、 厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に 報告しなければならない。

#### (狂犬病予防員)

- 第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。
- 2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票 を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならな

第二章 通常措置

#### (登録)

- 第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。
- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録 し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

- 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、 犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める 事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定める ところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときに あつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出な ければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有 者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労 働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町 村長に届け出なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

#### (予防注射)

- 第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。
- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を 受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなけれ ばならない。

#### (抑留)

- 第六条 予防員は、第四条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第五条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。
- 2 予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知 事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができ る
- 3 予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。
- 4 何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。
- 5 第三項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。
- 6 第二項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項 の規定を準用する。
- 7 予防員は、第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者 の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨 を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲 した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならな
- 8 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨 を二日間公示しなければならない。
- 9 第七項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後一

日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10 前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

#### (輸出入検疫)

- 第七条 何人も、検疫を受けた犬等 (犬又は第二条第一項第二号 に掲げる動物をいう。以下同じ。) でなければ輸出し、又は輸入してはならない。
- 2 前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その 検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第三章 狂犬病発生時の措置

#### (届出義務)

- 第八条 狂犬病にかかつた犬等若しくは狂犬病にかかつた疑いの ある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを 診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定 めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健 所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診 断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこ れをしなければならない。
- 2 保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣 に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。 (隔離義務)
- 第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、 直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に 危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。
- 2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

#### (公示及びけい留命令等)

第十条 都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下 この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めたときは、直ち に、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のす べての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなけ ればならない。

#### (殺害禁止)

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員 の許可を受けなければこれを殺してはならない。

#### (死体の引渡し)

第十二条 第八条第一項に規定する犬等が死んだ場合には、その 所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さな ければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取 りを必要としない場合は、この限りでない。

## (検診及び予防注射)

第十三条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び 区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の 予防注射を行わせることができる。

#### (病性鑑定のための措置)

- 第十四条 予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかつた犬等を殺すことができる
- 2 前項の場合においては、第六条第十項の規定を準用する。 (移動の制限)
- 第十五条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

#### (交通のしや断又は制限)

第十六条 都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急 の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところに より、期間を定めて、狂犬病にかかつた犬の所在の場所及びそ の附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、 その期間は、七十二時間をこえることができない。

## (集合施設の禁止)

第十七条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

#### (けい留されていない犬の抑留)

- 第十八条 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定によるけい 留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を 押留させることができる。
- 2 前項の場合には、第六条第二項から第十項までの規定を準用する。

## (けい留されていない犬の薬殺)

- 第十八条の二 都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第一項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第十条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。
- 2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

#### (厚生労働大臣の指示)

第十九条 厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第十三条及び第十五条から前条までの規定による

措置の実施を指示することができる。

第四章 補則

#### (公務員等の協力)

第二十条 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び 獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたと きは、これを拒んではならない。

#### (抑留所の設置)

第二十一条 都道府県知事は、第六条及び第十八条の規定により 押留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設 け、予防員にこれを管理させなければならない。

#### 第二十二条 削除

#### (費用負担区分)

第二十三条 この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げる ものを除き、都道府県の負担とする。

#### 第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入 検疫中の大等の飼養管理費を除く。)

#### 第二 犬等の所有者の負担する費用

- 一 第四条の規定による登録の手続に要する費用
- 二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用
- 三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及 びその返還に要する費用
- 四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費
- 五 第八条の規定による届出に要する費用
- 六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した 費用

#### (処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

## (政令で定める市又は特別区)

第二十五条 この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第八条第二項及び第三項並びに第二十五条の三第一項の規定については、この限りでない。

## (再審査請求)

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項 の 規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分(地方 自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務(次条において「第一号法定受 託事務」という。)に係るものに限る。)についての審査請求の 裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をす ることができる。

#### (事務の区分)

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条 から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条ま

- で、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第 一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、 第一号法定受託事務とする。
- 2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第 十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七 条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条 第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十 八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に 基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている 事務は、第一号法定受託事務とする。
- 3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の 規定により市町村(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政 令で定める市を除く。)が処理することとされている事務は、第 一号法定受託事務とする。

#### 第五章 罰則

- 第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金 に処する。
- 一 第七条の規定に違反して検疫を受けない大等(第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。)を輸出し、又は輸入した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して大等についての届出をしなか つた者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者
- 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金 に処する。
- 一 第四条の規定に違反して犬 (第二条第二項の規定により準用 した場合における動物を含む。以下この条において同じ。) の登 録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注 射済票を着けなかつた者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わな かつた者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命 令に従わなかつた者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつ た者
- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の 禁止又は制限に従わなかつた者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制 限に従わなかつた者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつ た者
- 第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規 定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

#### 附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の規定については、な お従前の例による。

附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二一三号) 抄

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
- 2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、許可 その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後 の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附 則 (昭和二九年四月三〇日法律第八〇号)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に、この法律による改正前の第六条第四項 (第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により 所有者に対する通知が行われ、又は同条第五項(第十八条第二 項において準用する場合を含む。)の公示期間が満了した犬の処 分については、この法律による改正後の第六条第九項(第十八 条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査 法による不服申立てをすることができることとなる処分に係 るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査 法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、 異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政 不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による 改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、 かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行 政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、 この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な

経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四二年八月一日法律第一二〇号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年五月一日法律第三八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項 の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行す る。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第六十四条の四第一項、第六十六条、第六十七条、第六十八 条第一項、第二項及び第四項、第六十九条並びに第六十九条の 二第二項の改正規定、第六十九条の三の次に一条を加える改正 規定、第七十条第一項及び第三項の改正規定、同条を第七十一 条とする改正規定並びに第七十二条を削り、第七十一条を第七 十二条とする改正規定 昭和五十四年一月一日
- 二 第十八条の八、第二十二条第二項及び第二十二条の三第二項 の改正規定、第七十八条第六号を削る改正規定、第八十条第一 号及び第八十一条の改正規定、第八十二条第二項の表の改正規 定(淡水区水産研究所の項を削る部分に限る。)、第八十三条の 改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十七条 の改正規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において、各 規定につき、政令で定める日
- 三 第十八条第三項、第十八条の三第二項及び第二十一条第二項 の改正規定 昭和五十五年三月三十一日までの間において、各 規定につき、政令で定める日

附 則 (昭和五四年一二月二五日法律第七〇号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (経過措置)
- 5 第五条の規定による改正前の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票は、第五条の規定による改正後の 狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票と みなす
- 9 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

附 則 (昭和五六年五月三〇日法律第五八号) 抄 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月二五日法律第四七号) この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二十条の規定 昭和六十年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに第二十一条中優生保護法第二十二条の改正規定(「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。)及び同法第三十条の改正規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定並びに附則第四十一条中厚生省設置法第六条の改正規定(「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。)は平成九年四月一日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則にお

いて従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行 後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成六年——月——日法律第九七号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第七条及び附則第六条の規定 平成七年四月一日 (狂犬病予防法の一部改正に伴う経過措置)
- 第六条 第七条の規定の施行の際現に犬を所有している者について同条の規定による改正後の狂犬病予防法第四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とあるのは、「平成七年四月一日(同日において生後九十日以内の犬を所有している場合にあつては、生後九十日を経過した日)」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この 法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、 第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内 において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定 (同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法 律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。) 並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、 第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五 十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第 百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(従前の例による事務等に関する経過措置)

第六十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項、第七十八条第一項並びに第八十七条第一項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされた事項に係る都道府県知事の事務、権限又は職権(以下この条において「事務等」という。)については、この法律による改正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法又はこれらの法律に基づく命令の規定により当該事務等に相当する事務又は権限を行うこととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事務局長者しくはその地方社会保険事務局長から委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限とする。

(新地方自治法第百五十六条第四項の適用の特例)

第七十条 第百六十六条の規定による改正後の厚生省設置法第十四条の地方社会保険事務局及び社会保険事務所であって、この法律の施行の際旧地方自治法附則第八条の事務を処理するための都道府県の機関(社会保険関係事務を取り扱うものに限る。)の位置と同一の位置に設けられるもの(地方社会保険事務局にあっては、都道府県庁の置かれている市(特別区を含む。)に設けられるものに限る。)については、新地方自治法第百五十六条第四項の規定は、適用しない。

(社会保険関係地方事務官に関する経過措置)

第七十一条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に 規定する職員(厚生大臣又はその委任を受けた者により任命さ れた者に限る。附則第百五十八条において「社会保険関係地方 事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、 相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となるも のとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)

第七十二条 第百六十九条の規定による改正前の社会保険医療協議会法の規定による地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員は、相当の地方社会保険事務局の地方社会保険医療協議会並びにその会長、委員及び専門委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(準備行為)

第七十三条 第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二 条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定に よる公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことがで きる。

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条 から第百五十一条まで、第百五十七条、第百五十八条、第百六 十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百七十 三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十 八条、第百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四 条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又 は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条 の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に 関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業 法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、 身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング 業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会 福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と 畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技 師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害 者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子 保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物に おける衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予 防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規 定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四 項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツサー ジ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項(同 法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、食品衛 生法第二十二条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一 項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項(同法第二十二条第四 項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年金保険法第百条 第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第百六 条第一 項、薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復 師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事そ の他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分 は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条 第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マツ サージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項 (同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)、食品 衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若 しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項 若しくは第二項(同法第二十二条第四項及び第五項で準用する 場合を含む。)、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九 条第一項若しくは第二項、国民年金法第百六条第一項、薬事法 第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又 は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方 公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

#### (処分、申請等に関する経過措置)

- 第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国 又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続 をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手 続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく 政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞ れの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に 対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事 項についてその手続がされていないものとみなして、この法律 による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

## (不服申立てに関する経過措置)

- 第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、 当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。) に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この 条において「上級行政庁」という。)があったものについての同 法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該 処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服 審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上 級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級 行政庁であった行政庁とする。
- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方 公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規 定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### (手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に

別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

#### (罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

- 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行 に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政 令で定める。
- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に 関して必要な事項は、政令で定める。

#### (検討)

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的 かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担 に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講 ずるものとする。
- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六○号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年 一月六日から施行する。

## 【資料27】

# ○○県身体障害者補助犬給付要綱 (例)

(目 的)

第1条 この要綱は、視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者 (以下、「身体障害者」という。) に対して身体障害者補助犬法 (以下「補助犬法」という。) に基づく身体障害者補助犬(以 下「補助犬」という。) を給付することによって、身体障害者 の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 対象者は、○○県に居住する満18歳以上の在宅の身体 障害者で、次の要件を備えたものとする。
  - (1) 身体障害者手帳を所持し、身体障害者福祉法施行規則別 表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表において、盲 導犬については視覚障害1級、介助犬については肢体不自 由1・2級、聴導犬については聴覚障害2級である者を給 付対象者とする。
  - (2) ○○県におおむね1年以上居住していること。
  - (3)世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が○○円未満であること。
  - (4) 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住するものにあっては、その家屋の所有者又は管理する者の承諾を得られること。
  - (5) 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができると認められること。
  - (6) 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

(申 請)

第3条 補助犬の給付を希望する者(以下「申請者」という。) は、補助犬給付申請書(別紙様式第1号)、誓約書(別紙様 式第2号)及び第2条第3号の世帯全体の所得税額が確認で きるもの(課税証明書、源泉徴収票等)を市町村に提出する ものとする。

この場合において、自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者(○○県営住宅に居住する者を除く。) にあっては、補助犬飼育同意書(別紙様式第3号)を提出するものとする。

(審査等)

第4条 第3条の規定により申請を受理した市町村は、当該申請 書等を審査の上、○○○あて進達するものとする。

(適性調査)

第5条 ○○○は、第4条の規定により進達された書類の内容を 審査した結果、適当と認められた者に対し、補助犬利用の適 否を決定するために適性調査を行うものとし、適性調査実施 通知書(別紙様式第4号)を市町村を通じて交付する。

なお、第2条に規定する対象者要件のいずれかを満たして

いない場合は、補助犬給付申請却下通知書(別紙様式第5号) に理由を付して、市町村を通じて申請者に交付する。

(訓練指導)

第6条 ○○○は、第5条の規定により行われた適性調査の結果 が適当であると認められた者(以下「給付候補者」という。) に対し、身体障害者補助犬法施行規則(以下「補助犬法施行 規則」という。)に基づく訓練を行なうものとし、訓練指導実 施通知書(別紙様式第6号)を市町村を通じて交付する。

なお、適性調査の結果が不適当であると認められた場合又は訓練指導を修了できなかった場合は、補助犬給付申請却下通知書(別紙様式第5号)に理由を付して、市町村を通じて申請者に交付する。

## (補助犬育成等の委託)

第7条 ○○○は、給付候補者が使用する補助犬としての適性を有する候補犬の育成・管理に関すること、並びに、補助犬法第3条第1項に定める訓練(給付候補者との合同訓練を含む。)及び同法第16条第1項に定める認定(候補犬が盲導犬の場合は、道路交通法施行令第8条に定める国家公安委員会指定法人が盲導犬として必要な訓練を受けていると認めること。)を受けることを、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第4条の2第12項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う団体で、知事が適当と認めるもの(以下「委託団体」という。)に予算の範囲内で委託して実施することができる。

#### (委託候補事業者登録資格)

- 第8条 ○○県身体障害者補助犬給付事業の委託候補事業者として登録を申請できるものは、次の要件を備えたものとする。
  - (1) 社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定 非営利活動法人であること。
  - (2) 事業者所在地が○○県又は○○県近郊であること。
  - (3) 盲導犬の訓練事業者においては、道路交通法施行令第8 条及び国家公安委員会規則第17号の規定に基づき国家公 安委員会の指定を受けていること。介助犬・聴導犬の訓練 事業者においては、事業者所在地の都道府県知事に、身体 障害者福祉法第26条及び社会福祉法第69条の規定に基づ く第2種社会福祉事業の届け出を行っていること。
  - (4) 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人が認定した認定犬(盲導犬の場合は、道路交通法施行令第8条に定める国家公安委員会指定法人が盲導犬として必要な訓練を受けていると認める犬)を、登録申請日現在1頭以上育成していること
  - (5) 給付候補者から第2条に定める給付相談や意見書作成の 依頼があった場合に、無償でこれに協力できること。

(委託候補事業者の登録)

第9条 給付候補者に補助犬を給付するに際し、○○県身体障害者補助犬(介助犬・聴導犬)給付委託事業の受託を希望する事業者は、○○○あてに、委託候補事業者登録申請書と、別表に規定する必要書類を提出する。

(委託事業者の選定)

- 第10条 補助犬給付事業委託事業者の選定は、補助犬給付審査 会設置要綱が定める審査会が行い、これを決定する。
  - 2 委託事業者の選考方法は、書類選考及び現地調査とする。
  - 3 候補犬は給付対象者の需要に合わせて訓練されることから、委託事業者の選定は、給付対象者と組で選考することができる。

(認定報告)

第11条 委託団体は、前条の訓練を受けた候補犬が認定を受けたときは、速やかに認定証の写しを○○○に提出するものとする。

(給 付)

第12条 ○○○は、第6条の規定による訓練指導及び第8条の 規定による認定報告を修了した者(以下「利用者」という。) に、補助犬給付決定通知書(別紙様式第7号)を市町村を通 じて交付し、補助犬を給付するものとする。なお、利用者は 給付の際、補助犬受領書(別紙様式第8号)を提出するもの とする。

(給付条件)

- 第13条 利用者は、次の各号について、遵守しなければならない。
  - (1) 補助犬の胴体に補助犬である旨の表示をすること。
  - (2)補助犬の保健衛生管理に関し、獣医師の行う指導を受けるほか、「身体障害者補助犬の衛生確保ガイドライン」に基づく自己管理を行い、その結果を「身体障害者補助犬健康管理手帳」に記録すること。
  - (3)「身体障害者補助犬健康管理手帳」を携帯し、利用施設管理者等の請求に応じこれを提示すること。
  - (4) 補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を 受けさせ、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めるこ と
  - (5) 補助犬が他人に迷惑を及ばすことがないようその行動を 十分管理すること。
  - (6) 補助犬を殺傷、虐待又は放置することなく愛情をもって 接すること。
  - (7) 補助犬を売却、譲渡又は担保にしないこと。
  - (8) 補助犬を第三者に貸付けないこと。
  - (9) その他関係法令等に反する行為をしないこと。

第14条 利用者が、第10条に定める給付条件に違反したと認めたときは、本人から当該給付に要した費用の全部又はその一部を賠償させることができる。

(届出)

- 第15条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに補助犬異動届(別紙様式第9号)によりその旨を○○○に届け出なければならない。
  - (1) 居住地又は氏名を変更したとき。
  - (2) 利用者の死亡又は疾病等により補助犬の利用を止めたとき。
  - (3)補助犬が死亡又は事故及び老衰等により機能を果たさなくなったとき。

(返 還)

- 第16条 ○○○ は、利用者が第10条に規定する給付条件に違反し、改める見込みがないときは、補助大給付取消通知書(別紙様式第10号)を交付し、補助犬を返還させるものとする。 (再給付)
- 第17条 補助犬が、第12条第3号に定める事由に該当するに至ったときは、申請に基づき新たにこれを給付することができる。ただし、第6条に規定する訓練指導を再度受けるものとする。

(費用負担)

- 第18条 補助犬の給付は無償とする。
  - 2 第6条に規定する訓練指導の為の旅費、食費等は、当該申 請者が実費で負担するものとする。
  - 3 給付された補助犬の飼育、管理、治療等に係る一切の経費 は、利用者の負担とする。

(秘密の保持)

第19条 委託団体は、その業務を行うにあたって知り得た個人の 秘密を守らなければならない。

(帳簿の備付)

第20条 ○○○は、補助犬台帳(別紙様式第11号)を備えて、 補助犬の給付状況を整理しておくものとする。

(その他)

- 第21条 ○○○は、第5条及び第6条で規定する実施通知書に対し、申請者が真にやむを得ないと認められる理由なく、実施通知のあった日から3か月を超えて、これに応じない場合は、補助犬給付申請却下通知書(別紙様式第5号)に理由を付して、市町村を通じて申請者に交付することができるものとする。
- 第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(賠償責任)

## 別紙様式第1号(第3条関係)

	身	体	障	害	者	補	助	犬	給	付	申	請	書		
○○○福祉保	健局長履	ŧ													
			申計	赭	住	月	ŕ								
					氏	名	1								
					生年	月日			年		月		日	歳	
					電	25			(		)				

希望する補	助犬の	の種类	Ĭį.			盲導	犬	•	介明	力犬	٠	聴动	鄭犬	
				番		号				第		号	第	種
	身	本障害	猪	交	1年	月日			年	月	日3	交付		紐
障害の状況	手		帳	障	害	名	視力				), ;			)
	職		業				聴力	右	_	月	り、;	左(		)
		O E	/14			り期間	_		_	н E		カ月		
	$\vdash$				_	つ 39911町	+					,,,,		
	L			の飼育	_	_	_			ग		不可		
	続	柄		氏	1	名	年	鈴	ļ	厳	業	_	月	収
世帯構成														
就労状況	1	就劣	中	:	2 1	就労確	定	3	未	式労				
住居の状況	1 3 5	賃貸		(— <u>F</u>			2 4							

補助犬を必要 とする理由	
備考	
	本申請者は、○○○身体障害者補助犬給付要綱第2条に規定する対象者要件
審査等	を満たしていることを証する。 福祉主管課長 (印)
	  号規定の確認書類  明書・源泉像収票・年金証書・恩給証書・その他( )

## 別紙様式第2号(第3条関係)

別紙様式第2号(第3条関係)

響 約 書

○○○補助大給付のうえは、裏面の各注意事項を遵守し、万一これに違反した場合は、
補助大を返還あるいは賠償することに異議ありません。ここに保証人と連署をもって響
約いたします。

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

(採証人 住 所

氏 名 印

(裏) 利用者は、次の各号について、遵守しなければならない。 1 補助犬の胴体に補助犬である旨の表示をすること。 2 補助犬の保健衛生管理に関し、獣医師の行う指導を受けるほか、「身体障害者補助犬の衛生 確保ガイドライン」に基づく自己管理を行い、その結果を「身体障害者補助犬健康管理手帳」 に記録すること。 3 「身体障害者補助犬健康管理手帳」を携帯し、利用施設管理者等の請求に応じこれを提示 すること。 4 補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせ、公衆衛生上の危害を生 じさせないよう努めること。 5 補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理すること。 6 補助犬を殺傷、虐待又は放置することなく愛情をもって接すること。 7 補助犬を売却、譲渡又は担保にしないこと。 8 補助犬を第三者に貸付けないこと。 9 その他関係法令等に反する行為をしないこと。 第2 賠償責任 利用者が、第1に定める給付条件に違反したと認めたときは、本人から当該給付に要した費用 の全部又はその一部を賠償させることができる。

## 別紙様式第3号(第3条関係)

別紙様式第3号(第3条	関係)						
	000補	助犬	飼育	同意	書		
○○○福祉保健局長殿				平成	年	月	H
		(家屋の所	所有者又	は管理者	)		
		住	所				
		氏	名				印
○○○補助犬の飼育に	ついて、下記のと	とおり同意	<b>まします</b> 。				
家屋借受人							
家屋所在地							

## 別紙様式第4号(第5条関係)

	適	性	調	查	実	施	通	知	書				
										第			Ą
										平成	年	月	F
	殿												
			(	00	〇福	祉保	健局	長			印		
平成 年 月													
第5条に規定する適性訓 補助犬の使用の適否を半													
指導を行うことになりま													
なお調査は、○○○か お願いいたします。	5補助犬給	付事	薬を	委託	して	いる	補助	大育	成団体	本が行いま	すので	. 12	) L <
					記								
1 調査実施者及び連絡	各先												
2 日 時													

## 別紙様式第5号(第5・6条関係)

別紙様式第5号 (第5・6条関係) 補助犬給付申請却下通知書 第 号 平成 年 月 日 ○○○福祉保健局長 平成 年 月 日付けで申請された補助大給付に対し、〇〇〇身体障害者補助大給付要網に基づき、下記の理由により給付を行わないことに決定したので通知します。 記 1 理由

## 別紙様式第6号(第6条関係)

	•	,,,	•	,	()		1~12	V 1.	1-7										
別緒	氏様:	式第	6号	(第6	条関	係)													
						311	練	指	導	実	施	通	知	書					
													領	· 成	tr:	月	-	号口	
													7	-JJX.	4-	Л		н	
						殿													
									00	〇福	祉保	健局	長				F	<b>\$</b> 1	
Σ	区成		丰	月	В	に行っ	た適	f性課	査の	結果	. C	OC	身体	<b>球魔</b> 害	者補助	力大給付	十要;	綱第6	条で規
定	トる	補助	大との	p訓糾	指導	を下記	のと	おり	実施	する	عے	に決	定し	たの	で通知	します	t.	この指	導を修
						を受け			_		-	Admi	-1>=	v-Am	14-296	es code	la D	- L	71.7
			は、 します		/Z)×ffB	助人和	51·17·40	楽を	安計		vo	(相切	IX F	ELXA	<u>ነ</u> ቀምነገ	JV 3	10)	e, 1	ろしく
										記									
1	指	尊実	施者及	とび連	絡先														
2	日	時																	

## 別紙様式第7号(第9条関係)

別紙様式第7号(第9条関係)

補助犬給付決定通知書

第 另

殿

○○○福祉保健局長

平成 年 月 日付けをもって申請のあった補助犬を、下記により給付することに決定したので通知します。

記

身体障害者	犬 名		登録番号	
補助犬の種類	犬 種		(認定番号)	
・盲導犬	性 別	おす・めす	生年月日	
・介助犬	毛 色		高さ	cm
・聴導犬	特 徴			
給付年月日		平成 年	月 日	

※ なお、補助犬受領書を提出するとともに、裏面の注意事項を遵守して下さい。

	(200)

第1 届 出

利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を都に届け出なければな らない。

- 1 居住地又は氏名を変更したとき。
- 2 利用者の死亡又は事故及び老衰等により補助犬の利用を止めたとき。
- 3 補助犬が死亡又は事故及び老衰等により機能を果たさなくなったとき。

第2 返 還

利用者は、補助犬の給付が取り消されたときは、速やかに補助犬を返還するもの

とする。

## 別紙様式第8号(第9条関係)

別紙様式第8号 (第9条関係)

補助犬受領書

平成 年 月 日

○○○福祉保健局長殿

利用者 住 所

氏 名 月

○○○補助犬を下記のとおり確かに受領いたしました。

記

身体障害者	補助犬の種類	盲導犬	介助犬	聴導犬
犬	名			
登録(記	認定)番号			
犬	種			
生 年	月日	平成	年 月	日
性	別	お	す・めす	-
毛	色			
高	ð.			c m
特	徴			

## 別紙様式第9号(第12条関係)

別紙様式第9号(第12条関係)

補助犬異動届

○○○福祉保健局長殿

住 所

氏 名 月

下記のとおり異動が発生しましたので届け出ます。

182

補助犬の種類	口盲	導犬	口介助	犬		聴導犬	
犬 名			登録(賞	8定)	番号		
異動事由	□住所変更 □氏名変更 □本人死亡	変更前変更後					
	□補助大死亡 □利用を止めた □その他	その他					
異動が発生した	<b>EB</b>	平	成 4	F.	月	B	

該当する口の中にレ印をつけて下さい。

## 別紙様式第10号(第13条関係)

	補	助	犬;	哈 付	取	消	通	知	書			
								第			号	
								平成	年	月	日	
	_											
	殿											
					0	00	福祉	保健局	長			印
平成 年 己の理由により取				補助犬						助犬の糸	合付に・	つい
	消しますので			補助犬	を返					助犬の糸	合付に・	⊘(\)°
己の理由により取 利用者 盲導犬	消しますので			補助犬	を返					助犬の糸	合付に・	ייוס
己の理由により取	消しますので 近名 T	、速		補助犬	を返					助犬の糸	合付に	2011
利用者 盲導大 介助犬	氏名 犬 名 登録番号 (認定番号)	、速		補助犬	を返					助犬の糸	合付に	2011
利用者 盲導大 か助犬 聴導犬	氏名 犬 名 登録番号 (認定番号)	、速		補助犬	を返					助犬の糸	合付に・	2011

## 別紙様式第11号(第17条関係)

		_	_	_		-		, ,	_						
		O	O	O	補	助	犬	台(	長						
	(	盲導	犬		介助	犬	Į	恵導犬	)						
犬 名							登録(以	定)番号				1			
犬 種							生年	月日				]			
性 別							毛	色							
高さ							特	徴							
訓練歷															
	氏		名						性別		年 齢		職	業	
利用者	身体即	害者	5手帳			第		号	障害名						
村州有	居	住	地								TEL				
	ж	身	抽						絵付	年月日					

#### 平成19年度介助犬・聴漢犬給付取扱要領兼委託候補事業者選定要領

(目 的) 第1条 この要領は、○○○身体障害者補助犬給付要綱(以下、「給付要綱」という。) に基づき実施す る○○○身体障害者補助犬(介助犬・聴導犬)給付事業の、給付候補者の申請要領と、給付審査 会が厳正かつ公平に給付候補者及び委託事業者の選定を行うに必要な事項を定めるものとする。

#### (給付相談)

第2条 給付要綱第2条に定める給付対象者要件を満たす者のうち、○○○から介助大及び聴導大の給 付を希望する者(以下、「給付候補者」という。)は、第4条に定める資格要件を満たす事業者に あらかじめ給付相談を行い、補助犬使用者としての適性の有無やニーズ評価を受けるものとする。

#### (給付申請)

第3条 給付相談の結果、平成19年度内に認定試験を受験する見込みがあると判断された給付候補者 は、給付要綱第3条に定める書類に、訓練事業者がその所見に基づき作成した意見書を添えて、 区市町村福祉主管課宛提出するものとする。

申請の期間は、平成19年4月1日から同年5月31日までとする。

#### (委託候補事業者登録資格)

- 第4条 平成19年度○○○身体障害者補助犬(介助犬・聴導犬)給付事業の委託候補事業者として登 録を申請できるものは、次の要件を備えたものとする。
  - (1) 社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非常利活動法人であること。
  - (2)事業者所在地が○○○又は○○○近郊であること。
  - (3)事業者所在地の都道府県知事に、身体障害者福祉法第26条及び社会福祉法第69条の規定に基づく第2種社会福祉事業の届け出を行っていること。
  - (4) 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人が認定した認定犬を、登録申請日現在1頭 以上育成していること。
  - (5) 給付候補者から第2条に定める給付相談や意見書作成の依頼があった場合に、無償でこれ に協力できること。

#### (委託候補事業者の登録)

第5条 給付候補者に介助犬・聴導犬を給付するに際し、○○○身体障害者補助犬 (介助犬・聴導犬) 給付委託事業の受託を希望する事業者は、福祉保健局長あてに、委託候補事業者登録申請書と、 別表に規定する必要書類を提出する。

申請の期間は、平成19年4月1日から同年5月31日までとする。

第6条 介助犬・聴導犬給付対象者(以下「給付対象者」という。)の選考は、介助犬・聴導犬給付審 査会設置要綱が定める審査会が行い、これを決定する。

#### 2 給付対象者の選考方法は、原則として書類選考とし、必要に応じて面接等を行うことができ

- 3 給付審査委員会は、審査に必要な限りにおいて、給付候補者の同意を得た上で、○○○心身 障害者福祉センターの身体障害者手帳判定書類を閲覧することができる。また、訓練事業者等か ら給付候補者についての情報を収集することができる。
- 4 給付対象者の決定にあたっては、給付要綱第2条に定める要件のほか、障害の程度、生活状 況、就労などの社会参加への効果、補助犬の必要性等を考慮する。

- 第7条 介助犬・聴導犬給付事業委託事業者の選定は、介助犬・聴導犬給付審査会設置要綱が定める審 査会が行い、これを決定する。
  - 2 委託事業者の選考方法は、書類選考及び現地調査とする。
  - 3 候補犬は給付対象者の需要に合わせて訓練されることから、委託事業者の選定は、給付対象

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 別被

#### 委託候補事業者登録に必要な書類

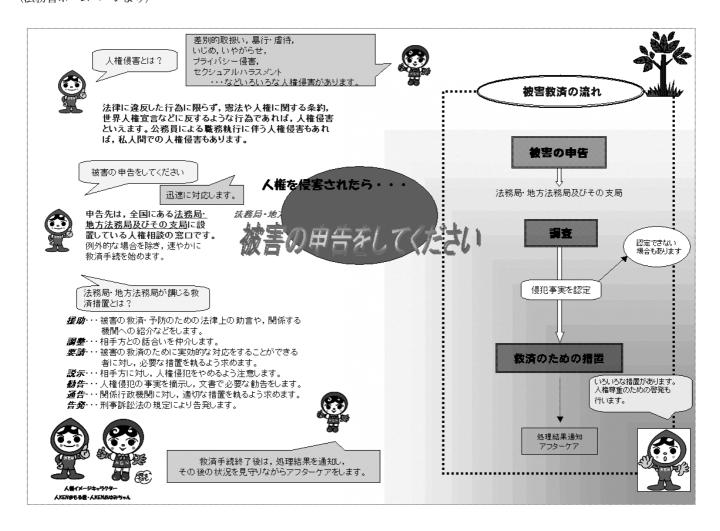
- (1) ○○○に社会福祉法第26条による届け出を行っている事業者、及び過去に○○○の補助犬給 付事業の委託を受託している事業者
  - ア 委託候補事業者登録申請書(○○○様式)
- 事業計画書
- ウ 適性調査状況等報告書又は訓練指導状況等報告書(申請時において既に適性調査を終了し、又 は訓練指導を開始している給付候補者がいる事業者のみ提出。自由様式)
- (2) (1)以外の事業者
  - ア 委託候補事業者登録申請書(○○○様式)
- 法人の登記簿及び訓練施設の登記簿の写し
- ウ 前年度と本年度の収支予算書及び前年度の収支決算書(写)
- 前年度と本年度の事業計画書
- 訓練の実施体制を記載した書類
- 専門職との協力体制を記載した書類 候補犬の確保方法を記載した書類
- 候補犬の保健衛生の確保体制を記載した書類
- 再訓練の実施体制を記載した書類
- コ 動物取扱業の届の写し (該当の事業者のみ) サ 身体障害者補助大法第15条に基づく指定法人が認定した認定犬を1項以上育成しているこ とが確認できる書類 (認定証の写し等)。
- シ 適性調査状況等報告書又は訓練指導状況等報告書(申請時において既に適性調査を終了し、又 は訓練指導を開始している給付候補者がいる事業者のみ提出。自由様式)

## 【資料28】

# 人権を侵害されたら

被害の申告は、口頭・文書いずれでもよく、その形式を問いませんが、「人権侵犯被害申告シート」を出力の上、これに所要の事項を記載して申告することもできます。

(法務省ホームページより)



# おわりに

本マニュアルの作成にあたっては、これまで「特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー」に寄せられた種々のご相談等を基に編集しておりますが、網羅されていない内容等が多数あるかもしれません。本マニュアルについて、不備な点や疑問点等がございましたらぜひご意見をお寄せいただき、今後のマニュアルの更なる改善につなげてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

## 身体障害者補助犬受け入れ等相談対応マニュアル作成委員会 委員名簿

## 委員

山口亜紀彦&オリーブ 介助犬使用者、日本介助犬使用者の会事務局長

秋山テジ子
全国盲導犬施設連合会事務局

水上 言 社会福祉法人日本介助犬協会訓練部主任 水越みゆき 特定非営利活動法人聴導犬普及協会訓練部

水越 美奈 日本獣医生命科学大学獣医学部助教

吉田 文 藍野大学医療保健学部作業療法学科准教授

石上 智美 日本医療科学大学保健医療学部リハビリテーション学科講師

米本 清 岩手県立大学社会福祉学部教授

木間 昭子特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会理事高柳 友子特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー専務理事

#### オブザーバー

平井 陽平 財団法人全国生活衛生営業指導センター指導調査部長

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室

# [ 身体障害者補助犬受け入れ等相談対応マニュアル ]

2008年3月発行

編集●身体障害者補助犬受け入れ等相談対応マニュアル作成委員会

発行所 ● 特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-12-3-9F

TEL: 045-475-4925 FAX: 045-475-4926

E-mail: info@jsdra.jp

ホームページ:http://www.jsdra.jp

特定非営利活動常人日本介助犬アカデミーが発行するすべての印刷物の著作権は、 日本介助犬アカデミーが所有します。無断で複製、転載することは固くお断りします。

